

博士論文  
法人所得課税が企業の海外展開に与える影響

平成 29 年 8 月

中央大学大学院経済学研究科経済学専攻博士課程後期課程

伊藤潤平

# 法人所得課税が企業の海外展開に与える影響

伊藤潤平

## 目次

序章 背景と問題意識.....	1
I. 日本企業と法人所得税制.....	1
1. 日本企業の海外進出状況.....	1
2. 日本の法人所得課税の税率.....	1
3. 日本の法人所得課税の税収.....	4
II. 国際的資本移動の決定要因.....	6
1. 先行研究.....	6
2. 企業アンケートからみる国際的資本移動の決定要因 .....	8
III. 法人所得課税と国際的資本移動.....	14
1. 法人所得課税の税率が国際的資本移動に与える影響 .....	14
2. 法人所得課税ベースの国際的資本移動に与える影響 .....	15
IV. 本論文の構成.....	17
第1章 法人所得税制の非対称性が法人所得課税負担に与える影響.....	18
はじめに.....	18
I. 法人所得税制の非対称性の概要と先行研究.....	20
1. 法人所得税制の非対称性.....	20

2. 法人所得税収の推移および先行研究の概観 .....	21
<b>II. 法人所得税制の非対称性と平均税率、経済的利益 .....</b>	<b>23</b>
1. 平均税率の概要と法人所得税制の非対称性 .....	23
2. 経済的利益・課税所得および欠損金の関係 .....	25
<b>III. 経済的利益、平均税率の推計 .....</b>	<b>28</b>
1. 経済的利益の計測 .....	28
2. 平均税率の推移と要因分解 .....	31
おわりに .....	36
補論 1. 経済的利益の計算方法およびデータの出所 .....	38
補論 2. 平均税率の要因分解 .....	43
<b>第2章 日本企業の海外進出に与える繰越控除制度の影響 .....</b>	<b>45</b>
はじめに .....	45
<b>I. 問題背景 .....</b>	<b>45</b>
1. 法人所得税制と企業の海外進出 .....	45
2. 繰越・繰戻欠損金制度 .....	46
<b>II. 推定方法 .....</b>	<b>47</b>
1. 推定フレームワーク .....	47
2. 限界実効税率の推計方法 .....	48
3. 推定方法 .....	50
<b>III. 推定結果 .....</b>	<b>50</b>
おわりに .....	52

第3章 国際的二重課税の調整が企業の海外展開に与える影響 .....	53
はじめに .....	53
I. 2009年度税制改革と法人所得税率 .....	53
II. 分析視点および推定方法 .....	56
1. 分析視点、観測期間および観測対象 .....	56
2. 推定モデル .....	56
III. 推定結果 .....	59
おわりに .....	62
第4章 移転価格税制が企業の海外展開に与える影響 .....	63
はじめに .....	63
I. 各国移転価格税制の状況 .....	64
II. 実証分析 .....	74
1. 理論モデル .....	74
2. 実証分析アプローチ .....	76
3. データ .....	78
III. 推定結果 .....	79
おわりに .....	82
補表 A. 調査データ：観測対象国 .....	84
終章 分析結果と残された課題 .....	85
第1章 法人所得税制の非対称性が法人所得課税負担に与える影響 .....	85
第2章 繰越控除制度が企業の海外展開に与える影響 .....	86

第3章 国際的二重課税の調整が企業の海外展開に与える影響 .....	87
第4章 移転価格税制が企業の海外展開に与える影響 .....	88
政策的インプリケーションと今後の課題 .....	89
参考文献 .....	91
参考資料 .....	98

# 序章 背景と問題意識

## I. 日本企業と法人所得税制

### 1. 日本企業の海外進出状況

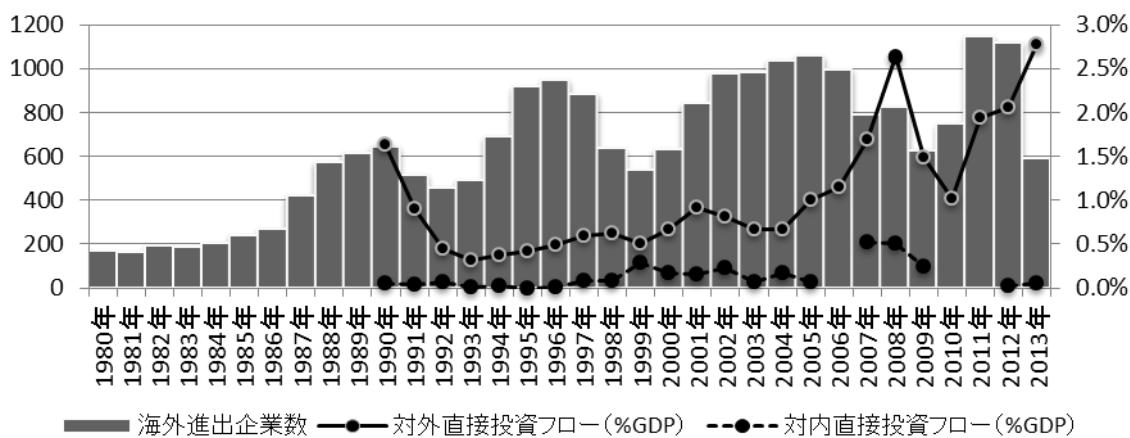
図 0-1 は企業の海外進出状況を示している。1980 年以降、進出企業数は増加の傾向にあり、東洋経済新報社『海外進出企業総覧 2014』の掲載企業のうちでは 2011 年の進出企業は 1,149 社と最も多い。また対外直接投資の対 GDP 比は日本の市場規模に対して国内資本がどれだけ流出したかを示しているが、観測期間を通じて増加傾向にあり、資本流出が相対的に増加していることが伺える。次に図 0-2 は日本企業の海外設備投資比率<sup>1)</sup>についてみたものである。これをみると、2000 年度以降、10%以上の資本が流出されており、2008 年度以降では 20%を越える年度がしばしば見受けられるようになる。このように企業の海外流出が進むにつれ、内国政府の課税対象となる資本が失われていくこととなる。

### 2. 日本の法人所得課税の税率

法人所得税の課税対象である企業が海外に流出するにつれ、企業の税率も次第に下がってきてている。図 0-3 では 2 種類の実効税率の推移を示している。1 つは企業の負担する国税と地方税の税率を合わせた法人所得課税率（財務省型法人実効税率）であり、もう 1 つは Devereux and Griffith (1998) による限界実効税率である。法人所得課税率は国税と地方税の名目税率から計算されており、課税ベースの変化による税負担の変化には影響されない。それに対して限界実効税率は課税ベースの 1 つである減価償却率を考慮して企業の投資に対する実効負担率を計算しているため、法人所得課税率の引き下げと

<sup>1)</sup> 海外設備投資比率=現地法人設備投資÷(現地法人設備投資+国内法人設備投資額)。国内法人設備投資額は、財務省『法人企業統計』の資本金 1 億円以上の企業について「その他の有形固定資産」の当期末残高から前期末残高を差し引き、「減価償却費」および「特別減価償却費」を加えた。

図 0-1. 日本企業の海外進出状況

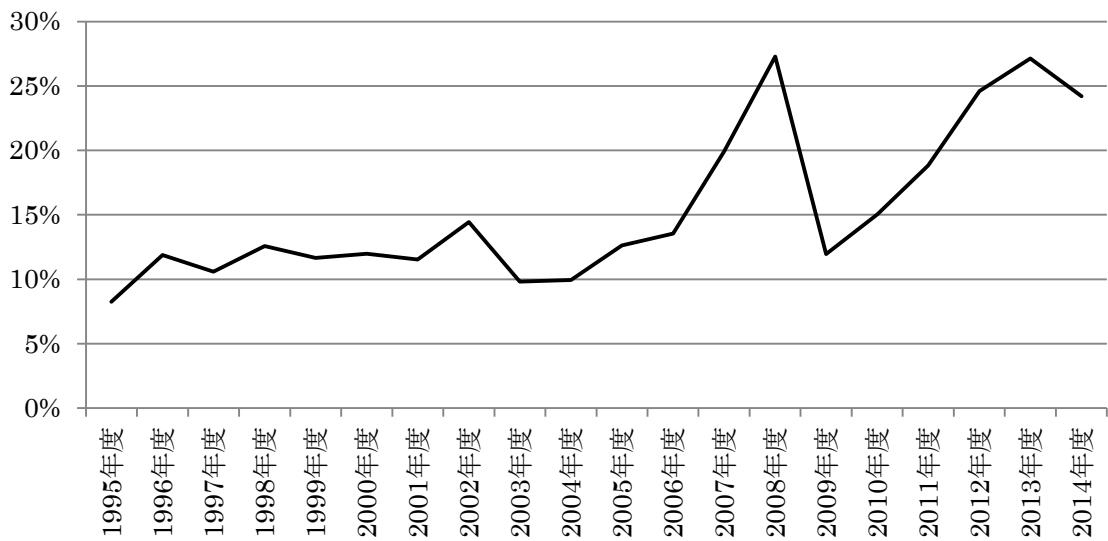


(注)1. 海外進出企業数は『海外進出企業総覧 2014』に掲載された企業数を示す。

2. 2006年, 2010年, 2011年の対内直接投資フローは統計上欠損値であった。

(出所) 東洋経済新報社『海外進出企業総覧 2014』, OECD *International Investment Statistics*.

図 0-2. 日本企業の海外進出状況（海外設備投資比率）



(出所) 財務省『法人企業統計』, 経済産業省『海外事業活動基本調査』.

課税ベースの拡大による企業の包括的な税負担へのインパクトについておおよそのイメージをつけることができる。わが国の法人所得課税率をみると、1990年代までは中央・地方政府を合わせた法人所得課税率は50%程度までと高い水準を維持していたが、

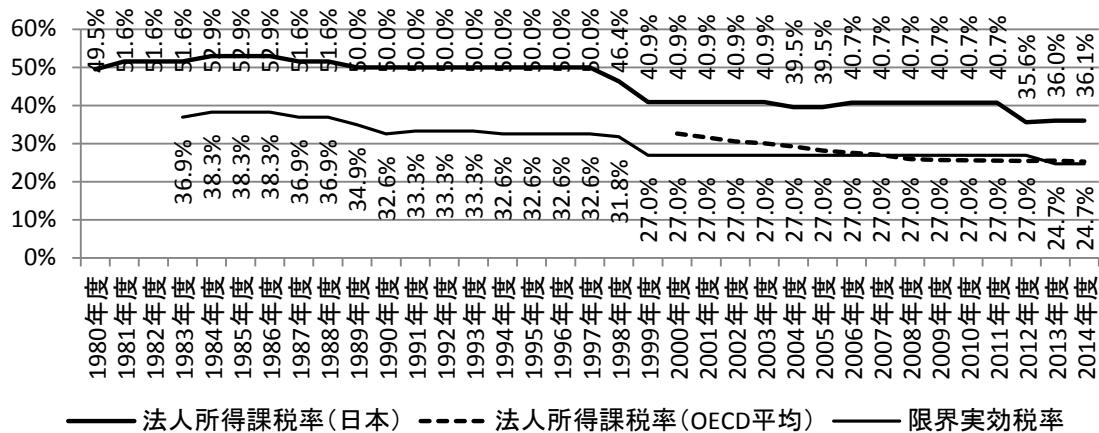
2000 年代では 40% 水準、2010 年前半には 36% 前後まで低下してきている。通常、各國政府は法人所得課税率の引き下げによる税収減を課税ベースの拡大によって補填しようとする。課税ベースの拡大による企業の税負担の影響についてみるために、図 0-3において限界実効税率を示した。限界実効税率は、減価償却費の影響が考慮されて法人所得課税率を下回る水準で推移している。法人所得課税率の引き下げに伴って限界実効税率も引き下がっていることが見て取れるが、引き下げ幅は法人所得課税率のそれより小さいものとなっている。1994 年度から 1997 年度までの 4 年間における法人所得課税率と限界実効税率の差は 17.4% と最も大きかったが、以降その差は縮小し、2014 年度では 11.3% まで縮まった。これは法人所得課税率が引き下げられる一方で減価償却制度の縮小（課税ベースの拡大）によって企業の租税負担が増加していることに一因がある。とはいっても、限界実効税率の低下傾向は、企業の投資に対する限界税負担は課税ベースの変化よりも法人所得課税率の変化が大きなインパクトを有していることを意味している<sup>2)</sup>。

法人所得税負担の低下傾向は、日本に限らず世界共通でみられる傾向となっている。1990 年の OECD 平均の法人所得課税率は 32.6% であったのに対し、2004 年には 30% を下回り、2014 年では 25.3% まで引き下がっている。このような世界的な法人所得税率の引き下げの趨勢の背景は、国際的租税競争の影響があると考えられる。Devereux, Lockwood and Rodeano (2008) では日本を含めた OECD21 か国 の法人所得税率が国際的租税競争にさらされているかについて、1982 年から 1999 年までの自国法人所得税率の他国法人所得税率に対する感応度を推定したところ、自国法人所得税率の引き下げは租税競争の影響が有意にみられることが示されている。こうした先行研究からもみられるように、各國政府は他国からの資本獲得を目的とした法人所得税率の引き下げ競争の渦中にあると考えられる。

---

<sup>2)</sup> 詳細は OECD (2007) を参照されたい。

図 0-3. 法人実効税率の推移

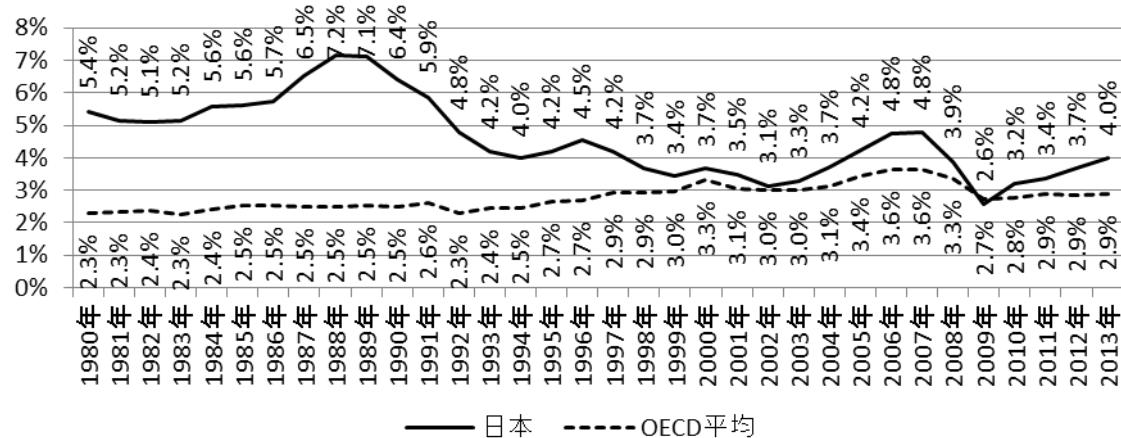


(出所) 財務総合政策研究所『財政金融統計月報』; OECD, *OECD Tax Database*; Oxford University Centre for Business Taxation, *CBT Tax Database*.

### 3. 日本の法人所得課税の収支

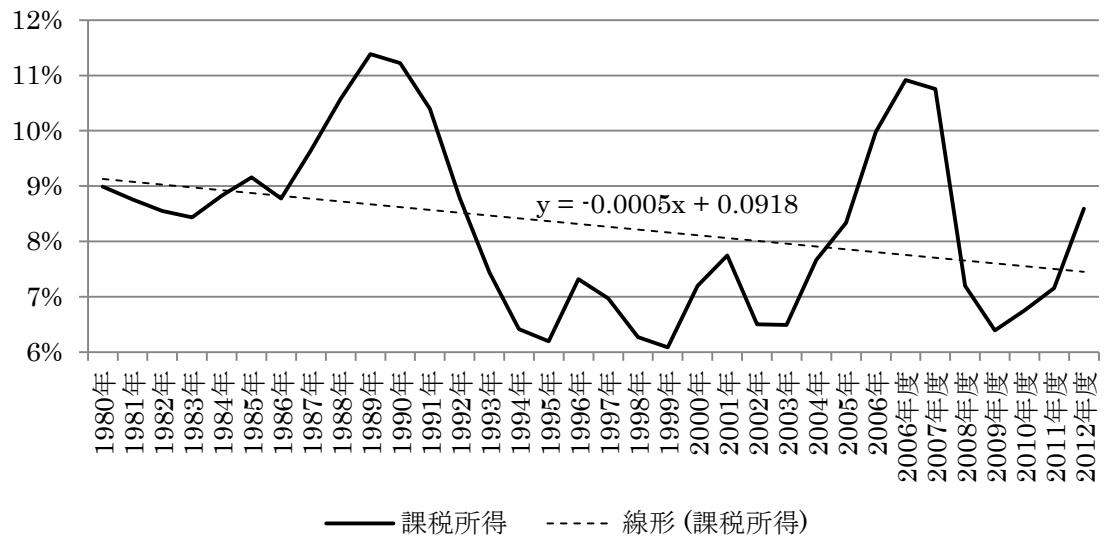
国際的租税競争の渦中においても各国政府の関心事は収支確保である。グローバル化の進展に伴い、法人所得課税の対 GDP 比は減少傾向にある。図 0-4 をみると、バブル期であった 1988 年における 7.2% を頂点として、2002 年には 3.1% まで減少した。以降 2007 年まで再び増加していき、リーマンショック後の 2009 年に 2.6% と OECD 平均を下回り、以後増加している。他方 OECD 平均でみた法人所得課税の対 GDP 比は、微増傾向にある。2000 年代後半では緩やかに増加し、2007 年には 3.6% となった。リーマンショック以降は 2.7% から 2.9% の水準で一定に推移している。注目すべきは、法人所得課税の引き下げ傾向は OECD 諸国で共通の現象であり、日本の法人所得課税が依然として OECD 平均の法人所得課税よりも 10% 以上高いにも関わらず、日本の法人所得課税の対 GDP 比は OECD 平均の値に徐々に収束してきている点である。法人所得課税は法人所得課税のみならず、課税ベースと併せて決定される。図 0-5 で示されるとおり、長期的には 1980 年以降から課税所得の対 GDP 比は減少傾向にあるが、1999 年からの推移をみると増加傾向にある。改めて図 0-5 をみると 1999 年以降の日本の課税所得の対 GDP 比についても収支の減少傾向が収まっていることが分かる。したがって法人所得課税の差が依然として大きいにも関わらず、法人所得課税の対 GDP 比の差が収束してきていることの原因是、他国における課税ベース拡大傾向が相対的に大き

図 0-4. 法人所得課税税収（対 GDP 比）の推移



(出所) OECD, *OECD Stat.*

図 0-5. 課税所得（対 GDP 比）の推移



- (注)1. 法人所得課税額は国税の法人税額に地方税額（住民税法人税割および法人事業税）を加えている。  
 2. 2006 年までの地方税額（住民税法人税割および法人事業税）は年度換算の値を年次の値と同様であるとして概算した。  
 3. 課税所得については経常利益法人の「申告所得金額」を使用している。

(出所) 国税庁『会社標本調査』, 総務省『地方税に関する参考係数資料』, 内閣府『国民経済計算』, OECD, *OECD Stat.*

く日本の課税ベースの拡大が他国とのペースに追いついていないことが考えられる。

## II. 國際的資本移動の決定要因

### 1. 先行研究

企業が海外へ資本を移す理由は輸送費用あるいは生産費用の節減にある。古典的な直接投資の理論において、直接投資の形態は水平的直接投資と垂直的直接投資とが存在する。直接投資によって企業が現地のマーケットに直接参入することで、多国籍企業は輸出によって海外マーケットに参入する企業と比べて輸送費用を節減できる。こうした海外マーケットへの参入を目的とした直接投資を水平的直接投資と呼ぶ<sup>3)</sup>。垂直的直接投資は、生産の下流工程を賃金の安い国で行うことによって生産費用を節減することを目的とした直接投資である<sup>4)</sup>。

どのような要因が企業の海外進出に影響を与えるかについては、Blonigen (2005) の実証分析のサーベイがある。そこでは、為替レート、制度の質、貿易政策、貿易および税制について述べられている。以下では税制以外の要因について紹介する。

#### (1)為替レート

Froot and Stein (1991)は、アメリカにおける FDI と為替レートの関係について、年次の累積データによる実証分析を行い、通貨の価値下落が海外投資家の資産購入に優位に働くことを明らかにしている。この結果は、Klein and Rosengren (1994) がマクロレベルの対米直接投資について為替レートが投資インセンティブをもつことを明らかにしていることによって裏付けられる。Blonigen (1997) は、多くの市場において流用が可能である無形資産の取得を目的として企業が M&A を行う場合、ホスト国の貨幣の減価は多国籍企業にとってホスト国の資産の「投げ売り (fire sale)」が行われていることと等しいと考え、日本企業の対米直接投資について産業レベルデータで実証分析を行った。その結果、仮説のとおり、貨幣価値の減価分がノウハウなどの企業特殊的資産が重要となるハイテク産業の FDI の増加につながるという結果を得ている。

---

<sup>3)</sup> Markusen (1984).

<sup>4)</sup> Helpman (1984).

為替レートについての別の角度の視点からの研究としては、為替レートの不確実性が直接投資に及ぼす影響に関する先行研究が挙げられる。これについて Campa (1993)は、為替レートの不確実性が十分に大きい場合に、企業が直近の直接投資を差し控えることを明らかにしている。その一方で、Goldberg and Kolstad (1995)では、為替レートの不確実性が輸出の増加と相関している場合において、リスク回避的な企業にとって為替レートの不確実性が直接投資の増加要因になることを明らかにしている。

## (2)制度インフラ

投資先の制度の質が悪い場合、資産の法的保護の不完備や操業コストの上昇、公共財等インフラの未整備などの理由から直接投資の減退理由となりうる。Wei (2000)では、政府役人の汚職が直接投資に負の影響を与えていていることを明らかにしている。

## (3)貿易政策

アンチダンピング関税措置などの貿易政策は、企業に輸出代替としての直接投資を促進させる。Belderbos (1997)およびBlonigen (2002)では、アンチダンピング関税措置が関税回避型直接投資を誘発させていることを実証的に明らかにしている。

## (4)貿易

輸出によって海外マーケットに進出する場合、輸送費や関税障壁などの可変費用がかかつってしまう。企業が海外に子会社を設立しマーケットに直接進出した場合には、固定費用が増加するものの可変費用を節減できることとなるため、費用節減を目的とした輸出代替の直接投資が生じる可能性がある。Blonigen (2001)は、日本企業によるアメリカへの新規直接投資が中間財の輸出を増加させる一方で、最終財の輸出を減少させることを明らかにし、Head and Ries (2001), Swenson (2004)においても同様の結果が得られている。

## 2. 企業アンケートからみる国際的資本移動の決定要因

### (1) 進出先の正のインセンティブ

次に実際の企業の声から海外進出の決定要因について考察していく。表0-1は、日本の製造業者が挙げた「中期的（今後3年程度）に有望と考える事業展開先国・地域」の上位10地域である<sup>5)</sup>。さらに図表0-1では18の項目について事業展開先として有望である理由として回答した企業数を集計している。これによれば、有望な理由として最も多く挙げられているのは「現地市場の成長性」であり、観測期間において多くの企業が有望な理由として回答している。また、順位の標準偏差が他と比べて極端に小さいことから、企業がどのような国に進出するかに関わらず、その国の市場の成長性が海外進出に対する大きなインセンティブであることが伺える。したがって企業は水平的直接投資の形態にみられるような現地市場における最終財の需要が見込めるか否かを最重要視していると考えられる。

「現地市場の成長性」に次いで回答率が多い有望な理由としては「安価な労働力」あるいは「現地市場の現状規模」である。「安価な労働力」は発展途上国において回答が多くかったため順位の標準偏差は大きい。回答率は2005年度時点では49.9%と2番目に多くの回答率であったが、2015年度には30.6%と3位に下がっている。これに回答した企業は垂直的直接投資の形態にみられる生産の下流工程を賃金の安い国で行うことによるインセンティブを大きく持つと考えられる。「現地市場の現状規模」は、2005年度時点ではアメリカをはじめとした先進国を中心に回答が多く、回答率は26.0%と3位に位置している。アジア市場の台頭に伴って2015年度にはアジア圏においても現地マーケットの規模が企業にとって重要性を増してきており、回答率は38.7%と2位に位置している<sup>6)</sup>。

税制に関する内容としては、「投資にかかる優遇税制」がある。順位は11位から13位までの下位に位置しており、有望理由としてはさほど大きくない。回答率は2005年度の11.3%から2015年度の5.5%と下降傾向にある。各国別・年度別に回答率をみると（表0-2），各国の回答率の推移に共通した傾向は見られず、それぞれ固有の推移を見せていている。2015年度では、タイ、フィリピン、ミャンマーの東南アジア地域で10%

<sup>5)</sup> 2010年度については有望事業展開先の10位が2地域あるため、11地域を集計している。

<sup>6)</sup> 詳細については、国際協力銀行「わが国製造企業の海外事業展開に関する調査報告」各年版を参照されたい。

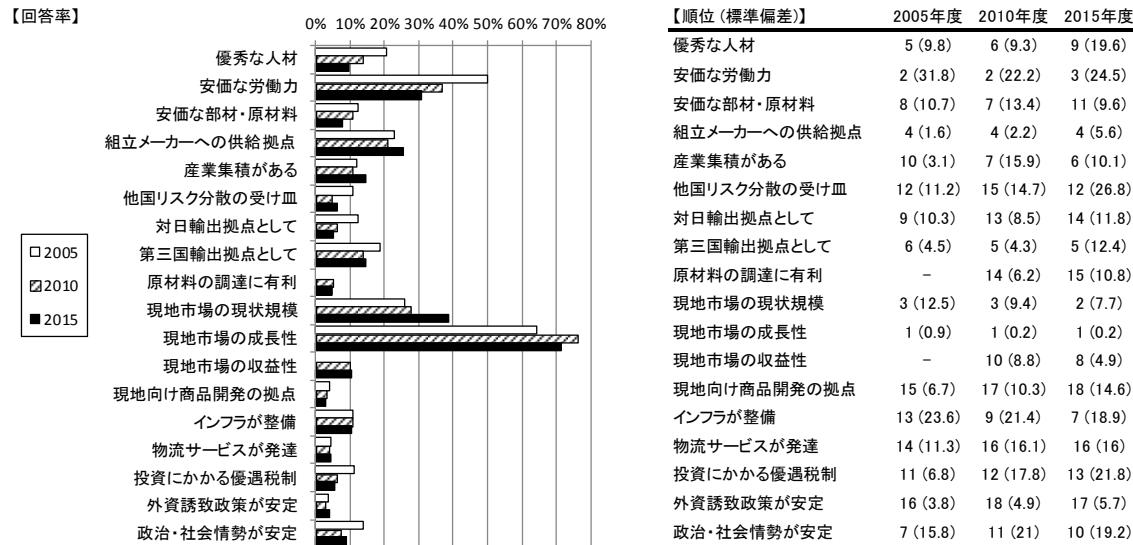
表 0-1. 事業展開先として有望な国・地域

	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
2005年度	中国 (393)	インド (168)	タイ (145)	ベトナム (126)	米国 (96)	ロシア (58)	韓国 (51)	インドネシア (45)	ブラジル (36)	台湾 (31)
2010年度	中国 (394)	インド (310)	ベトナム (165)	タイ (132)	ブラジル (126)	インドネシア (106)	ロシア (75)	米国 (58)	韓国 (30)	台湾 マレーシア (29/28)
2015年度	インド (171)	インドネシア (163)	中国 (162)	タイ (128)	ベトナム (116)	メキシコ (99)	米国 (70)	フィリピン (48)	ブラジル (47)	ミャンマー (34)

(注) カッコ内の値は回答企業数.

(出所) 国際協力銀行『わが国製造企業の海外事業展開に関する調査報告』各年版.

図表 0-1. 事業展開先として有望な国・地域—有望の理由の詳細



(注)1. カッコの横の値は、各項目における有望事業展開先 10 地域（2010 年度は 11 地域）総計の順位を示す。

2. カッコ内の値は、各項目における有望事業展開先 10 地域（2010 年度は 11 地域）それぞれの有望理由の順位の標準偏差を示す。

(出所) 国際協力銀行『わが国製造企業の海外事業展開に関する調査報告』各年版.

以上の回答率を示している。地域毎に回答率が大きく異なることから、順位の標準偏差は 2015 年度において 21.8 と大きな値となっている。

表 0-2. 事業展開先として有望な国・地域—「投資にかかる優遇税制」の回答率

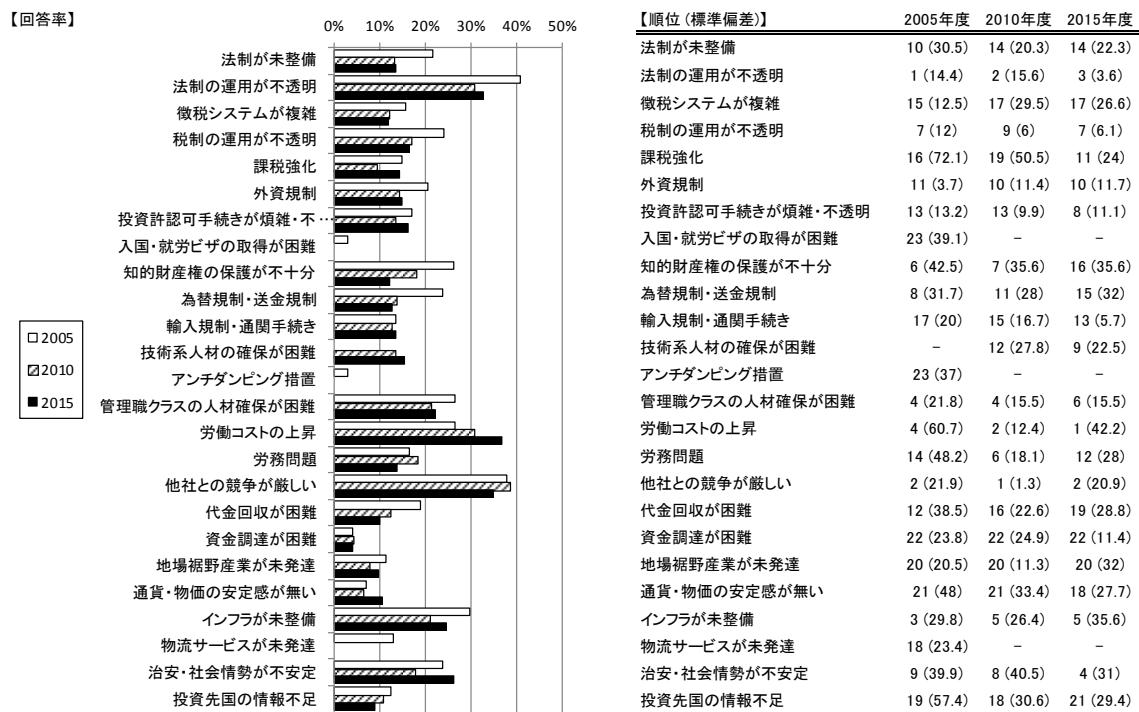
	インド	インドネシア	タイ	フィリピン	ブラジル	ベトナム	マレーシア	ミャンマー	メキシコ	ロシア	中国	台湾	米国	韓国
2005	5.4%	2.2%	21.4%	-	0.0%	18.3%	-	-	-	1.7%	13.2%	12.9%	4.2%	9.8%
2010	2.6%	1.9%	15.9%	-	5.6%	8.5%	25.0%	-	-	6.7%	6.3%	0.0%	1.7%	3.3%
2015	4.1%	3.1%	14.8%	18.8%	4.3%	1.7%	-	14.7%	4.0%	-	1.2%	-	2.9%	-

(出所) 国際協力銀行『わが国製造企業の海外事業展開に関する調査報告』各年版.

## (2)進出先の負のインセンティブ

図表 0-2 は、有望な事業展開先地域における課題についてまとめている。回答率が多い項目は、「他社との競争が激しい」、「労働コストの上昇」、「法制の運用が不透明」、「管理職クラスの人材確保が困難」、「インフラが未整備」等が挙げられる。有望要因と同様に、市場の有望さや労働コストなどの競争市場要因について多く回答されているが、制度インフラ要因についても多く回答されていることが特徴的である。Blonigen (2005)によるサーベイでは、こうした制度の質の要因が直接投資の決定要因とされている。「他社との競争が激しい」は各年度を通じて 30%台の回答率を維持しており、2010 年度が 1 位、2005 年度・2015 年度は 2 位であった。その一方で「労働コストの上昇」は 2005 年度の 26.6% (4 位) から次第に回答率が増えていき、2015 年度には 36.7% と 1 位の回答率となっている。「法制の運用が不透明」については 2005 年度には 40.8% で 1 位の回答率であったが、時間的な経過によって不透明性に改善がみられ、2010 年度・2015 年度には順位を下げてきているものの、30%台の回答率を示している。次いで回答率が高いのは「管理職クラスの人材確保が困難」であり、20%台を維持している。この項目は経年で回答率に変化が少なく、比較的どの国においても回答率は低くない。このことから管理職の人材確保は企業の海外進出の決定において慢性的な問題となっていると考えられる。「インフラが未整備」については経年で 20%台で推移しており、発展途上国特有の問題点として挙げられる。中国やインドにおいては、高い回答率を示しているが、先進国の米国・韓国・台湾においては、回答率がゼロあるいはゼロに近い値に留まっている。

図表 0-2. 事業展開先として有望な国・地域—有望な国の課題



(注) カッコ内の値は、有望な事業展開先 10 地域（2010 年度は 11 地域）における各項目の順位についての標準偏差である。

(出所) 国際協力銀行『わが国製造企業の海外事業展開に関する調査報告』各年版。

上述のことから、法制の運用は企業がどの国に進出するかの意思決定に影響を与えると考えられるが、税制についてはどうであろうか。課題において税制について挙げられている項目は「徴税システムが複雑」、「税制の運用が不透明」、「課税強化」の 3 項目である。「徴税システムが複雑」については、観察期間を通じて 10%台で推移しており、2005 年度では 15 位、2010 年度、2015 年度では 17 位と順位を下げてきていく。国別にみていくと（表 0-3），先進国での回答率は低い一方で、インド・ブラジルなどの新興国の回答率が高い。

「税制の運用が不透明」についても先進国における回答率は低く、発展途上国において比較的回答率が高い（表 0-4）。総計の回答順位については 7 位あるいは 9 位となっており、高い順位を示している。上述のとおり「法制の運用が不透明」についても高い

順位を示していたことから、法整備が企業の立地インセンティブに影響を与えると考えられる（表0-6）。

「課税強化」については2005年、2015年と14%程度を示し、2010年では9.6%と低い値を示している。順位は2015年には11位と比較的高い値となっており、中国では27.7%と高い値を示している（表0-5）。

以上のアンケート結果から、最後に税制が企業の海外進出行動に与える影響について考察する。事業展開先として有望な理由の項目から、優遇税制の存在は企業の海外投資にそれほど大きな影響を与えないと考えられる。事業展開先として有望な国の課題については、税制上の煩雑さは企業にとっての大きな障害とはなりえず、それに対して不透明性は企業に比較的大きなインパクトを示している。このことから、企業活動における税制上の関心事は、税制の透明性にあることが分かる。税制の透明性の欠如は企業の租税回避行動を行うに際しての徴税リスクを増大させる。企業のタックス・プランニングは監査法人や税理士などの専門家を通じて行われるため、こうしたタックス・アドバイザーに支払うコンプライアンス・コストを除き、税制上の煩雑さが企業の海外進出に影響を与えることはなく、そのため徴税リスクを被ることはないと考えられる。それに対して税制が不透明であることは専門のタックス・アドバイザーを仲介したとしても、政府側と企業側の税制の解釈の違いが、タックス・プランニングによって想定されていた以上の追加の課税を被るかもしれないという危険性を生み出すこととなる。実際にErnst & Youngによる2013年の調査では、企業が移転価格操作において最も重要視すべき課題が、「実効税率の最適化」または「実効税負担の最適化」といった税負担の軽減そのものではなく、「課税リスクのマネージメント」であるという結果となっている（表0-6）。以上のことから、企業の海外進出において税制は負のインセンティブを有していることが考えられるが、その中でも専らの関心事はタックス・プランニングの際に予見される課税リスクの最小化にある。

表 0-3. 事業展開先として有望な国・地域—「徴税システムが複雑」の回答率

	インド	インドネシア	タイ	フィリピン	ブラジル	ベトナム	マレーシア	ミャンマー	メキシコ	ロシア	中国	台湾	米国	韓国
2005	18.1%	17.9%	5.8%	–	20.0%	8.5%	–	–	–	15.2%	24.5%	0.0%	0.0%	0.0%
2010	24.5%	4.1%	5.5%	–	21.7%	4.5%	0.0%	–	–	7.0%	12.7%	0.0%	3.8%	0.0%
2015	30.2%	14.9%	4.2%	2.3%	20.0%	7.3%	–	3.0%	8.9%	–	8.2%	–	0.0%	–

(出所) 国際協力銀行『わが国製造企業の海外事業展開に関する調査報告』各年版.

表 0-4. 事業展開先として有望な国・地域—「税制の運用が不透明」の回答率

	インド	インドネシア	タイ	フィリピン	ブラジル	ベトナム	マレーシア	ミャンマー	メキシコ	ロシア	中国	台湾	米国	韓国
2005	21.3%	23.1%	7.8%	–	16.7%	14.9%	–	–	–	21.7%	40.0%	8.0%	0.0%	9.1%
2010	16.3%	10.2%	6.3%	–	15.0%	11.5%	0.0%	–	–	18.3%	31.8%	7.1%	0.0%	3.3%
2015	24.1%	22.1%	5.1%	9.1%	22.2%	16.4%	–	15.2%	11.1%	–	22.6%	–	0.0%	–

(出所) 国際協力銀行『わが国製造企業の海外事業展開に関する調査報告』各年版.

表 0-5. 事業展開先として有望な国・地域—「課税強化」の回答率

	インド	インドネシア	タイ	フィリピン	ブラジル	ベトナム	マレーシア	ミャンマー	メキシコ	ロシア	中国	台湾	米国	韓国
2005	6.3%	5.1%	16.5%	–	3.3%	4.3%	–	–	–	4.3%	21.8%	24.0%	19.2%	12.1%
2010	5.4%	5.1%	4.7%	–	6.7%	2.6%	12.0%	–	–	2.8%	22.0%	0.0%	5.8%	10.0%
2015	14.2%	17.5%	9.3%	13.6%	11.1%	6.4%	–	3.0%	10.0%	–	27.7%	–	12.9%	–

(出所) 国際協力銀行『わが国製造企業の海外事業展開に関する調査報告』各年版.

表 0-6. 移転価格操作の優先課題

	2007年	2010年	2012年
課税リスクのマネージメント	50%	50%	66%
実効税率の最適化	22%	18%	11%
実効税負担の最適化		7%	6%
経営目的・事業目的との協調	18%	20%	14%
パフォーマンス指標	7%	5%	1%
その他	3%	0%	1%

(出所) Ernst & Young (2013).

### III. 法人所得課税と国際的資本移動

#### 1. 法人所得課税の税率が国際的資本移動に与える影響

上述したように、各国政府は国際的租税競争に呼応して法人所得税負担を減少させる傾向にある。このとき各国政府が注目すべきは、法人所得税負担が企業の海外流出にどの程度のインパクトを有しているかである。この関心事については Hartman (1984) の先駆的研究を皮切りに多くの学術的蓄積がある。de Mooij & Ederveen (2005) によるサーベイでは、それまでの実証分析から得た 427 の直接投資の税率弹性値を分析し、税率 1% の変化において直接投資が -4% 程度の反応を示すという結果を得ている。また、de Mooij & Ederveen (2005) では、分析に際して名目的な法人所得税率を使用するよりも Devereux-Griffith 型の実効税率を使用した方が税率弹性値の値が高いということが頑健性の高い結果として得られ、中でも平均実効税率の弹性値が先行研究において最も高い値を得られたとした。

Devereux and Griffith (1998) 以降、Devereux-Griffith 型の実効税率（限界実効税率および平均実効税率）が法人所得課税の与える国際的資本移動への影響に関する多くの先行研究において適用されてきた<sup>7)</sup>。実証分析に使われる実効法人税率は事後的 (Backward-looking) 指標と事前の (Forward-looking) 指標に分類でき、Devereux-Griffith 型の実効税率は事前の指標に分類される。事後的指標が実際に計上された法人税収や企業の財務データを使用して実効税負担を計算する指標であるのに対し、事前の指標は企業が各国政府の法人所得課税率および課税ベースのルールに従ってある投資プロジェクトを行う際に支払われる実効税負担を仮想的に求める指標である。

これについては Devereux (2007) が説明しており、事後的指標は事前の指標と異なり、租税負担は(1)過去の投資、(2)複数の課税管轄からの租税負担、(3)欠損金、(4)過去の税制に影響されている。また、事後的指標の計算に必要な利潤と租税負担は投資や資本ストックに影響を受けているため、資本移動を事後の指標で推定する際に、重大な内生性バイアスを生み出す可能性がある。事後的指標のこうした問題から、これまで資本移動に対する法人所得税の影響に関する多くの先行研究で Devereux-Griffith 型の事前的な実効税率が使用してきた。

<sup>7)</sup> Devereux and Griffith (1999), Bénassy-Quéré et al. (2005), Hajkova et al. (2006), Buettner and Ruf (2007), Egger et al. (2009) など。

事前の指標は、ある特定の投資プロジェクトを想定して法人所得課税率や減価償却制度を基に計算されている。税率と課税ベースを統合して導き出された優れた指標であるが、計算の煩雑性から減価償却制度以外の課税ベースを考慮して計算することが困難である。従って減価償却制度以外の課税ベースに関する税制を分析する際には、Devereux-Griffith 型の実効税率とは異なる手法で分析を行うことが必要となる。

## 2. 法人所得課税ベースの国際的資本移動に与える影響

本項では、課税ベースを変更しうる諸制度が国際的資本移動に与える影響についての展望について述べていく。第一に、投資先の政府が居住地課税を選択しているか源泉地課税を選択しているかによって、海外子会社が利益を本国に送還した際の企業グループ全体の利益が大きく変わる可能性がある。Hartman (1984), Boskin and Gale (1987), Young (1988)はアメリカが外国税額控除方式を採用していることを前提として対米直接投資が税引後収益率に影響を与えるかについて定式化および分析を行っている。

Slemrod (1990)は調整方式について、外国税額控除方式を適用している国と国外所得免除方式を適用している国では法人所得税制の直接投資に与える影響が異なるという観点から分析を行ったが、明確な相違は見つからなかった。Bénnassy-Quéré et al. (2005)は、二国間直接投資が法人税率に与える影響が投資国の採用している調整方式によって異なるかどうかについて検証を行った結果、投資国が外国税額控除方式を採用していると、投資国と投資先国との税率の差が十分に大きい場合に限り直接投資に有意な影響を与える、他方で国外所得免除方式を採用していると、税率差の大きさに関わらず税率の低い国に投資を行うという結果が得られた。この結果は投資国が二重課税の調整方式をどのように設定しているかによって、法人税率が直接投資に与える影響が異なってくるという結論を導いている。この結果から、外国税額控除方式を採用している国に存する企業は、低税率国への直接投資が国外所得免除方式を採用している国と比べて限定期であると考えられる。日本では2009年度税制改革において外国税額控除方式から国外所得免除方式に転換している。Bénnassy-Quéré et al. (2005)の結果を引き継げば、2009年度税制改革は対外直接投資を促進すると考えられる。

第二に、欠損金の税務上の取扱いについて考察していく。欠損金はそれを計上した時点と異なる時点で、繰越控除あるいは繰戻還付という方法で正の所得と相殺される。異時点間における負の所得相殺は相殺額を割引率分だけ減少させる可能性をもち、また繰

越・繰戻について期間制限や限度額を設定しているため、計上された欠損金すべてが負の所得として税還付の対象とはならない。こうした制限にみられるように、正の所得と負の所得で課税方法が異なり、この事象を法人所得税制の非対称性（Corporate tax asymmetries）と呼ぶ。欠損金が還付されない分については企業の平均的な法人所得税負担を押し上げる結果となり、Auerbach and Poterba (1987)およびAuerbach (2007)による平均税率の計測の結果、アメリカにおける企業の平均的な税負担の増加要因として、欠損金の不十分な税還付による課税の損失分が最も大きな要因であるとしている。このように欠損金の税務上の取扱いは企業の実質的な税負担に大きな影響を与えており、企業の国際的な資本移動に影響を与えることが考えられる。これについて学術的蓄積は少ないものの、Dreßler and Overesch (2013)が、ドイツ多国籍企業の投資に対して欠損金の取扱いが影響を与えるか否かについて分析を行っている。その結果、グループ企業間における欠損金の相殺制度が投資を促進し、繰越欠損金制度は投資に対する税率弹性値を小さくするという結果を明らかにしている。この結果は欠損金の税務上の取扱いが国際的な資本移動に影響を及ぼしていることを示唆するが、各国毎に設定されている繰越・繰戻期限や限度額などの制度の違いが国際的資本移動に影響を及ぼすか否かについては明示されておらず、この点について検討を行う余地が残されている。

第三に、移転価格税制が資本移動に及ぼす影響について言及する。多国籍企業は市場で取引される価格よりも低い移転価格で中間財を低税率国に存するグループ企業に販売することで、高税率国において課税されるべき利益を低税率国に移転させるインセンティブをもつ。なぜならこうした利益移転が企業グループ全体の税引後利益を高めるためである。政府は移転価格税制を厳格に設定して企業の所得移転を防ぐことによって課税ベースが海外に逃避することを防ぐことができ、他方で移転価格税制を緩和することによって税率を引き下げることなく企業誘致を達成できると考えられる。

Luckhaupt et al. (2012)のサーベイでは、移転価格税制に関する研究を大別して 2 種類に分けている。1 つは、二国間の税率の差によってタックス・プランニングの機会が生じ、それが利益移転につながるかどうかの研究であり、もう 1 つは、移転価格操作の存在が二重課税リスクや税務行政費用にどう影響を及ぼすかである。利益移転の研究に関して、Grubert and Mutti (1991)は企業の低税率国への利益移転によって高税率国の課税ベースの侵食が行われているか否かについて、収益性・直接投資・貿易パターンそれぞれに課税が与える影響に着目して分析を行っている。その結果、それぞれについて利益移転の影響がみられることを明らかにしている。Hines and Rice (1994)ではタッ

クス・ヘイヴンに立地する米国企業を対象に計上利潤、資本、労働の国外移動に対する課税の影響を分析したところ、税率の大きさとは逆向きに資本および労働が相関関係にあることを明らかにした。Huizinga and Leaven (2008)は親会社—子会社間および子会社間の法人所得税率の相違が利益移転にどの程度影響しているかについて分析し、子会社間の税率差は、親会社—子会社間の税率差と同様に利益移転に有意に影響を与えることを示した。

以上のように、移転価格が企業行動にどのような影響を与えるかについては学術的な蓄積がされているものの、各国政府で詳細の異なる移転価格税制においてどのようなルールが企業行動に影響を及ぼしているかに関する研究はまだ少なく、移転価格ルールが資本移動にどのような影響を及ぼしているかについては明らかでない。

#### IV. 本論文の構成

本論文では上述のような観点から、法人所得税制あるいは国際課税制度の諸制度が二国間の税率差との相互作用によって企業の国際的資本移動にどのような効果を与えるかについて検証していく。第1章では、日本において欠損金の税務上の取り扱いが企業の実質的な税負担をどの程度押し上げているかについて考察する。第2章では、欠損金の税務上の取り扱いが企業の立地選択に与える影響について考察する。第3章では、二重課税の調整方式が直接投資に対してどのような影響を与えるかについて、日本における2009年度税制改革を例に検証していく。第4章は、移転価格税制のどのようなルールが直接投資に影響を与えるかについて、OECD諸国を例に考察する。終章では、本論文によって得られた新たな知見と残された課題について総括したい。

# 第1章 法人所得税制の非対称性が法人所得課税負担に与える影響<sup>1)</sup>

## はじめに

本章では、法人所得税制の非対称性がもたらす影響を観察するため、日本国内の株主に帰属する企業の経済的利益および平均税率の計測を行う。税務上、欠損金はそれが計上された事業年度と異なる事業年度に計上された利益と相殺されることが認められている。しかし、この欠損金の相殺について完全な相殺が認められていない。そのため、正の所得と負の所得について、課税ベースの算入方法が異なっており、すなわち対称的な課税が行われていない。これが法人所得税制の非対称性である。企業の法人所得税負担は法定税率のみならず、課税ベースにより決定される。また、これら2つの決定要因は各課税管轄における政府に決定権が委ねられており、裁量性があるため、必ずしも企業あるいは株主の担税力を適切に反映するように設計されているわけではない。現行において課税ベースとされている課税所得では、法人所得税制の非対称性による課税ベースへの効果が観察されないことから、税務統計等を利用して日本国内の株主に帰属する経済的利益を計測する。本章では法人所得税制の非対称性を加味して課税ベースの在り方について検討を行うために、課税所得と経済的利益との乖離について考察する。

内国株主に帰属する平均税率の計測に関しては、Auerbach and Poterba (1987), Auerbach (2007)の先行研究が存在し、Auerbach (2007)は、アメリカにおける企業の平均税率の上昇に法人所得税制の非対称性による課税損失が大きく貢献していることを指摘している。また、他の観点では、Feldstein and Summers (1979), Feldstein, Dicks-Mireaux and Poterba (1983)が法人部門全体の所得の計測を行っており、わが国においても、田近・油井(1990, 1996, 2000)が経済的所得の計測を行っている。

本章は経済的利益の計測にあたって田近・油井の一連の研究における経済的所得の計測方法を参考にしているが、それら研究と本章の相違点は次の2点に集約される。1点目は田近・油井(1990, 1996, 2000)が黒字法人企業を対象として経済的所得を計測したのに対し、本章では赤字法人企業を含めて経済的利益を計測した。田近・油井(1990, 1996, 2000)は黒字法人企業の所得から赤字法人企業の欠損金を差し引いたネットの法人所得は景気動向の影響を相対的に大きく受け、税制自体の影響を捉えることが困難であることから、黒字法人企業のみを

<sup>1)</sup> 本章は伊藤 (2015)および伊藤 (2016)の一部を加筆修正したものである。

計測対象とした。それに対して本章では、景気動向の影響を考慮したうえで赤字法人企業がもたらす欠損金が企業の利益と課税所得との間にどのような乖離を生み出すかを考察するのが目的であるため、赤字法人企業を含めた経済的利益の計測を行った。

2点目は、田近・油井(1990, 1996, 2000)が国内の法人部門全体の所得を課税ベースとしているのに対し、本章では国内の株主が所有する資産が稼得する利益を課税ベースとしている点である。法人所得課税は株主に対する課税の前取りと考えられるため、わが国の税負担問題を考えるには、法人部門全体の利益から国外源泉所得を差し引いた内国株主に対する利益を課税ベースとして考えるのが適当であると考えられる。以下、Auerbach and Poterba (1987), Auerbach (2007)に倣い、内国株主に帰属する経済的利益および平均税率を計測する。わが国において実効税率の要因分解を行った研究として田近(2010), 大野他(2011)が挙げられるが、Auerbach の一連の研究とは異なり赤字法人を含めた企業利益を課税ベースとして実効税率を計測した国内の先行研究は管見の限りない。赤字法人は当該年度の課税ベースに計上されることはなく、課税ベースが黒字法人のみに限られているとき、企業は黒字法人と赤字法人の課税方法の違いを利用してタックス・プランニングの機会を得ることになる。また、欠損金の控除・還付について各国の制度設計が異なるため、赤字法人の欠損金に対する税制上の取り扱いは企業の国内外における投資行動に影響を与えると考えられる<sup>2)</sup>。したがって、企業の投資行動の影響を考慮した税制評価を行い、実効的な税制設計を検討するには、赤字法人を含めたすべての企業について、各税制が実効税率にどの程度影響しているかを検討すべきである。そこで本章では、赤字法人企業を含めた企業全体の経済的利益および平均税率を計測し、法人税制における各種税制措置の実効税率への影響を観察する。

本章は、まず、経済的利益と課税所得がどのような相互関係をもち、その中で欠損金および繰越欠損金がどのような役割をもつかについて説明する。次に経済的利益の計測を行い、欠損金がもたらす課税損失がどのような影響をもたらすかについて考察し、平均税率の要因分解を行う。最後にまとめと今後の課題について説明する。

---

<sup>2)</sup> 各国欠損金税制と企業のタックス・プランニングについては OECD (2011)においてマクロデータでの調査が行われている。また、Dreßler and Overesch (2013)では、欠損金計上する可能性の高い企業は欠損金の繰越控除の繰越期間が短いほど投資量を低下させるという分析結果が得られている。

# I. 法人所得税制の非対称性の概要と先行研究

## 1. 法人所得税制の非対称性

法人所得税制は、企業が所得を稼得した場合と欠損金すなわち負の所得を計上した場合とで課税の範囲が異なる。正の所得に対しては完全な課税がなされ、負の所得である欠損金に対しては不完全な課税がなされており、これを法人所得税制の非対称性という。法人所得税制の非対称性の主な要因は2点挙げられる。1点目は繰越・繰戻の時点が欠損金を計上した時点と異なることである。例えば当期に発生した欠損金を将来時点の正の課税所得で相殺する場合、当期から課税所得の稼得時点までの割引率分は相殺不可能となる。仮に法人所得税率が40%、割引率が5%のX国に存する企業Aがt期末に1,000の欠損金を計上したとする。この欠損金をt+1期末に完全に相殺するための正の所得は1,050となるが、相殺可能額は欠損金が計上された1,000であるため、割引分の48 ( $[50/1050] \times 1,000$ ) の欠損金が相殺不可能となり、結果として19の税額が還付されないことになる。したがって、t期における欠損金をt+n年後に相殺する場合、t期の価値で $r^n/(1+r^n) \times \tau$ 分の負の法人所得税の還付が行われないこととなる（このとき、rは割引率、τは法人所得税率を示す）。

2点目は繰越・繰戻の制限である。繰越・繰戻制限は繰越期間と限度額の2種類の制限方法があり、これらが相殺しきれない欠損金分を生み出す可能性を増加させることになる。いまY国は法人所得税率が40%、繰越期間が2年であり、割引率はここでは考えないこととして0%としよう。Y国に存する企業Bがt期末に1,000の欠損金を計上し、t+1期～t+2期末に400の正の所得をそれぞれ計上したとする。このときt期の欠損金はt+1期、t+2期にそれぞれ400だけ控除されるが、t+2期に繰越期間が終了となるため200の欠損金計上分は相殺不可能となり、80の法人所得税が還付されないこととなる。さらにY国が繰越欠損金の限度額を所得の75%までに制限していたとする。このとき企業Bがt+1期～t+2期に相殺できる所得額はそれぞれ300 ( $= 400 \times 0.75$ ) に下がるため、結果として400の欠損金が相殺不可能となり、160の法人所得税が還付不能となる。

これに対してX国に存する企業C、Y国に存する企業Dがt期に正の所得1,000をそれぞれ稼得したとき、どちらの企業も400の法人所得税を負担することになる。結果として表1-1のとおり負の所得に対する還付率は正の所得に対する課税率よりも小さいことが分かる。

以上のように負の所得である欠損金は相殺不可能分に対して税の還付が行われないため、（税額控除を除き）所得分に対して完全に課税される正の所得とは同様な負の課税が行われない。こうした法人所得税制の非対称性によって負の所得に対して十分な税の還付が行われ

表 1-1.  $t$  期の課税/還付率

	X国		Y国	
	割引率: 5%		繰越期間: 2年	繰越期間: 2年 限度額: 75%
	企業A	企業C	企業B	企業D
所得額/欠損金額	-1000	1000	-1000	1000
$t+n$ 期の所得額	—	—	400	—
課税/還付対象額	-952	1000	-800	1000
課税/還付額	-381	400	320	400
課税/還付率 (税率: 40%)	38%	40%	32%	24%
				40%

ないことが法人所得税の潜在的負担を相当程度押し上げることとなる。

## 2. 法人所得税収の推移および先行研究の概観

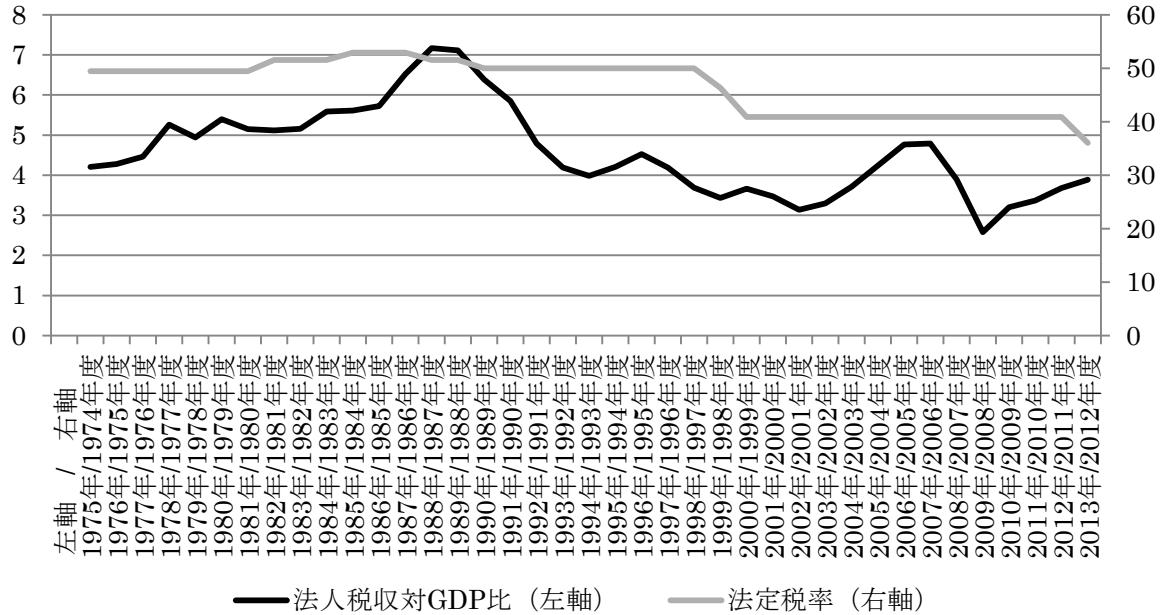
図 1-1 は法人所得税収の対 GDP 比および法定税率の推移を示している。これをみると、法人所得税収の対 GDP 比はバブル期を頂点として増加し、以降減少傾向にある。1975 年から 2013 年における、法人所得税収の対 GDP 比は、1988 年が 7.2% であったのに対し、2008 年においては 1988 年の値の 3 分の 1 である 2.6% となっており、税収が大きく変動していることが見受けられる。法定税率についてもバブル前をピークとして低下傾向にあることから、同様の傾向をみせている。しかし、1985 年度から 1987 年度の間は法定税率が 52.9% でピークであったのに対し、観測期間中一番低い 2012 年度において 36% と、ピーク時の 3 分の 2 程度にしか減少しておらず、法人所得税収の対 GDP 比の変動は法定税率の変化よりも極めて大きい。また、法人所得税収の対 GDP 比は法定税率と比べ不安定な推移を示し、税率の変更が無い期間においても、その変動は大きなものとなっている。こうした法人所得税収の変動は、法定税率からは観測されない要因である制度変更や租税回避行動から生じる課税ベースの変化が原因となる。

課税ベースの変化による法人所得税収の変動要因に関する研究は、1980 年代以降蓄積されてきている<sup>3)</sup>。Auerbach and Poterba (1987) はアメリカの非金融法人について、内国株主の受け取る経済的利益を課税ベースとした平均税率について要因分析を行っている。これによれば、1959 年から 1985 年までの観測期間において、アメリカの法人所得税収が減少した最も大きな要因として、企業の収益性が低下したことを挙げている。また、Auerbach (2007) は Auerbach and Poterba (1987) と同様の手法で 1983 年から 2003 年までの分析を行い、低

3) 大野他 (2011) が法人税収を対象として扱った研究論文の包括的なサーベイを行っている。

図 1-1. わが国における法人所得税収の対 GDP 比および法定税率の推移

(単位 : %)



(注) 法人所得税収対 GDP 比は年次換算. 法定税率は年度換算.

(出所) OECD, *OECD Stat*, 財務省『財政金融統計月報』.

い収益性で推移している期間については、欠損金の計上による課税損失が大きな要因であることを指摘している。

また、他のアプローチとして、Sørensen (2007), De Mooij and Nicodème (2007)およびPiotrowska and Vanborren (2008)の研究では、法人所得税収の対 GDP 比を要素分解し、法人税収パラドックスの原因について検討を行っている。Sørensen (2007)およびDe Mooij and Nicodème (2007)は、法定税率の大幅な引き下げが法人成りを促進させ、法人部門の規模が拡大したこと、また法人部門への所得移転を増加させたことが、法人所得税収拡大の原因であることを明らかにしている。Piotrowska and Vanborren (2008)においても同様の結果が得られ、法人所得税収増加の原因について課税ベースの拡大よりも法人成りによって多くが説明されることを明らかにした。大野他(2011)は法人所得税収パラドックスに関する上述の研究結果を展望したうえで、Piotrowska and Vanborren (2008)と同様の手法を用いて日本の法人所得税収の推移について要因分解を行っている。その結果、日本の税収低下の原因は法定税率の低下と景気要因であり、法人成りについては顕著な動きが確認されなかったと結論付けている。

## II. 法人所得税制の非対称性と平均税率、経済的利益

### 1. 平均税率の概要と法人所得税制の非対称性

Auerbach and Poterba (1987)は、企業が法人所得税をどれだけ負担するかは、資本に対する利益率に依存するとした。これについて、表 1-2 の例から資本、利益および法人所得税負担の関係を説明していく。額面 1,000 の固定資産があり、この資産の税務上の減価償却額は 150 であるが、経済的価値の減耗分（経済的減価償却額）は 100 であった。このとき、税務上の減価償却額が経済的減価償却額より過大に計上された額 50 を固定資本減耗調整とすることとする。ある期において、この資産をそれぞれ購入して操業を行う 4 つの企業があるとする。これら企業の違いは同様の資産を運用して得られた利益がそれぞれ異なるという点だけであるとして、6 つのケースについて考えていく。

①企業 A がこの資産を運用して経済的利益 70（資本利益率 7%）を計上した場合、課税所得は経済的利益から固定資本減耗調整分を差し引いた 20 となる。仮に法人所得税率が 50% の比例税率で課されるとき法人所得税負担額は 10 となり、平均税率は法人所得税負担を経済的利益で除した 14.3% である。投入した資本に対する法人所得税負担の割合を資本課税率と呼ぶとすると、資本課税率は 1% となる。②企業 B は経済的利益 100（資本利益率 10%）を計上し、このとき課税所得は 50、法人所得税負担は 25 となる。したがって企業 B の平均税率は 25%，資本課税率は 2.5% となる。①と②の経済的利益および平均税率を比較すると、利益の高い企業ほど平均税率も高くなっていることが確認できる。③企業 C は経済的利益 30（資本利益率 3%）を稼得し、これは欠損金を 20 計上することとなるが、欠損金計上法人において課税所得はゼロとなるため、法人所得税負担についてもゼロとなり、平均税率、資本課税率もゼロとなる。④企業 D は 50 の絏済的利益（資本利益率 50%）を計上する。このとき絏済的利益と固定資本減耗調整が相殺され、課税所得はゼロとなる。したがって法人所得税負担、平均税率および資本課税率はゼロとなり、③のケースと等しい。ここで⑤企業 B と企業 C の両社を併せた平均税率を計算すると、資本利益率は 6.5%（130/2000）、平均税率は 19.2%（25/130）、資本課税率は 1.3%（25/2000）となる。それに対して⑥企業 B と企業 D を併せた資本利益率は 7.5%（150/2000）、平均税率は 16.7%（25/150）、資本課税率は 1.3%（25/2000）となる。⑤と⑥とを比較すると、利益率の高い企業ほど平均税率が低くなっている。①と②を比較した場合とは逆の結果となっている。

表 1-2. 資本利益率と法人所得稅負担の関係

	(a) 固定資産	(b) 経済的利益 (b) ÷ (a)	(c) 資本利益率 (b) ÷ (a)	(d) 固定資本 減耗調整	(e) 課税所得 (b) - (d)	(f) 法人所得稅 (税率50%) (e) × 0.5	(g) 平均税率 (f) ÷ (b)	(h) 資本課税率 (f) ÷ (a)
① 企業A	1000	70	7%	50	20	10	14.3%	1.0%
② 企業B	1000	100	10%	50	50	25	25%	2.5%
③ 企業C	1000	30	3%	50	0(-20)	0(-10)	0%(-33.3%)	0%(-0.3%)
④ 企業D	1000	50	5%	50	0	0	0%	0%
⑤ 企業B+C	2000	130	6.5%	100	50(40)	25(20)	19.2%(15.4%)	1.3%(1%)
⑥ 企業B+D	2000	150	7.5%	100	50	25	16.7%	1.3%

(注) (e)~(h)列のカッコ内については、欠損金が課税所得に算入される場合の課税所得を表す。

(出所) Auerbach and Poterba (1987)を参考に作成。

こうした結果の違いは、資本利益率、平均税率および資本課税率の3つの指標の関係と、法人所得稅制の非対称性から説明される。3つの指標の関係は次の等式で示される。

$$\begin{aligned}
 \text{資本課税率} &= \frac{\text{法人税負担}}{\text{固定資産}} \\
 &= \frac{\text{経済的利益}}{\text{固定資産}} \times \frac{\text{法人税負担}}{\text{経済的利益}} \\
 &= \text{資本利益率} \times \text{平均税率}
 \end{aligned}$$

この等式を基に、再び①と②とを比較する。固定資産は両者で変わらないが、②の経済的利息は①のそれよりも1.4倍高く、法人所得稅負担は2.5倍高い。したがって、資本利益率と平均税率は②の方が①よりも高くなり、これらの積である資本課税率も②の方が高くなる。それに対して⑤と⑥を比較した場合、⑤と⑥の経済的利息は異なるが、法人所得稅負担は変わらない。これは欠損金を計上した企業Cと、課税所得がゼロである企業Dの法人所得稅負担は等しくゼロとなるためである。仮に欠損金が課税所得に計上され、(負の)法人所得稅負担が行われる場合の平均税率および資本課税率をみると(表1-2のカッコ内の値)、①と②を比較した場合と同様に、資本利益率の高い⑥の方が、平均税率、資本課税率がともに高い。しかし、上述のとおり⑤と⑥では法人所得稅負担が変わらないため、資本課税率は等しくなり、経済的利息率の高い⑥において資本利益率が⑤のそれと比べて高くなり、平均税率は低くなる。つまり、⑥と比べて利益を計上していない⑤の方が平均税率が高くなる原因は、負の所得である欠損金が正の所得と同様の課税がなされないという法人所得稅制の非対称性にあるといえる。

## 2. 経済的利益・課税所得および欠損金の関係

日本国内の株主が稼得する資産の純増分である経済的利益を以下のように定義する。

$$\text{経済的利益} = \text{収益} - \text{費用}$$

このとき資産の経済的価値の減少分である経済的減価償却費が費用に含まれているが、税務上計上される減価償却費と経済的減価償却費は通常異なり、結果その差額分だけ課税所得と経済的利益は乖離することとなる。また、期末に企業が欠損金を計上した場合、その欠損金は過去あるいは将来時点において繰越控除あるいは繰戻還付という形で企業が稼得した利益と相殺される。従って、物価変動や欠損金以外の税務上の所得調整を考慮しない場合、課税所得と経済的利益は次の2つの関係式で示すことができる。

$$\text{課税所得} = \begin{cases} \text{控除・還付前所得} - \text{欠損金控除・還付} & (\text{黒字法人企業}) \\ 0 & (\text{赤字法人企業}) \end{cases}$$

$$\text{控除・還付前所得} = \text{経済的利益} - \text{固定資本減耗調整}$$

ここで課税所得は黒字法人企業にのみ計上され、赤字法人企業には計上されないことを示す。固定資本減耗調整 (capital consumption adjustment) は税務上の減価償却費と経済的減価償却費の差額である。

「法人の事業年度は、もともと事業成果を期間損益の形で算定するためには、ある年度に生じた欠損金は、その前後の事業年度の利益と通算するのが妥当である<sup>4)</sup>」という観点から、欠損金の控除または還付という制度が存在する。欠損金の繰越控除・繰戻還付は欠損金が計上された事業年度と異なる年度に負の課税所得として損金算入されるが、次の2つの制約から欠損金すべてが負の課税所得に計上されるとは限らない。1つ目の制約は、繰越・繰戻限度額である。表1-3に示されているように、2011年度以前において、欠損金は他の事業年度に正の値で計上された控除・繰戻前所得の100%を超えて損金算入することは出来ないことがされていた。100%を超えた損金算入は赤字法人に負の値の課税所得を計上させることとなるため、控除・繰戻前所得の100%までの損金算入は、黒字法人企業にのみ課税所得が計上

<sup>4)</sup> 金子(2015), 383頁。

表 1-3. 欠損金の繰越控除・繰戻還付制度の概要（1980-2014 年度）

	繰越控除		期間	限度額	繰戻還付	
	期間	限度額			期間	
1980年度～	5年				1年	
1984年度～						
1986年度～	5年	直近1年間に生じた欠損金に限り適用外			停止	
1988年度～	5年			100%	1年	
1992年度～						
2004年度～					停止	
2008年度	7年					
2009年度～						
2011年度						
2012年度～	9年		80%	1年	資本金1億円超の法人には適用外	

(注) 租税特別措置法による特例を一部除いて記載。

(出所) 財務省『財政金融統計月報（租税特集）』各年版.

されるという上記の課税所得についての式と整合的である。また 2012 年度以降において、震災復興増税による課税ベースの拡大という観点から、繰越限度額については控除・繰戻前所得の 80% に縮小された。繰越・繰戻限度額の存在は、計上された欠損金の全額が負の課税所得として計上されるまでの期間を延長させる効果をもつ。例えば過去に計上された欠損金額が当該事業年度の繰越限度額に比して大きい場合、限度額を超えた分の欠損金は次年度以降の繰越欠損金に計上されることとなり、また次年度以降の繰越欠損金の計上額は当該年度の繰越限度額が少なければ少ないほど多く計上されることとなる。繰越・繰戻限度額の存在は欠損金の繰越・繰戻期間を延長させる効果をもち、繰越・繰戻限度額が縮小されるほど、繰越・繰戻期間が長くなる効果を持つ。

しかし、欠損金は無期限に繰越が可能なわけではない。2 つ目の制約は、控除・還付における期間制限である。表 1-3 のとおり、繰越控除については 2012 年度以降 9 年間の繰越期間の制限が設けられている。繰戻還付については 1 年の繰戻期間が法人税法において規定されているものの、1992 年度以降、資本金 1 億円超の法人企業については原則停止となっている。こうした期間制限は欠損金の繰越・繰戻前所得への相殺の機会を減らすため、負の課税所得の計上額が減少することとなる。

表 1-4. 課税損失がもたらす課税ベースへの影響（単位：兆円，%）

年/年度 <sup>※1)</sup>	課税所得	欠損金額	課税損失 <sup>※2)</sup>	課税損失 課税所得
1980年	21.8	-3.2	-1.4	-6.3%
1981年	22.9	-4.2	-2.5	-11.1%
1982年	23.4	-4.5	-3.0	-13.0%
1983年	24.0	-4.6	-2.9	-12.0%
1984年	26.7	-4.8	-2.8	-10.5%
1985年	29.8	-4.8	-2.7	-9.0%
1986年	29.9	-5.0	-3.0	-10.2%
1987年	34.2	-5.2	-3.0	-8.9%
1988年	40.3	-5.4	-2.4	-5.9%
1989年	46.7	-5.0	-1.9	-4.0%
1990年	49.7	-6.8	-3.8	-7.7%
1991年	48.8	-10.4	-7.7	-15.8%
1992年	42.3	-12.8	-10.2	-24.2%
1993年	36.0	-15.4	-12.6	-35.0%
1994年	31.8	-15.6	-12.1	-38.0%
1995年	31.1	-16.3	-12.0	-38.6%
1996年	37.5	-19.4	-13.3	-35.5%
1997年	36.5	-18.2	-12.1	-33.3%
1998年	32.1	-24.7	-18.7	-58.1%
1999年	30.7	-33.3	-25.6	-83.4%
2000年	36.7	-29.9	-17.8	-48.6%
2001年	39.2	-23.0	-12.9	-32.8%
2002年	32.5	-24.6	-16.9	-52.2%
2003年	32.4	-29.7	-19.3	-59.5%
2004年	38.6	-20.9	-8.1	-21.1%
2005年	42.0	-19.5	-6.5	-15.5%
2006年	50.5	-17.8	-8.0	-15.8%
2006年度	55.6	-14.4	-5.4	-9.7%
2007年度	55.2	-15.0	-5.4	-9.9%
2008年度	35.2	-28.3	-20.9	-59.2%
2009年度	30.3	-22.8	-13.4	-44.1%
2010年度	32.4	-16.6	-5.9	-18.2%
2011年度	33.9	-16.5	-6.8	-20.1%
2012年度	40.8	-13.7	-5.0	-12.3%

(注)1. 『会社標本調査』に合わせ、2006年より年次換算から年度換算となっている。

2. [課税損失=欠損金額-欠損金繰越控除額]として計算した。

(出所) 国税庁『会社標本調査』、各年版。

次に上述した欠損金の損金算入における2つの制約がもたらす企業の税負担への影響について、税務統計から概観する。表1-4では、課税所得に対して、欠損金の非課税分がどの程

度存在するかをまとめたものである<sup>5)</sup>. ここで課税損失 (tax losses<sup>6)</sup>) は『会社標本調査』の「欠損金額」から「繰越欠損金控除額」を除いた値であり, 当該年度において課税ベースに算入されない欠損金額を示す. 1980 年から 1990 年において欠損金は課税所得に対して平均して 16%程度の割合を示していた. しかし, バブル景気が崩壊した 1991 年以降, 欠損金の課税所得に対する割合は平均 55%と大きく拡大している. それに伴い課税損失の課税所得に対する割合も拡大し, 1990 年までの平均が 9%であったのに対し, 1991 年以降は平均して 34%となっている. 課税損失の課税所得に対する割合は, 課税ベースに算入されない欠損金が, 課税ベースである課税所得に対してどの程度存在するかを示している. 従って, 課税損失の割合が拡大したことは, 課税ベースに算入されない負の企業所得が増加していることを表している.

### III. 経済的利益, 平均税率の推計

#### 1. 経済的利益の計測

第 II 節第 2 項の経済的利益の説明では, 簡略化のために物価変動や税務上の所得調整がないと仮定して議論を進めた. しかし, 現実世界においては物価の変動によって利益は変化し, 税務上の調整についても考慮しなければならない. 本節では物価変動と所得調整を考慮して経済的利益を再定義する. 経済的利益は次のとおりである.

$$\begin{aligned} \text{経済的利益} &= \text{課税所得} + \text{欠損金} + \text{前年度事業税} \\ &\quad + \text{繰越欠損金} + \text{受取配当益金不算入} \\ &\quad - \text{交際費損金不算入} + \Delta \text{非課税引当金} + \text{固定資本減耗調整} \\ &\quad + \text{在庫品評価調整} + \text{債務者利得} - \text{国外源泉所得} \end{aligned}$$

右辺第 1 項から第 7 項までは税務上の所得調整を表す. ここで欠損金は負の値であり, 経済的利益について減算項目となる.  $\Delta$  非課税引当金は, 当該年度の非課税引当金の前年度分との差額である. これは当該年度の企業全体の引当金積立額から取り崩し額を差し引いた額に

---

<sup>5)</sup> 税務統計からは繰戻欠損金の値が入手できないため, 本章では繰越欠損金の影響のみを観察した.

<sup>6)</sup> Auerbach and Poterba (1987), Auerbach (2007).

相当し、田近・油井(1990)ではこれが企業の所得調整の手段として考えられることから、経済的所得の計算項目としている。本分析でもそれに倣い、経済的利益の計算項目とした。

固定資本減耗調整、在庫品評価調整、債務者利得の3項は、企業の経済的利益の計測において物価変動要因として考えることが出来る。固定資本減耗調整は、税務上の減価償却費と経済的減価償却費の差分として表される。インフレ期においては資産の再取得価格が名的に上昇し、税務上の減価償却費が過少に計上される。したがって、固定資本減耗調整額はインフレによって過少に計上されることになる。次に、在庫品評価調整(inventory valuation adjustment)である。インフレ期において棚卸資産の評価額が名的に上昇する。在庫品評価調整額は課税所得に対する見せかけの利益計上分であるとみなすことができる。最後に債務者利得(debtors' purchasing power gain)であるが、これはインフレ期の負債残高の実質価値の減少によって債権者から株主に移転された利得を表す。

本分析において、経済的利益は国内居住者の国内源泉利益を計測するため、国内居住者である企業が海外資産から稼得した利益である国外源泉所得を除いている。なお、本分析の対象企業は非金融系民間企業を対象としている。各変数のデータの入手方法および計算方法は補論を参照されたい。

経済的利益の推計結果は図1-2のとおりである。1980年代において経済的利益は課税所得に対して上方に推移しているが、バブル景気の終焉以降、経済的利益は課税所得に対して下方に推移するようになり、その額が大きく変動するようになった。表1-5によれば、計測期間全体の標準偏差を計測すると、課税所得および経済的利益はそれぞれ8.12兆円、12.11兆円と、経済的利益の変動が大きいことが観察される。標準偏差をさらにバブル終焉前後で比べてみると、バブル終焉前では課税所得・経済的利益はそれぞれ7.64兆円、9.12兆円であ

図1-2. 課税所得と経済的利益の推移

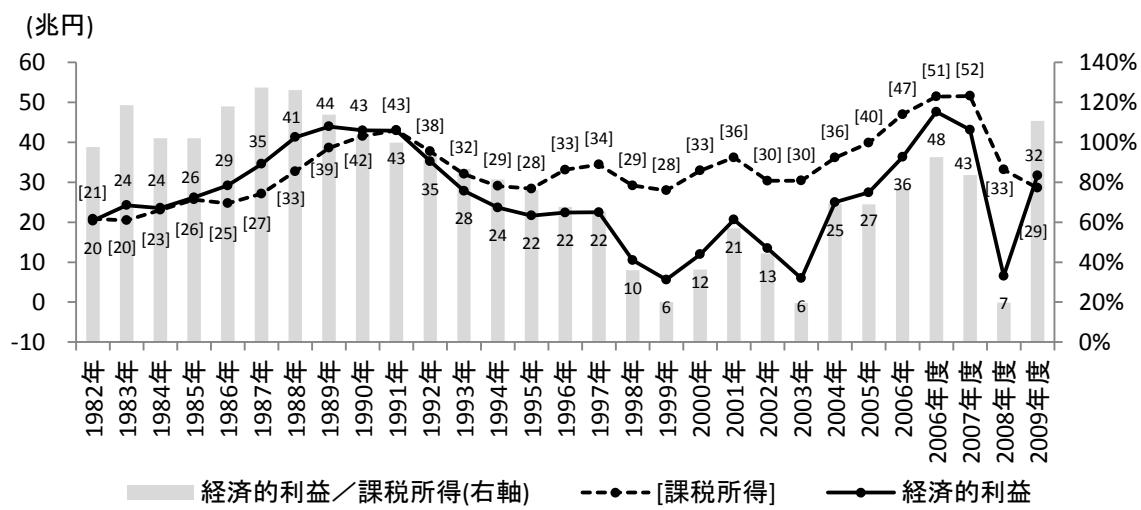


表 1-5. 課税所得と経済的利益の標準偏差（兆円）

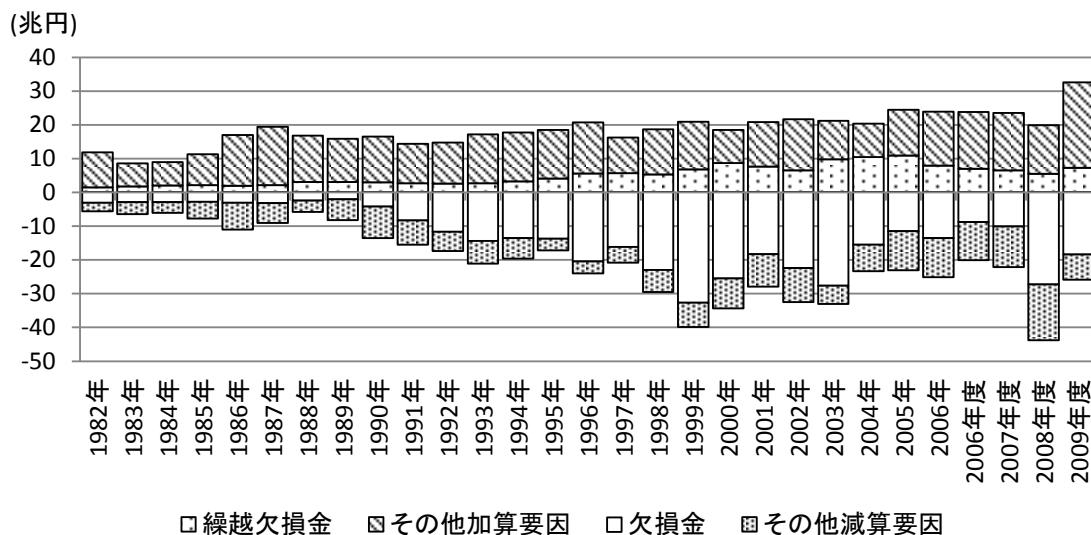
	課税所得	経済的利益
1982年-1990年	7.64	9.12
1991年-2009年度	7.42	12.25
計測期間全体	8.12	12.11

った。バブル後で比較すると、課税所得が 7.42 兆円と縮小したのに対し、経済的利益については 12.25 兆円と大きく拡大した。経済的利益の額が課税所得のそれに対して大きく下方に位置した年が存在し、1999 年、2003 年、2008 年度においては経済的利益が 6 兆～7 兆円程度であり、課税所得に対して 20% 程度の額しか計上されていない。表 1-4 をみると、これらの年（度）は課税損失が多額に計上されている。このことから、経済的利益の低下傾向または変動の拡大要因として法人所得税制の非対称性が原因であると推察される。

さらに詳しく観察するため、課税所得から経済的利益がどれだけ乖離しているかについて、その加算要因と減算要因を示した（図 1-3）。原点から上に伸びた棒グラフは加算要因であり、下に伸びた棒グラフは減算要因である。課税所得に加算要因を加え、減算要因を差し引くことによって経済的利益となる。加算要因には繰越欠損金、受取配当益金不算入、固定資本減耗調整があり、減算要因としては欠損金、交際費損金不算入、国外源泉所得が挙げられる。その他、△非課税引当金については当該事業年度において引当金の積み立てあるいは取り崩しのどちらが額面上多かったかによって、在庫品評価調整および株主利得については物価変動によって、加算項目か減算項目のどちらかに振り分けられる。ここでは課税損失について考察するため、欠損金および繰越欠損金以外の要因は他の要因として一括りにしている。

図 1-3において、1991 年以降、欠損金の減算要因に占める割合は拡大しており、1990 年までの平均で 39% だったものが 1991 年以降、平均 67% にまで増加している。他方で繰越欠損金の加算要因に占める割合は 1990 年以前の平均で 17%，1991 年以降の平均で 30% と増加しているが、欠損金の伸びと比べると、繰越欠損金の伸びは小さいことが観察できる。したがって、経済的利益と課税所得との乖離の要因としては課税損失の影響が非常に大きく、バブル景気以降においてその影響の範囲は拡大したと結論付けられる。

図 1-3. 経済的利益の課税所得からの乖離の要因



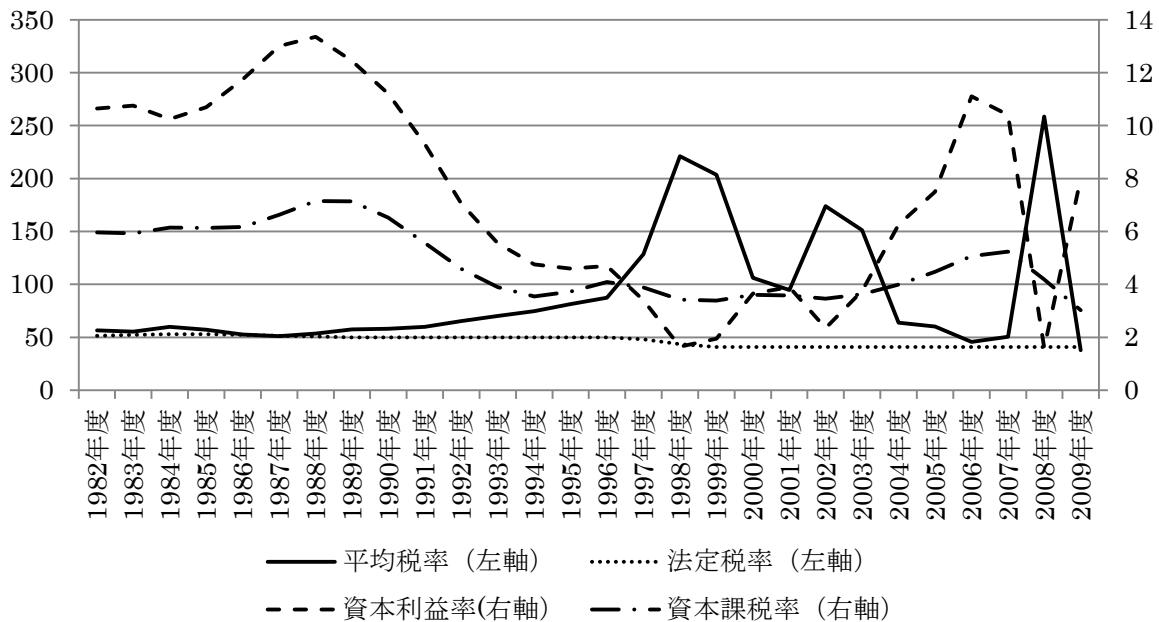
## 2. 平均税率の推移と要因分解

次に、実際の日本の平均税率、資本利益率および資本課税率を計測した結果について考察する。図 1-4 で示されるように、平均税率はバブル景気以降、法定税率から上方に乖離していくようになり、1990 年代後半以降は大きく変動し、平均税率が 100% を越える年度がしばしば見られるようになる。他方、経済的利益は 1980 年代後半の上昇傾向にあり（図 1-2），平均税率も上昇傾向を示していた。しかし 1990 年代以降においては、平均税率とは逆向きの変動を示している。経済的利益が 2% を下回る年度は、法定税率は 200% を越えており、平均税率が 60% を下回る年度は、2009 年を除いて資本利益率が 10% を越えている。以上のような動向から、法人所得税制の非対称性の影響が 1990 年代以降顕著になってきていると推察できる。なお 2009 年度は、資本課税率が観測期間において最も低い値を示し（4.19%），観測期間において唯一平均税率（37.7%）が法定税率（40.87%）を下回っている年度である。

表 1-6 は平均税率の構成要素を法定税率を含む 9 項目に分解し、その各要因が平均税率に与える影響の程度の計測結果を示している。第 2 列目の法定税率に第 3 列目から第 10 列目までの各乖離要因の値を足し合わせることで最終列の平均税率が計測される。各項目をみてみると、第 3 列目の軽減税率・超過課税は、法人所得税の軽減税率および地方法人二税（法人事業税、法人住民税）の超過課税が、各種控除前の法人所得税負担率と法定税率との程度乖離させているかを表している。法人所得税の軽減税率は法人所得税負担率を法定税率から押し下げる要因であり、それに対して法人二税の超過課税は押し上げる要因であるため、

図 1-4. 平均税率、資本利益率および資本課税率の推移

(単位 : %)



(注) データの制約上、2005 年度以前は年度ごとではなく年次ごとの値を計測し、各年度にまたがる 2 年次の値の平均値を求めた。

すべての期間を通じて超過課税の影響が軽減税率の影響を上回っていることが観察される。軽減税率・超過課税は、表 1-7 をみると乖離要因において 2 番目に高い加算項目であることが分かる（その他を除く）。

次に第 4 列目の課税損失は、その他を除き当該年度に計上された欠損金額から当該年度に計上された欠損金の繰越控除額を差し引くことで、課税所得の対象とならない負の所得額の平均税率への影響度合を計算しており、法人所得税制の非対称性の効果を示す。欠損金は経済的利益を減少させるため、平均税率を押し上げる要因であり、他方で欠損金の繰越控除は経済的利益を増加させ、平均税率を押し下げる。繰越控除は毎年欠損金額よりも少ない額が計上されているため、課税損失は観測期間を通じて平均税率の加算要因となっている。表 1-6 から、課税損失は平均税率を上昇させる最も大きな要因であり、平均税率が法定税率に対して増加する原因のほとんどを課税損失が担っていることが観察される。また、課税損失は観測期間における標準偏差が 60.7% と、乖離要因の中で値の変動が最も大きく、平均税率の変動は課税損失の変動に大きく依存している。図 1-5 の平均税率と課税損失の推移をみると、両者の値の変化が同じような傾向で推移していることが観察される。

第5列目の固定資本減耗調整は税務上の減価償却額から経済的な資本の減耗分（経済的減価償却額）を差し引いた額として定義している。通常、経済的減価償却額の計測は困難であるため、税務上の減価償却額が経済的減価償却額に比べて過大に計上されることが多い。そのため、減価償却額の過大計上分が経済的にみて余計に控除されるため、固定資本減耗調整は平均税率の値を押し下げる効果がある<sup>7)</sup>。固定資本減耗調整は-40.1の値であり、平均税率の減算要因としては最も大きいものである。

第6列目の物価調整は、物価の変動によって会計上の利益と経済的利益とを乖離させる要因についての調整の程度が示されており、これは在庫品評価調整および債務者利得の2つの要因から成る。在庫品評価調整は、インフレ期であれば棚卸資産の評価額の実質的な価値下落分であり、デフレ期には実質的な価値上昇分である。インフレ期であれば企業の経済的利益は実質的な価値の下落分だけ会計上の利益より下方に乖離するため、平均税率は押し上がり、デフレ期であれば押し下がることとなる。次に債務者利得は、インフレ期の負債残高の実質価値の減少によって債権者から株主に移転された利得を表す。インフレ期であれば債務者利得によって経済的利益が増加するため、平均税率は押し下がり、デフレ期であれば押し上がることとなる。そのため、物価調整の項は物価によって加算要因にも減算要因にもなる。表1-7では標準偏差が19.6%と課税損失に次いで大きな値であり、物価変動は企業の平均的な税負担を変動させる重要な要因であると考えられる。

第7列目の他の所得調整については、経済的利益と課税所得との乖離をもたらす他の要因であり、受取配当益金不算入、交際費損金不算入、非課税引当金の前年度差分の3つの要因を足し合わせている。益金不算入額と損金不算入額をそれぞれ加算あるいは減算することによって、課税所得と企業会計上の利益との差異を調整した。非課税引当金の前年度差分は当該年度の企業全体の引当金積立額から取り崩し額を差し引いた額に相当し、田近・油井(1990)ではこれが企業の所得調整の手段として考えられることから、経済的所得の計算項目としている。本分析でもそれに倣い、経済的利益の計算項目とした。表1-7から、他の所得調整は平均が0.0、標準偏差が1.0と平均税率に及ぼす影響が低い。

第8列目の留保金税額は特定同族会社を対象とした特別課税であり、法人所得税負担を増加させるため、留保金税額は平均税率の要因において加算項目となる。表1-7をみるとその値は平均、分散ともに小さく、平均税率に及ぼす影響は低い。

---

<sup>7)</sup> 田近・油井(1990, 1996, 2000)において、固定資本減耗調整は税務上の減価償却費の過大計上分の効果と物価調整の効果の2つの要因に分解しているが、本章では2つの要因を分解せず、一つの指標として扱っている。

表 1-6. 平均税率とその構成要因の推移

(単位 : %)

年度	法定税率	法定税率と平均税率との乖離要因							平均税率	
		軽減税率・超過課税	課税損失	固定資本減耗調整	物価調整	他の所得調整	留保金税額	税額控除(国内)		
1982	51.6	5.6	7.9	-4.7	0.5	-0.2	0.2	-4.5	0.0	56.4
1983	52.2	5.4	7.1	-4.7	0.9	-0.3	0.2	-4.5	-0.8	55.5
1984	52.9	5.4	6.8	-5.1	1.1	0.1	0.2	-4.4	3.2	60.0
1985	52.9	6.1	6.4	-5.9	-1.2	0.1	0.1	-3.6	2.3	57.3
1986	52.2	7.2	6.0	-6.3	-6.0	0.2	0.1	-3.0	2.3	52.6
1987	51.6	7.9	4.6	-6.9	-5.6	0.1	0.2	-2.7	1.8	51.0
1988	50.8	8.4	3.2	-7.5	0.1	0.0	0.2	-2.6	0.9	53.5
1989	50.0	7.4	4.2	-7.6	4.9	0.1	0.3	-3.1	1.3	57.5
1990	50.0	4.6	7.9	-8.0	5.3	0.1	0.3	-4.1	2.2	58.1
1991	50.0	3.1	14.0	-8.7	2.6	0.1	0.4	-4.7	3.3	60.0
1992	50.0	2.6	22.4	-7.6	-2.4	0.1	0.4	-4.4	4.2	65.3
1993	50.0	2.2	28.5	-5.2	-7.4	0.2	0.4	-3.9	5.3	70.1
1994	50.0	2.6	31.9	-2.4	-11.1	0.3	0.5	-3.5	6.6	74.8
1995	50.0	3.0	41.1	-0.7	-14.3	0.2	0.6	-3.2	4.8	81.5
1996	50.0	3.2	43.5	-2.8	-8.0	0.2	0.7	-3.3	4.1	87.5
1997	48.2	5.1	77.9	-6.3	-0.4	0.5	0.9	-4.8	7.2	128.4
1998	43.6	7.7	201.8	-10.8	-20.0	-0.2	2.3	-8.8	5.7	221.1
1999	40.9	5.4	189.3	-12.5	-23.6	-0.3	2.8	-8.7	10.1	203.5
2000	40.9	2.3	65.3	-7.2	-8.0	0.6	1.8	-4.5	15.0	106.3
2001	40.9	2.6	55.6	-5.2	-13.6	0.8	1.6	-4.2	16.2	94.7
2002	40.9	2.6	136.5	-13.1	-21.0	1.5	3.0	-9.0	32.6	173.8
2003	40.9	2.1	113.3	-12.7	-11.3	1.0	2.4	-7.5	23.1	151.1
2004	40.9	2.2	22.4	-3.7	2.2	0.1	0.7	-2.6	1.8	63.9
2005	40.9	2.5	17.2	-2.6	3.0	0.1	0.6	-2.8	1.4	60.2
2006	40.9	1.3	7.8	-3.5	2.4	-0.1	0.4	-2.7	-1.0	45.6
2007	40.9	1.9	10.0	-1.2	4.8	-0.2	0.2	-3.3	-2.7	50.5
2008	40.9	6.6	197.7	-40.1	90.5	-4.9	0.6	-23.0	-9.5	258.6
2009	40.9	0.3	24.0	-5.9	-16.9	0.0	0.1	-3.1	-1.6	37.7

(注) データの制約から、2005 年度以前は年次ごとの値を計測し、各年度にまたがる 2 年次の値の平均値を求めた。

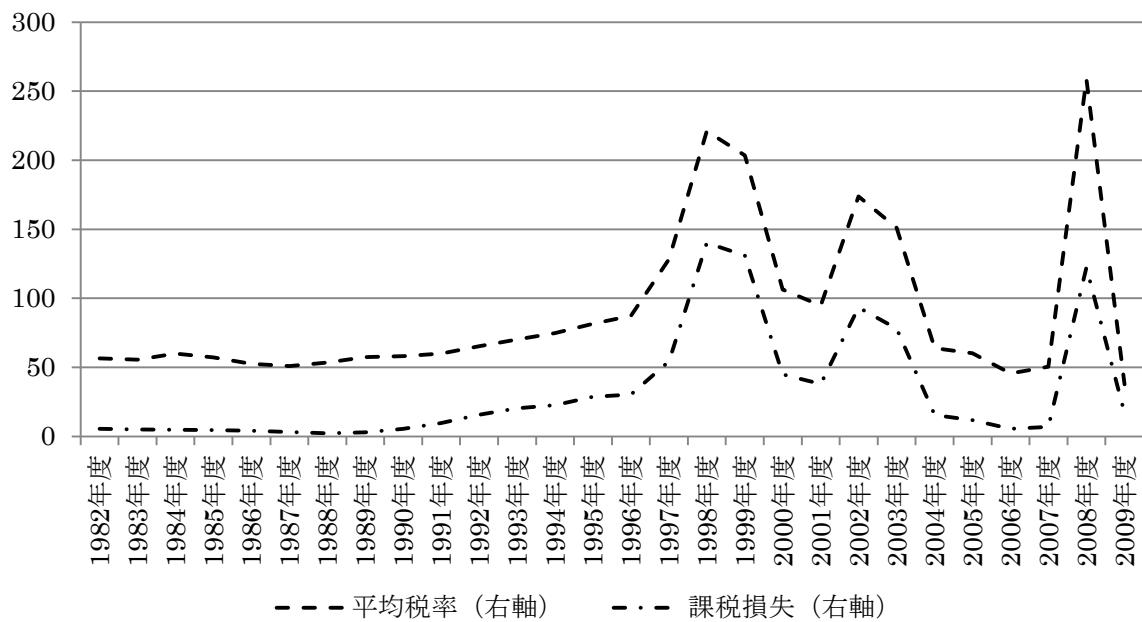
表 1-7. 平均税率とその構成要因の基本統計量

(単位 : %)

	平均	標準偏差	最小	最大
法定税率	46.6	4.9	40.9	52.9
軽減税率・超過課税	4.2	2.3	0.3	8.4
課税損失	48.4	60.7	3.2	201.8
固定資本減耗	-7.5	7.0	-40.1	-0.7
物価調整	-1.9	19.6	-23.6	90.5
他の所得調整	0.0	1.0	-4.9	1.5
留保金税額	0.8	0.9	0.1	3.0
税額控除(国内)	-5.0	3.9	-23.0	-2.6
その他	5.0	8.1	-9.5	32.6
平均税率	90.6	57.2	37.7	258.6

図 1-5. 平均税率および課税損失要因の推移

(単位 : %)



第 9 列目の税額控除（国内）は国内での企業活動に対する税額控除を足し合わせたものであり、具体的には所得税額控除、製品輸入の控除、試験研究費の控除の 3 つに分け

られる<sup>8)</sup>。これら税額控除は法人所得税負担を減少させるため、平均税率の計算において減算項目となる。表1-7から、税額控除は平均で-5.0の減少効果をもっており、減算項目としては2番目に大きい。

第10列目のその他は、留保金税額および税額控除以外の税額調整項目である。

## おわりに

本章では、企業の実質的に稼得した利益と企業の実質的な課税ベースである課税所得との乖離についての定量的な考察と、その要因として、法人所得税制の非対称性がどの程度影響を及ぼしているかについて考察してきた。結果として、バブル景気以降、経済的利益は課税所得より下方に推移しており、その額が大きく変動するようになった。そして、その最も大きな要因は法人所得税制の非対称性による課税損失が原因であった。経済的利益に対して課税所得は相対的に安定した推移を示している。これについては、法人所得税制の非対称性が、企業がいくら利益を生み出したかに関わらず、安定的な税収を生み出すことに貢献していると考えることができる。

また法人所得税収が変動する要因について、平均税率を用いて考察した。その結果、1990年代後半以降、平均税率が100%を超える年代がしばしば見られ、年度によって値が大きく変動していた。こうした要因について、物価調整は観測期間中で大きく変動していることから、平均税率が変動する要因として物価変動は看過できないであろう。固定資本減耗調整が減算項目の中で最も大きく、税額控除（国内）よりも大きな値を示していることから、固定資本減耗は各種の税額控除よりも実質的な法人所得税負担を減少させる手段として有益であると考えられる。課税損失は、平均税率の構成要素の中で最も平均税率に影響を及ぼしていた。これは、Auerbach (2007)がアメリカ企業を対象とした分析において明らかにしたように、日本においてもバブル期以降に企業の利益構造が多様化してきたことを表しており、それに伴い法人所得税制の非対称性が企業の税負担に大きな影響を与えるようになってきている。

また、課税損失が計上されているということは、企業がこの損失を補てんするために他の事業年度に利益を計上しようという短期的なインセンティブが大きく生じていな

<sup>8)</sup> 外国税額控除については平均税率を計算する際には考慮されているものの、データの制約上、要因分解した際にはその影響がゼロとなるように計算されている。そのため、ここでは外国税額控除については議論しない。詳細は補論を参照されたい。

いと推測される。よって、本分析において法人所得税制の非対称性が企業行動に与える影響について観察されることはなかった。

最後に残された課題について言及する。本章では企業の行動に対する影響は観察されなかつたが、法人所得税制の非対称性は企業の負債政策やリスク・テイク行動に影響を与えると考えられる。また、本章は日本における法人所得税制の非対称性のみ扱っており、他国との比較を行っていない。各国によって非対称性の度合いが異なるため、立地選択への影響も看過できない。よって、企業行動に対する非対称性の影響について、検討していきたい。さらに本章では、経済的利益または課税損失がなぜ大きく変動するかについて考察を加えていない。これについても検討していく余地が残されている。

## 補論 1. 経済的利益の計算方法およびデータの出所

分析に使用した経済的利益 (*Profits*) は次のように計算できる.

$$\begin{aligned} Profits &= ISTT + NTI + IncmAdj + CR + InfAdj - FSI \\ &= ISTT + NTI + lBT + NOL + DR - EE + \Delta CF \\ &\quad + CR + IA + DG - FSI \end{aligned}$$

*ISTT* : 課税所得, *NTI* : 欠損金, *Inc<sub>m</sub>Adj* : 所得調整, *CR* : 固定資本減耗調整,  
*InfAdj* : 物価調整要因, *FSI* : 国外源泉所得, *lBT* : 前年度事業税, *NOL* : 繰越欠損金,  
*DR* : 受取配当益金不算入, *EE* : 交際費損金不算入, *ΔCF* : 非課税引当金の前年度差分

日本企業全体の会計上の利益は税務統計における課税所得 (*ISTT*) と欠損金 (*NTI*) 益金を足し合わせ、各種税務上の所得調整 (*Inc<sub>m</sub>Adj*; 前年度事業税 [*lBT*], 繰越欠損金 [*NOL*], 受取配当益金不参入 [*DR*], 交際費損金不算入 [*EE*], 非課税引当金の前年度差分 [*ΔCF*]) を足し戻すあるいは引き戻すことによって求められる。この会計上の利益に固定資本減耗調整 (*CR*) や物価調整要因 (*InfAdj*; 在庫品評価調整 [*IA*], 債務者利得 [*DG*]) を加え、国外源泉所得 (*FSI*) を除くことで経済的利益を求めた。

右辺第 1 項から第 7 項までは国税庁『会社標本調査』, 在庫品評価調整については内閣府『国民経済計算』からデータを取得したが、固定資本減耗調整は日本において利用可能なデータが存在せず<sup>9)</sup>, これと債務者利得については田近・油井(1990)に倣い、値を推計した。債務者利得は『法人企業統計』から純債務残高を計算し<sup>10)</sup>, 日本銀行『物価関連統計』の「国内企業物価指数（総平均）」からインフレ率を計算して作成した。国外源泉所得についても日本にはデータが存在しないため、上田・石川・筒井(2010)

<sup>9)</sup> 例えばアメリカでは商務省経済分析局 (BEA) の国民所得・生産勘定 (NIPAs) から固定資本減耗調整 (capital consumption adjustment) のデータが利用可能である。

<sup>10)</sup> 「支払手形」, 「買掛金」, 「社債」, 「短期借入金」, 「長期借入金」の合計から「現金・預金」, 「受取手形」, 「売掛金」の合計を差し引いた。

に倣い、『会社標本調査』の「外国税額」控除額から「法人税額」を除し、利益計上法人の「申告所得金額」を掛けることによって概算した。

固定資本減耗調整を求める際には、税務上の減価償却額と時価評価ベースの経済的減価償却額が必要となる。税務上の減価償却額は国税庁『会社標本調査』より入手可能なデータであるが、経済的減価償却額は直接入手可能なデータではない。そのため、経済的減価償却額については恒久棚卸法（perpetual inventory method）による資本ストックの計測を行い、資本ストックに経済的減価償却率を乗じることによって推計した。

そこで、まず資本ストックの計測方法について説明する。各資産の経済的減価償却率が不変であるとした時、恒久棚卸法による  $t$  期末における資産  $i$  の資本ストック  $K_t^i$  の遷移式は次のように示される。

$$\begin{aligned} K_t^i &= (1 - \delta^i)K_{t-1}^i + I_t^i \\ &= (1 - \delta^i)^t K_0^i + \sum_{j=1}^t [(1 - \delta^i)^{t-j} \cdot I_j^i] \end{aligned}$$

この式から、 $t$  期末における資産  $i$  の資本ストックを求めるには 0 期末の資本ストック  $K_0^i$ 、各資産の経済的減価償却率  $\delta^i$ 、各資産・各期の投資額  $I_j^i$  の 3 種類のデータが必要であることが分かる。データの制約上、資産種別ごとに資本ストックおよび投資額のデータを作成することができないため、金融業・保険業を除く民間部門の全固定資産について、0 期末の資本ストック額、各期に取得した全資産平均の経済的減価償却率および各期の投資額を計算した。

表 1-8. 1970 年次資産ストック構成比（資産種別・取得年次別）

	1970年 取得	1969年 取得	1968年 取得	1967年 取得	1966年 取得	1965年 以前取得	計
建物	0.041	0.036	0.030	0.026	0.017	0.177	0.328
構築物	0.011	0.012	0.010	0.007	0.007	0.069	0.116
機械装置	0.077	0.065	0.052	0.041	0.031	0.218	0.485
車両運搬具	0.019	0.016	0.012	0.007	0.004	0.013	0.071
計	0.148	0.131	0.104	0.082	0.059	0.477	1.000

(出所) 内閣府『昭和 45 年度国富調査』

表 1-9. 取得資産の平均経過年数

	1970年	1969年	1968年	1967年	1966年	1965年 以前
建物	0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	20.0
構築物	0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	20.0
機械装置	0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	10.0
車両運搬具	0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5

(注)1. 1966 年以降の値は、資産を年次に取得したと想定している。

2. 1965 年以前の値は、田近・油井 (1990)が 1955 年以前の平均経過年数として使用した値を援用した。

0 期末の資本ストックについては、財務省『法人企業統計』を利用して 1970 年の「その他の有形固定資産（当期末）」の値を簿価ベースから、1970 年末時価ベースに換算して使用した。時価ベースへの換算のためには、各資産がどの時点で取得されたかを把握する必要がある。表 1-7 は、1970 年の資本ストックが資産・取得年別にどれだけ取得されたかを示している<sup>11)</sup>。これらの資産が表 1-8 のとおりの経過年数を有していると想定した時、全資産における平均経過年数は約 8 年（8.25 年）であった。1970 年の卸売物価指数は 49.1、1962 年では 56.4（それぞれ 1995 年基準）であり、この 8 年間で物価は約 1.15 倍に上昇した。よって 1970 年の固定資産の簿価ベースの額を 1.15 倍した値を時価ベースの資本ストックとした。

経済的減価償却率は資産ごとで毎年等しい償却率を持つとし、Hulten and Wykoff (1981) および Jorgenson and Sullivan (1981)における資産別の償却率を利用した。法人企業統計では、資産別の投資額データがないため、経済産業研究所『日本産業生産性データベース 2014』（JIP2014）の「名目投資マトリックス」における有形固定資産 37 分類について<sup>12)</sup>、民間 97 産業部門から金融業および保険業を除く 95 部門総計の資産別構成比を各資産の償却率にウェイト付けして各年の資産全体の平均償却率を求めた。各資産に割り当てた償却率は表 1-9 のとおりである。投資額は『法人企業統計』の「その他の有形固定資産」の当期末の値から前期末の値を差し引き、当期末の「減価償却費」と「特別減価償却費」を加え、粗投資額とした。

<sup>11)</sup> 表 1-13 はデータの制約上、全産業から金融業・保険業に加えて不動産業を除いた値から計算した。

<sup>12)</sup> JIP2014 における資産 39 分類のうち、「38.受注ソフトウェア」および「39.その他の対事業所サービス」を除く 37 分類。

表 1-10. 資産種別の経済的減価償却率

資産分類	経済的 減価償却率	資産分類	経済的 減価償却率
1. 農産物	14.73	19. 電気通信機器	11.79
2. 家具類	11	20. ビデオ・電子応用装置	11.79
3. 核燃料	14.73	21. 送配電機器	14.73
4. 家庭用機器	11.79	22. 照明機器	14.73
5. その他の金属製品	9.17	23. 乗用車	33.33
6. 蒸気機関・タービン	7.86	24. トラック・バス	25.37
7. 一般機械	12.25	25. 二輪自動車・自転車	25.37
8. 工具・金型	15	26. その他の輸送機械	14.73
9. 鉱山・建設機械	16.86	27. 船舶	7.5
10. 化学機械	10.31	28. 内燃機関	7.86
11. 金属工作・加工機械	12.25	29. 鉄道車両	6.6
12. 農業機械	9.71	30. 航空機	18.33
13. 特殊産業機械 (除化学機)	10.31	31. その他の製造工業製品	14.73
14. 複写機	27.29	32. 建築(住宅)	1.3
15. その他の事務用機械	27.29	33. 建築(非住宅)	4.54
16. サービス用機器	16.9	34. 公共事業・その他の建設	3.16
17. 民生用電気機器 (除ビデオ・電子応用装置)	11.79	35. 鉄道軌道建設	1.76
18. コンピュータ関連機器	27.29	36. 電力施設建設	3
		37. 電気通信施設建設	3.33

(注) 「9.鉱山・建設機械」については、Hulten and Wykoff (1981)の「Construction machinery ( except tractors)」と「Mining and oilfield machinery」の値の単純平均値を採用した。

(出所) Hulten and Wykoff (1981), Jorgenson and Sullivan (1981).

以上から 0 期末の資本ストック, 経済的減価償却率, 投資額のデータが得られるため,  $t$  期末の資本ストック額が計算でき, また  $t$  期末の経済的減価償却額についても求めることができる。 $t$  期末における経済的減価償却額は, 資本ストックに償却率を乗じた  $\delta_t K_t$  となる。ここで  $\delta_t$  は  $t$  期末の資本ストックの資産別構成比でウェイト付けされた資産平均の経済的減価償却率を表すが, 本分析で推計した経済的減価償却率は  $t$  期の取得資産の資産別構成比でウェイト付けされている。そのため, 実際の  $t$  期償却額の計算では, 0 期の資本ストックは 0 期 (1970 年) の償却率を  $t$  期まで適用し,  $s$  期の取得資産 (投資) には  $s$  期の償却率を  $t$  期までの経過年数分だけ適用し, それらを全て足し合わせて償却額を算出した。なお,  $t$  期の投資額については, 投資が年央に行われたものとして, 傷却率の半分の償却が行われたものと想定した。償却額の時価ベース換算は,

JIP2014 から投資デフレーターを作成し<sup>13)</sup>、それを用いた。こうして推計した経済的減価償却額は『法人企業統計』より作成されるため、『会社標本調査』から取得した他のデータとの整合性をとる必要がある。『会社標本調査』における「減価償却費」は、『法人企業統計』における「減価償却費」・「特別減価償却費」の合計額の 0.978 倍であったため<sup>14)</sup>、算出した値にそれを乗じた。

---

<sup>13)</sup> JIP2014 の「名目投資マトリックス」および「実質投資マトリックス」における有形固定資産 37 分類、民間固定資本 95 部門の投資フロー額から計算した。

<sup>14)</sup> 1970 年から 2011 年までの平均値。

## 補論 2. 平均税率の要因分解

本章で計測した平均税率は、日本政府に支払われた法人所得税負担を株主が稼得する経済的利益で除して値を求め、この平均税率を構成する諸要因の効果について計測した<sup>15)</sup>。

法人所得税負担 (*Taxes*) は次のとおりに構成されている。

$$\begin{aligned} Taxes &= ITBC + RT - FTC - OC + \epsilon \\ &= \tau\lambda ISTT + RT - FTC - OC + \epsilon \end{aligned}$$

$$\left. \begin{array}{l} ITBC : \text{控除前法人所得税負担}, \quad RT : \text{留保金税額}, \quad FTC : \text{外国税額控除}, \\ \\ OC : \text{その他税額控除}, \quad \tau : \text{基本税率}, \quad ISTT : \text{課税所得} \end{array} \right\}$$

法人所得税負担は控除前法人所得税負担 (*ITBC* : 『国税庁統計年報』上の「算出税額」および地方法人二税の合計額) から留保金税額 (*RT*) を足し合わせ、外国税額控除 (*FTC*)、その他税額控除 (*OC*) を差し引いた。 $\epsilon$  は税務上の「法人税額」との誤差である。控除前法人所得税額は課税所得と法定法人所得税率との積によって求まるが、日本の法人所得税制において、法定法人所得税率は基本税率 ( $\tau$ ) の他、中小企業者等の法人税率の特例における軽減税率や地方法人税の超過課税等が存在する。この軽減税率や超過課税による調整係数を  $\lambda$  とすると、控除前法人所得税負担と課税所得との関係は、

$ITBC = \tau\lambda \cdot ISTT$  と表すことができる。

以上の定義から、平均税率 (*atr*) は次のように表すことができる。

---

<sup>15)</sup> 本分析は、Auerbach and Poterba (1987), Auerbach (2007)によるアメリカの平均税率の計算方法に倣い、日本の平均税率の計測および要因分解を行った。アメリカと日本の税制の相違が存在するため、田近・油井 (1990, 1996, 2000), 跡田 (2000), 上田・石川・筒井 (2010)を参考に、Auerbach and Poterba (1987), Auerbach (2007)の計測方法を日本の税制に適合するよう修正した。

$$\begin{aligned}
atr &= \frac{Taxes}{Profits} \\
&= \tau\lambda - \frac{\tau\lambda[NTI + IncmAdj + CR + InfAdj - FSI]}{Profits} \\
&\quad + \frac{[RT - FTC - OC + \epsilon]}{Profits}
\end{aligned}$$

さらにこの式を次のとおりに要因分解を行った.

$$\begin{aligned}
atr &= \tau + \tau(\lambda - 1) - \frac{\tau\lambda[NTI + NOL]}{Profits} - \frac{\tau\lambda CR}{Profits} - \frac{\tau\lambda[IA + DG]}{Profits} \\
&\quad - \frac{[FTC - \tau\lambda FSI]}{Profits} - \frac{\tau\lambda[lBT + DR - EE + \Delta CF]}{Profits} \\
&\quad + \frac{RT}{Profits} - \frac{OC}{Profits} + \frac{\epsilon}{Profits} \\
&= \text{法定税率} + \text{軽減税率} \cdot \text{超過課税} - \text{課税損失} \\
&\quad - \text{固定資本減耗調整} - \text{物価調整} - \text{国外所得} \\
&\quad - \text{他の所得調整} + \text{留保税額} - \text{税額控除(国内)} + \text{その他}
\end{aligned}$$

ここで国外源泉所得 ( $FSI$ ) については、上述のとおりその正確な値を入手することが適わなかったため、 $FSI = FTC/\tau\lambda$  として概算している。そのため上記式第 7 項の国外所得については値がゼロとなる。したがって本章では 10 の要因から国外所得要因を除いた 9 の要因が平均税率に与える効果について、その大きさを計測した。計測結果は本論の表 1-9 を参照されたい。

## 第2章 日本企業の海外進出に与える繰越控除制度の影響<sup>1)</sup>

### はじめに

第1章でみたように、企業の計上した欠損金は企業の実質的税負担を大きく増加させる要因となっている。欠損金の繰越・繰戻が投資に与える影響については Devereux, Keen and Schiantarelli (1994), Edgerton(2010)等によって研究されてきたが、企業の国際的資本移動に与える効果については不明な点が多い。欠損金の税務上の取扱いにおいて所得との相殺が可能な額は各国政府毎に決められたルールに従うが、その制度設計は各国によって異なっており、企業の国際的な企業活動に影響を及ぼすことが考えられる。そこで本章では繰越欠損金控除が企業の国際的立地選択にどのような影響を及ぼすかについて考察する。第1節では先行研究の紹介を踏まえ、本章の位置づけについて確認し、データを用いて各国における近年の欠損金の税務上のルールの施行状況を概観する。第2節では推定フレームワークおよび限界実効税率の推計方法を紹介する。第3節では、推定結果の説明を行い、最後に総括および残された課題について述べる。

### I. 問題背景

#### 1. 法人所得税制と企業の海外進出

法人所得税が企業の海外進出に与える影響については、Hartman (1984)を嚆矢に多くの実証研究が行われてきたが<sup>2)</sup>、繰越控除および繰戻還付による欠損金の相殺ルールが企業の海外進出に与える影響を分析した研究は少ない。Dreßler and Overesch (2013)では欠損金の相殺ルールが多国籍企業の投資に与える影響を分析している。これはグループ企業間での欠損金の相殺制度を認めている国に投資が集まり、企業が繰越欠

<sup>1)</sup> 本章は小森谷徳純 中央大学准教授との共同研究の一部を加筆・修正したものであるが、残された誤りはすべて筆者に帰する。

<sup>2)</sup> Devereux (2007)等のサーベイ論文を参照されたい。

損金を有している場合に投資の税率弹性値が低下することを明らかにした。しかしながら、繰越期間や限度額など、各国によって異なる繰越控除制度の設定によって企業の海外進出に及ぼす効果がどう変わるかについて明らかにしていない。本章では繰越控除制度と法定税率を一つの指標とすることによって、繰越控除制度が与える企業の海外立地インセンティブについて考察する。

## 2. 繰越・繰戻欠損金制度

表 2-1 は、海外進出企業の新規操業時に係る繰越・繰戻欠損金制度に関して、2009 年から 2014 年までの状況をまとめたものである。繰越期間（表 2-1(a)）については観測期間を通じて大きく変化はなく、期間を設定していない国が最も多い。2 番目に多いのは 5 年、次いで 3 年となっており、5 年以内の短期間に設定している国が相対的に多く存在している。繰戻欠損金（表 2-1(b)）はほとんどの国が採用しておらず、長期の繰戻期間を設定している国は存在しない。期間を設定していない国は少なく、総じて繰戻欠損金を積極的に運用している政府は少ないといえる。

限度額制限の運用は、その年度に計上された正の所得額の 100%までを限度として異時点における欠損金の繰越あるいは繰戻が認められているケースがほとんどであるが、国によってはさらに低い限度額を設定している。表 2-1(c)は限度額が正の所得額の 100%未満で設定されているか、または単年度で繰戻・繰越可能な欠損金額に限度額を設定している国の数を挙げている。限度額を設定している国は繰越欠損金・繰戻欠損金ともに微増傾向にあるが、採用している国はごく僅かである。繰越欠損金に 100%未満の限度額制限を設けた国の繰越期間は表 2-1(d)にまとめている。ほとんどの国が 5 年あるいは無期限の繰越期間を設定しており、3 年以下の短い期間を設定している国は 2012 年以降で 2 カ国のみである。この 2 カ国は欠損金の相殺制度が厳しく、繰越期間が 2 年であるモンゴルでは繰越控除限度額は正の所得の 50%となっているため、(割引率分を除き)欠損金を所得と相殺しきるためには 2 年以内に欠損金額の倍額の所得を稼得しなければならない制度となっている。

新規操業の企業に対する繰越年限に対して他の企業に設定されている年限よりも長い年限を設定している国があり、表 2-1 はこうした特別措置を設定している国については新規操業企業に適用される年限を掲載している。この特別措置を設定している国は少なく、2014 年において 6 カ国で設定されている。こうした優遇政策は、繰越年限を延

表 2-1. 海外進出企業に係る欠損金の繰越・繰戻制度

(a) 繰越期間							(b) 繰戻期間						
年	2009	2010	2011	2012	2013	2014	年	2009	2010	2011	2012	2013	2014
不採用	5	6	6	6	5	5	不採用	123	124	129	131	132	138
2	0	0	0	1	1	1	1	5	6	6	7	8	7
3	17	16	17	18	19	20	2	4	4	4	4	4	4
4	5	6	7	6	7	7	3	2	3	3	1	1	1
5	41	36	40	41	41	44	無期限	2	2	2	2	2	2
6	5	5	4	4	4	5	計(観測数)	136	139	144	145	147	152
7	3	5	4	3	4	3							
8	2	3	3	3	1	1							
9	2	2	2	3	3	3							
10	6	9	10	10	10	11							
12	0	0	0	0	0	1							
15	1	1	1	0	0	0							
18	0	0	0	1	1	1							
20	5	6	6	6	6	6							
無期限	44	44	44	43	45	44							
計(観測数)	136	139	144	145	147	152							

(c) 限度額の制限						
年	2009	2010	2011	2012	2013	2014
繰越欠損金	11	11	11	14	17	18
繰戻欠損金	2	3	3	4	4	4
観測数	136	139	144	145	147	152

(d) 限度額制限を設けた国の繰越期間						
年	2009	2010	2011	2012	2013	2014
2	0	0	0	1	1	1
3	0	0	0	1	1	1
5	6	6	6	6	6	4
9	0	0	0	0	1	1
12	0	0	0	0	0	1
無期限	5	5	5	6	8	10
計	11	11	11	14	17	18

(出所) Ernst & Young, *Worldwide Corporate Tax Guide* 各年版.

ばすことによって新規企業の設立を促す意図をもって設計されたと考えられる. そこで本章では、繰越年限の長さが海外子会社の新規設立にインセンティブを有するか否かについて検証する.

## II. 推定方法

### 1. 推定フレームワーク

Dunning (1977) の OLI (Ownership, Location and Internalization) アプローチによれば企業の海外生産の意思決定は所有, 立地, 内部化の 3 つの優位が満たされることで達成される. この OLI アプローチに基づき Devereux and Griffith (1998), Buettner and Ruf (2007) は企業の立地選択について法人所得税の影響について考察した. 以下ではこれに倣い、企業の立地選択における法人所得税制の影響について考察する.

日本企業  $i$  の  $c$  国における現地生産は、 $c$  国への立地による期待利潤が他の立地  $k$  と比べて最も大きい場合に決定されると想定する。企業  $i$  の期待利潤最大化が国内・立地先の法人所得税制、企業  $i$  の企業特殊的要因、立地先環境によって決定される時、立地先決定は次のように定式化される。

$$y_{ic} = 1, \text{ if } \pi_{ic}^* > \pi_{ik}^*, \forall k \neq c, \text{ and } y_{ic} = 0 \text{ otherwise},$$

$$\pi_{ic}^* = \pi(T_{ij}, T_{ic}, \omega_i, X_c)$$

ここで  $y_{ic}$  は企業  $i$  が  $c$  国に立地した際に 1 の値をとり立地しない場合に 0 をとる。 $\pi_{ic}^*$  は期待利潤関数であり、日本の法人所得税制  $T_{ij}$ 、立地先の法人所得税制  $T_{ic}$ 、企業特有の立地特性  $\omega_i$ 、立地先環境  $X_c$  によって決定される。

## 2. 限界実効税率の推計方法

法人所得税制の非対称性を考慮に入れた限界実効税率の計測は Shevlin (1990), Graham (1996) 等の研究があるが、本章ではこれらの指標を改良した國枝・高畠・矢田 (2009) および國枝(2010)の計算方法に倣って限界実効税率の推計を行う。以下では計測方法の説明を行い、Shevlin-Graham 型の実効税率との違いについても述べる。

限界実効税率はモンテカルロ・シミュレーションにより課税所得の流列を推計し、その課税所得を 1 単位増加させた際の税負担の増分として計測される。課税所得は國枝・高畠・矢田(2009)、國枝(2010)と同様に日経 NEEDS Financial Quest (Needs FQ) より、次式より求める。

$$\text{課税所得} = \text{法人税等調整額} - \frac{\text{法人税等調整額}}{\text{法定税率}}$$

こうして得られた期間  $t$  における企業  $i$  の課税所得を次の遷移式に従いランダム・ウォークさせ、将来時点の課税所得を発生させる。

$$TI_{it+1} = \delta_t + TI_{it} + \varepsilon_{it}$$

ここで $\delta_t$ はトレンドを表し、本推計では基準年から過去7年分の課税所得の差分 $\Delta TI_{it}$ の平均値を用いる。 $\varepsilon_{it}$ は平均が0、分散が過去7年分 $\Delta TI_{it}$ の分散と等しい正規分布の攪乱項であるとする。 $\delta_t$ および $\varepsilon_{it}$ を過去7年のデータから求めた理由は、本章の回帰分析における推定期間では、日本における繰越控除期間が7年に定められていることから、繰越控除が与える企業行動への影響を平準化するには最低でも7年間のデータが必要であると考えられるためである。

限界実効税率を推計するために、シミュレーションによって基準年から15年後（繰越控除期間の倍以上の値を採用）までの課税所得の流列を求め、この流列に繰越控除制度と法定税率に従い法人所得税額の現在価値 $PV(T)$ を求める。次に、同じ流列について課税所得を毎期1単位増加させ、同様に法人所得税額の現在価値 $PV(T')$ を求める。限界実効税率は $PV(T')$ から $PV(T)$ を引いた値から課税所得の增加分の現在価値を除すことによって求められる<sup>3)</sup>。本推計に当たってシミュレーションは1企業あたり10,000回の試行を行い、その平均値を求めた。

Shevlin-Graham型の限界実効税率との違いは、Shevlin-Graham型では課税所得を基準年のみ1単位増加させているのに対し、國枝・高畠・矢田型ではシミュレーション期間において毎期1単位増加させている点である。企業の利潤最大化行動は期間を通じて断続的に意思決定が行われると仮定し、國枝・高畠・矢田型を採用する。日本の限界実効税率の推計について、現在価値を求める際の割引率は日本銀行『金融統計月報』より12年ものの社債金利を用い、法定税率および欠損金の繰越控除制度は財務省『財政金融統計月報』の値を用いる。

海外進出先の限界実効税率は、進出元の親会社企業つまり前項で求めた日本企業の課税所得の流列について、進出先の法人所得税率および繰越控除制度を適用した際の限界実効税率を推計した。その際、割引率はWorld Bank, *World Development Indicators*から貸出利子率の値を用い、法定税率はOxford University Centre for Business Taxationが提供する*CBT Tax Database*より「Total」の税率の値を採用する。繰越控除制度はErnst & Young, *Worldwide Corporate Tax Guide*より各国の制度を求める。

---

<sup>3)</sup> 詳細は國枝・高畠・矢田(2009)を参照されたい。

表 2-2. 記述統計量

	平均	標準偏差	最小値	最大値	観測数
海外進出ダミー	0.71	0.45	0	1	9746
法定税率(日本)	0.41	0.00	0.41	0.41	9746
法定税率(進出先)	0.28	0.06	0.10	0.40	9746
限界実効税率(日本)	0.28	0.08	0.02	0.38	9746
限界実効税率(進出先)	0.15	0.03	0.05	0.23	9746
実質GDP(進出先, 対数)	1.62	1.12	-2.98	2.59	9746

(出所) 筆者作成.

### 3. 推定方法

推定は二項プロビット・モデルで行う. 時点  $t$  において日本企業  $i$  が  $c$  国に立地するモデルを推定する. 推定式は次のとおりである.

$$y_{ict} = 1, \text{ if } \pi_{ict} > 0, \text{ and } y_{ict} = 0 \text{ otherwise},$$

$$\pi_{ict} = \beta_0 + \beta_1 T_{ijt} + \beta_2 T_{ict} + \beta_3 X_{ct} + \omega_i + \gamma_t + \varepsilon_{ict}$$

ここで, 被説明変数の  $y_{ict}$  は東洋経済新報社『海外進出企業総覧 2014 年版』より進出企業の「進出状況（年月）」から進出年以降を 1, その前年までを 0 とする海外進出ダミーを用いる. 説明変数について,  $T_{ijt}$  は日本 ( $j$ ) の税制,  $T_{ict}$  は進出先国の税制,  $X_{ct}$  はコントロール変数を表す. コントロール変数には *Penn World Table 8.1* (PWT 8.1) から進出先の実質 GDP を用いる.  $\omega_i$  は日本企業  $i$  の個別効果を表し,  $\gamma_t$  は時系列ダミー,  $\varepsilon_{ict}$  は攪乱項を表す. 日本の税制および進出先国の税制については法定税率, 限界実効税率を変数に用いる. 記述統計量は表 2-2 のとおりである. 日本の法定税率は観測期間を通して不变であるため推定から除く.

### III. 推定結果

推定結果は表 2-3 のとおりであり, 限界効果を掲載している. I, II 式は法定税率を, III, IV 式は限界実効税率を税制変数として推定する. また, I, III 式は被説明変数の観

表 2-3. 推定結果

	I	II	III	IV
法定税率 (進出先)	-0.581 *** (0.116)	-0.517 *** (0.141)		
限界実効税率 (日本)			-0.158 (0.162)	-0.086 (0.237)
限界実効税率 (進出先)			-0.809 *** (0.207)	-0.745 *** (0.253)
実質GDP (進出先)	0.056 *** (0.006)	0.054 *** (0.007)	0.054 *** (0.006)	0.053 *** (0.007)
定数項	0.723 (0.539)	0.463 (0.66)	0.687 (0.545)	0.435 (0.688)
観測数	7748	4560	7748	4560
対数尤度	-3897.6	-2197.3	-3901.4	-2199.5

(注)カッコ内の値は標準偏差を表す. \*, \*\*, \*\*\*, はそれぞれ 10%, 5%, 1%有意水準を示す. 推定には日本企業ダミーおよび時系列ダミーが含まれるが推定結果の掲載は省略する.

測時点と説明変数の観測時点が等しい推定を行い, II, IV式は逆の因果関係を解消するために説明変数に 1 期のラグを採用する. コントロール変数である実質 GDP については, I からIVまでのいずれの式についても 1%水準で有意に正の影響が観察される. これは進出先の市場規模が大きいほど企業は立地インセンティブを持つと解釈でき, 立地選択の既存研究の推定結果と整合的である<sup>3)</sup>. 税制変数について, 法定税率は I 式, II 式ともに 1%有意水準で負の影響が見られる. III式, IV式において日本の限界実効税率は有意な影響がみられず, 進出先の限界実効税率は 1%有意水準で負の影響が見られた. 進出先の税制変数がどの推定においても有意に負の影響がみられていることから, 日本企業は税負担が少ない地域に進出するインセンティブを持つと解釈できる. また, 各国の繰越控除制度を織り込んで推計した限界実効税率が有意に影響を持つことから, 企業は繰越控除制度を有効に活用して実質的な税負担を軽減する地域への立地インセンティブをもつと考えられる.

<sup>3)</sup> 例えば Buettner and Ruf (2007)等を参照されたい.

## おわりに

本章では繰越欠損金控除制度の各国施行状況を確認し、制度設計の違いが企業の国際的な立地選択にどのような影響を及ぼすかについて考察してきた。欠損金の税務上の取扱いについて2009年以降の各国の施行状況を概観した限り、多くの国では繰越期限は比較的短期で設定しているか、あるいは無期限で設定しているかのいずれかである。繰戻還付についても不採用の国が微増傾向にあり、欠損金の税務上の取扱いが厳しくなってきてていることが見受けられる。また繰越・繰戻限度額を100%未満で設定している国も微増傾向にあり、制度の厳格化から法人所得税制の非対称性が益々明確になってきていると考えられる。

こうした税務上の取扱いが立地選択に与える影響について、限界実効税率を使って実証分析を行った結果、限界実効税率が法定税率と同様有意に負の結果が得られ、また限界実効税率の係数が法定税率と比べて絶対値で大きな値が得られた。このことから、法定税率の引き下げのみならず、欠損金の税務上の取扱いが寛容になることで企業の立地選択に与える影響が強くなると考えられる。したがって、政府は法定税率を下げることなく欠損金の税務上の取扱いを緩和することにより、企業の海外流出を引き留めることができる。

## 第3章 国際的二重課税の調整が企業の海外展開に与える影響<sup>1)</sup>

### はじめに

本章の目的は、国際的二重課税の調整方式が企業の海外投資活動に対してどのように影響を与えていたかを検証することにある。日本企業の海外投資活動に対する税制の影響について考察した先行研究の多くは、法定法人所得税率や法人実効税率を対象とした国内外の内国法人所得税制に対する分析がほとんどであり、国際課税制度を勘案した研究は多くない。多国籍企業に係る課税は投資国・投資受入国それぞれの内国法人所得税制の枠内のみでは決まらず、国際課税制度が影響を与えていた。したがって、企業の海外投資活動に対する税制の影響を捉えるためには、法人所得税率のみならず、国際課税制度の枠組みを考慮に入れる必要性がある。そこで本章では、2009年度税制改革の前後、2007年から2010年において国際課税制度と各国の法人所得税率がどのような相互関係のなかで、対外直接投資に影響を与えていたかについて実証分析を行う。

### I. 2009年度税制改革と法人所得税率

本節では、日本において国際的二重課税の調整方式と内国法人所得税率が互いにどのような関係を有し、企業の海外投資活動に影響を及ぼしているかについて考察を加えていく<sup>2)</sup>。まず、2009年度税制改革以前に採用されていた間接外国税額控除制度が海外投資に与える影響について考察していく。表3-1は、日本の法人所得税率に比して高い法人所得税率を有する国と低い法人所得税率を有する国における、日本からの対外直接投資額シェアの推移である。これを見ると、およそ全ての対外直接投資が日本よりも低い法人所得税率を有する国に向けられていることが伺える。間接外国税額控除制度の枠組みの中では、日本の法人所得税率よりも税率の低い国に対しては、外國税額が控除限度額の枠を超えないため、日本の親会社への配当送金時点での投資受入

<sup>1)</sup> 本章は伊藤（2013）を基に加筆修正したものである。

<sup>2)</sup> 本節の議論は増井・宮崎(2011)、139-161頁等に詳しい。

国の課税が全額排除され、日本国内の法人所得税率のみが結果的には適用されることとなる<sup>3)</sup>（居住地主義課税）。ここまで議論から考えると、日本が各国に比して高い法人所得税率を有し、間接外国税額控除制度が採用されていることによって、日本企業の海外投資に海外の法人所得税率が影響を与えることはないといえる。

しかし、海外の法人所得税率が海外投資に影響を与えないと考えられるのは、海外所得が日本国内に配当として全額送金されたと仮定した場合の議論であり、外国子会社が配当を行わなかった分に関して日本の法人所得税率の適用はない。つまり、実際には外国子会社の留保所得に対して日本の課税が繰延べられているといえる。表3-2は経済産業省「海外事業活動基本調査」より、海外子会社の配当性向を求めたものである<sup>4)</sup>。年によって配当性向は大きく変動しているものの、各年とも留保所得を50%以上残しており、これら留保分については、日本側からの課税の適用範囲外となる。こうした課税繰延を考慮すると、投資受入国側の法人所得税率は企業の海外投資に影響を与える一因になる可能性がある。

表3-1. 税率別の対外直投資額の割合

	日本の法定法人税率に比して	
	高税率国	低税率国
2007年	0.09%	99.91%
2008年	0.19%	99.81%
2009年	0.23%	99.77%
2010年	0.00%	100.00%

(注) 対外直接投資額がマイナスの場合は値を0として集計。

(出所) 財務省、『国際収支状況』。

表3-2. 海外子会社から親会社への配当性向

	2007年	2008年	2009年	2010年
配当性向	14.88%	43.86%	47.12%	23.21%

(出所) 経済産業省、『海外事業活動基本調査』。

3) 日本の外国税額控除制度は控除限度額を定めており、控除限度額は【法人税額（日本）×国外所得金額／所得金額（日本）】で求められる（増井・宮崎(2011), 149–153頁）。

4) 『海外事業活動基本調査』より、「現地法人からの受取収益」のうちの受取配当額を現地法人の「当期純利益」の額で除した値を求めた。海外子会社からの配当についての詳細な議論は、田近・布袋・柴田（2014）を参照のこと。

次に、2009年度以降、間接外国税額控除制度から外国子会社配当益金不算入制度に変更となつたことによって、税制が与える多国籍企業への効果が従前のスキームとどう変わったかについて検討していく。外国子会社配当益金不算入制度は日本の親会社が受け取った配当について、その95%を益金不算入とする制度であり、これによって、海外子会社の配当について日本の課税の適用が事実上行われなくなる（源泉地主義課税）。したがって、企業は留保分、配当分ともに投資受入国の法人所得税率が適用されることとなるため、企業の海外投資活動は配当、留保の区別なく投資受入国側の法人所得税率に影響を受けると考えられる。

以上のことから、2009年度税制改革の前後によって、多国籍企業に対する投資受入国側の法人所得税率の影響範囲が留保分のみであるのか、あるいは配当・留保の双方にあるのかという違いが生じる。こうして国際的二重課税の調整を考慮に入れると法人所得税率の影響の仕方が異なるにもかかわらず、日本企業の直接投資や海外進出行動に対する税制の影響に関する先行研究の多くは内国税制で決定される法人所得税率に焦点が向けられることがほとんどであり、国際的二重課税の調整等、国際課税制度を考慮した分析は少ない<sup>5)</sup>。

2009年度税制改革における海外子会社配当益金不算入制度の導入に関して、国際租税小委員会（2008）が検討を行っている。これによれば、2009年度税制改革は、増加する海外留保所得を国内に還流させ、研究開発や雇用等の国内投資の原資とすることを目的としている。税制改革による海外所得の国内還流の効果については、田近・布袋・柴田（2014）およびHasegawa and Kiyota（2015）があり、資金需要が多い、あるいは海外の留保所得が大きい場合に2009年度税制改革が国内への資金還流に影響を及ぼしたことが示されている。その一方で、2009年度税制改革によって国内投資が促進されるかどうかについて、国際租税小委員会（2008）ではアンケート結果を元に国内投資が促進されることを予見しているものの<sup>6)</sup>、実証的な証拠は存在しない。そこで次節では、法人所得税率と国際的二重課税の調整の相互の効果が、企業の対外直接投資にどのような影響を与えるかについて、他の国際課税制度をも勘案しながら分析を行い、国際課税制度の在り方が企業の海外投資行動にどのような変化を与えたかについて考察していく。

<sup>5)</sup> 日本企業の海外進出と税制についての先行研究において、国際課税制度を考慮した分析は大野（2009）および、田代（2010）がある。そのうち、内国法人税制と国際課税制度の両面を検討したものは田代（2010）があるが、二重課税の調整については触れていない。

<sup>6)</sup> 国際租税小委員会（2008）によれば、「経済産業省による企業へのアンケート調査（昨年11月）によれば、海外子会社からの配当の益金不算入制度を導入した場合、約半数の企業が、受取配当を設備投資・研究開発に充當する旨回答している。」としている。

## II. 分析視点および推定方法

### 1. 分析視点、観測期間および観測対象

本分析の視点は 2 つある。1 点目は法定法人所得税率と国際課税制度をそれぞれ説明変数に加えることによって、両者相互の効果を明らかにすることであり、2 点目は 2009 年度税制改革によって多国籍企業に係る税制の役割がどのように変化したかについて考察することである。観測対象は財務省「国際収支状況」の対外直接投資（地域別）のデータに記載のある 31 か国のうち 17 か国である<sup>7)</sup>。外国子会社合算税制は一定の税率未満の法人所得税を有する国で創業する子会社の所得を日本の親会社所得と合算して日本の税率が適用される。したがって外国子会社合算税制適用国については 2009 年度税制改革以降の外国税額課税に影響を受けないと考えられるため、観測対象から除外しないケースと除外したケースの 2 通りについて推定した。観測期間は 2006 年から 2011 年の 6 年間である。

### 2. 推定モデル

本分析では、重力モデルによって対外直接投資（OutFDI）を説明する次のモデルを作成した。

$$\begin{aligned} OutFDI_{it} = & \beta_0 + \beta_1 \cdot \tau_{iht} + \beta_2 \cdot D_t + \beta_3 \cdot \tau_{iht} \cdot D_t + \beta_4 \cdot y_{ht} + \sum_m \beta_m \cdot x_{miht} + \\ & \omega_{ih} + \varepsilon \end{aligned}$$

上記式について、 $\beta$  はパラメータ、 $\varepsilon$  は搅乱項をそれぞれ表し、 $\tau$ 、 $D$ 、 $y$ 、 $x$ 、 $\omega$  はそれぞれ法人所得課税率（国税および地方税）、税制改革ダミー、経済規模、その他コントロール変数、二国間の相互個体効果を表す。また、 $m$  はパラメータの番号を表し、 $i$ 、 $h$  は各個体（それぞれ投資国、投資受入国）を、 $t$  は時間（年）を表す。右辺第 4 項は 2009 年度税制改革の効果を観測する係数ダミーである。企業にとって、税制改革前後で投資受入先の法人所得税率の重要性が変わったと考えられる。なお、実際の推定においては間隔尺度変数に対して対数変換を行っている。

<sup>7)</sup> 「国際収支状況」に記載のある全 32 か国のうち、ケイマン諸島は推定に用いるデータが十分に揃わなかつたため、観測対象から除外した。

次に、各変数について説明を行い、期待される符号条件および使用したデータについても言及していく。

### (1) 被説明変数

対外直接投資（フローベース）に関しては、財務省「国際収支状況」サイトより対外直接投資（地域別）のデータを入手し、実質値への変換および対数変換を行った。実質値への変換については「PennWorldTable 7.1」（以下、PWT 7.1 とする）より一人当たり実質 GDP（連鎖方式、「rgdpch」）を一人当たり名目 GDP（「cgdp」）で割ることによりデフレーターとし、それと対外直接投資との積を求めた。また、対数変換を行うにあたり、0以下の数値は1とし、対数変換を行った際に0となるよう加工した。

### (2) 税制変数

#### ①法定法人所得税率差（投資受入国－日本）

企業は税負担の高い国から低い国へと資本移動を行うと考えられることから、期待される符号は負である。法人所得税における海外投資誘因は、自国の税率よりも低い税率であることであるため、投資受入国の税率から日本の税率を差し引いた値を使用した。データは、KPMG インターナショナル「2011年世界法人税・間接税調査」より各国税率を入手した。

#### ②税制改革ダミー

2009年以降を1とし、それ以前を0とした。本分析においては、政策変化の影響を税制変数と税制改革ダミーとの交差項により評価するため、税制改革ダミー自体の符号条件については問わない。

#### ③法定法人所得税率差×税制改革ダミー

税制改革後、法人所得税率が企業の海外投資行動に与える影響が変化したか否かを判定する変数である。税制改革以降、外国子会社配当益金不算入制度の適用により、投資受入国の税率が、海外投資に直接影響してくることになるため、税率引き下げによる投資誘因は税制改革以前にも増して強くなると考えられる。期待される符号は負である。

### (3) コントロール変数

#### ①GDP（投資受入国）

企業は経済規模の大きな市場に需要を見込むと考えられる。期待される符号は正である。データは PWT 7.1 から、「rgdpch」および「pop」（人口）の 2 項目の積により実質 GDP を求めている。

#### ②国内投資（日本、対数）

本章は税制改革によって企業は国内投資と海外投資のどちらに向かうかを検証する。そこで海外投資との因果関係の有無を確認するために国内投資を変数として採用する。データは財務省『法人企業統計』から「その他の有形固定資産」の当期末残高から前期末残高を差し引き、「減価償却費」および「特別減価償却費」を加えた。

#### ③単位労働コスト（投資受入国）

企業が垂直的直接投資の形態で分業を行う場合、労働コストの低い国に立地するインセンティブを持つことが考えられる。期待される符号は負である。*OECD.Stat* よりデータを入手した。

#### ④教育年数（投資受入国）

よく教育された人材がいる国ほど高付加価値の人材が確保できると考えられる。また、企業は管理クラスの人材確保が困難な国を進出先候補としてのマイナス要因と考えている。（序章、図表 0-2）。期待される符号は正である。*Barro Lee Educational Attainment Dataset* より 25 歳以上人口の平均教育年数を使用した。このデータは 5 年ごとにデータが更新されるため、入手不能な 4 年間ごとの値は線形補完により内挿した。

#### ⑤資金調達の困難性（投資受入国）

現地金融機関での借り入れがしやすいほどその国における立地が促進されると考えられる。期待される符号は正である。データは World Economic Forum 「Global Competitiveness Report」（以下、GCR とする）から「Ease of access to loans」の項目における本分析対象国のデータについて偏差値を求め、その平均値を投資コストとした。

#### ⑥知的財産保護（投資受入国）

知的財産保護が十分になされない国については立地しにくいと考えられる。期待される符号は正である。「資金調達のしやすさ」同様、GCR から「Intellectual property protection」の項目における本分析対象国のデータについて偏差値<sup>8)</sup>を求め、その平均値を投資コストとした。

### III. 推定結果

推定結果は表 3-3 のとおりである。推定は 3 パターン行った。まずケース 1 がベースケースである。前述のとおり国際租税小委員会は 2009 年度税制改革により「前向きな国内投資」に向かうとしていた。対外直接投資の増加は国内投資の増加にともなっていることが考えられるため、ケース 2 はケース 1 に国内投資を加えて推定を行った。最後にケース 3 は相対的に海外と国内どちらに投資が向かったかを考察するため、「対外直接投資／国内投資」を被説明変数として推定を行った。また、本推定では被説明変数に関して、対外直接投資額がマイナスであった観測値については値をゼロに置換しているため、トービット推定を行っている。

法定法人所得税率差は、2009 年度税制改革以前において税率差が企業の立地インセンティブに影響を与えていたかについて補足する変数である。これはどのケースにおいても有意な影響がみられず、外国税額控除制度下の日本において税率差は対外直接投資の決定要因となりえていなかったと解釈できる。「2009 年ダミー」は 1% 水準で負に有意であった。次に「税率差 × 2009 年ダミー」は、10% 水準の有意で負の影響を与えていた。このことから、2009 年度税制改革の国際的二重課税の調整方式の変更により対外直接投資が増加していることが明らかとなった。ケース 1・ケース 2 の税率弹性値を解釈すると、税制改革以降、税率 1% の引下げにより 0.32% の直接投資の増加が見られた。またケース 3 の結果を解釈すると、2009 年度税制改革は国内投資に比べ対外直接投資の増加を促したことを見ている。

コントロール変数についてみていくと、投資先の GDP、資金調達のしやすさ、知的財産保護については有意な結果をえることはできなかった。単位労働コストについては期待される符号と逆の、正で有意な結果が得られた。これを解釈すると労働コスト

---

<sup>8)</sup> GCR は投資誘因に対して正の効果をもつほど得点が高く集計されているため、実際には符号を逆転してから偏差値を求めている。貿易コスト（投資受入国および投資国）についても同様の処理を行った

表 3-3. 推定結果 I

被説明変数	ケース1	ケース2	ケース3
	対外直接投資	対外直接投資 ／国内投資	
税率差	0.607 (20.177)	-1.415 (22.432)	-0.053 (0.077)
2009年ダミー	-5.279 *** (1.754)	-5.3 *** (1.756)	-0.02 *** (0.007)
税率差 × 2009年ダミー	-32.941 ** (14.074)	-33.024 ** (14.077)	-0.149 *** (0.053)
GDP (投資受入国, 対数)	1.529 (4.175)	1.419 (4.208)	-0.002 (0.016)
単位労働コスト (投資受入国)	0.369 *** (0.125)	0.375 *** (0.128)	0 (0)
教育年数 (投資受入国, 対数)	109.725 *** (26.216)	112.254 *** (28.941)	0.218 ** (0.099)
資金調達の困難性 (投資先)	1.023 (1.024)	1.052 (1.034)	0.006 (0.004)
知的財産保護 (投資先)	0.404 (1.629)	0.413 (1.63)	-0.003 (0.006)
国内投資 (対数)		0.385 (1.87)	
定数項	-249.358 ** (100.207)	-259.995 ** (112.7)	-0.422 (0.38)
観測数	102	102	102
R2乗			
AIC	544.796	546.754	-592.382

(注)カッコ内の値は標準偏差を表す. \*, \*\*, \*\*\*, はそれぞれ 10%, 5%, 1%有意水準を示す.

の高い国に企業は立地インセンティブをもつといえる. 日本企業は比較的高い賃金を有する高付加価値の人材が多く在住する国で生産を行うと考えられる. これを補足するように、教育年数は正で有意となっており、より長い期間教育を受けている人材が多いほど、立地を促進するという結果が得られた.

次に、観測期間中に外国子会社合算税制（タックスヘイブン対策税制）対象国となる国を除いて再推定を行った（表 3-4）. わが国税制において、諸外国のうち多国籍企業からの租税回避インセンティブを増長するような不當に低い法人所得税率（2009

表 3-4. 推定結果Ⅱ—外国子会社合算税制を考慮したケース

被説明変数	ケース1	ケース2	ケース3
	対外直接投資		対外直接投資 ／国内投資
税率差	1.095 (21.587)	1.496 (24.073)	-0.074 (0.081)
2009年ダミー	-5.084 ** (2.143)	-5.074 ** (2.158)	-0.029 *** (0.008)
税率差 × 2009年ダミー	-32.117 * (19.071)	-32.036 * (19.19)	-0.258 *** (0.071)
GDP (投資受入国, 対数)	2.368 (4.675)	-0.078 (2.072)	-0.003 (0.018)
単位労働コスト (投資受入国)	0.469 *** (0.145)	2.383 *** (4.691)	0 (0.001)
教育年数 (投資受入国, 対数)	119.696 *** (28.893)	0.469 *** (0.147)	0.278 ** (0.108)
資金調達の困難性 (投資先)	0.963 (1.208)	119.184 (31.939)	0.01 ** (0.005)
知的財産保護 (投資先)	0.685 (1.916)	0.958 (1.217)	-0.006 (0.007)
国内投資 (対数)		0.689 (1.919)	
定数項	-285.106 ** (111.669)	-282.872 ** (126.463)	-0.534 (0.419)
観測数	90	90	90
R2乗			
AIC	490.427	492.426	-515.12

(注)カッコ内の値は標準偏差を表す。\*, \*\*, \*\*\*, はそれぞれ 10%, 5%, 1%有意水準を示す。

年度以前は 25%未満、2010 年度以前は 20%未満) を有する国に存する海外子会社について、日本の内国法人の所得と合算して計算する、外国子会社合算税制が適用される。これが適用されると、法人税率差を利用した海外進出インセンティブは減少すると考えられるため、表 3-4 では、外国子会社合算税制適用対象国を除外した推定している。推定結果は表 3-3 と大きく変化はなく、外国子会社合算税制の影響は特段みられなかったが、推定の頑健性は強化されたといえる。

## おわりに

以上本章では、2009年度税制改革を通じて国際課税制度が内国法人所得税制とどのような関わりをもち、両税制が企業の海外投資行動にどのような影響を与えていたかについて検討してきた。本章の分析によって得られた知見は次のとおりである。第1に、企業の海外投資活動に対する税制の影響を捉えるためには、内国法人所得税制のみならず、国際課税制度の枠組みをも考慮すべきである。第2に、税制改革以降における法人所得税率1%の引き下げは改革前と比べてさらに5%程度、対外直接投資を増加させる効果を持つ。2009年度税制改革の目的は「前向きな国内投資」の促進であったが、本分析結果によれば、同税制改革は対外直接投資の増加という側面から国内資本の流出を招くことが考えられる。このことから、同税制改革は当初の目的が達成されたか否かという評価基準においては、疑問の余地があるといえる。

## 第4章 移転価格税制が企業の海外展開に与える影響<sup>1)</sup>

### はじめに

アマゾン、アップルコンピュータ、グーグル、スターバックス等、近年多国籍企業の租税回避が取りざたされることが増えてきている。各国間の法人所得税率が異なり、税の協調が十分になされていない現状において、多国籍企業は所得移転、負債移転、利子の過大支払といった手段を通じて課税ベースを法人所得税率の低い国に移転するインセンティブを持つ。

こうした企業のインセンティブは税源を他国へと逃避させてしまうため、政府は企業の課税ベース移転に対応策を講じようとする。その結果、移転価格税制は非常に複雑な構造となっており、OECDが移転価格税制ガイドラインを策定しているものの、各國政府間で制度上の差異が生じている<sup>2)</sup>。

本章では移転価格に注目する。企業の立地選択にどの程度移転価格が影響を及ぼすかについては、これまでの研究では多くが述べられることがなかった。しかし多国籍企業のグループ全体の利潤最大化問題は税率のみならず、利益移転がどのように遂行できるかについても依存していることから、利益移転のしやすさについても立地選択の決定要因と考えることが妥当である<sup>3)</sup>。移転価格操作に対する企業の利益移転への影響については学術的蓄積が多くみられるものの、移転価格操作に対するルールについての蓄積は少なく、立地選択や直接投資に対する影響を明らかにしている研究は管見の限り存在しない<sup>4)</sup>。そこで本章では、移転価格税制の直接投資に対する影響を考察する。

OECDは2010年に移転価格ガイドラインを改定した。その主な目的は移転価格の算定方法の優先順位の見直しである。この影響についても本章では言及する。Lohse et al.

<sup>1)</sup> 本章は Ito and Komoriya (2015)の一部を加筆修正したものであるが、残された誤りはすべて筆者に帰する。

<sup>2)</sup> Lohse et al. (2012)では、2001年から2009年までの44か国の移転価格税制について包括的なサーベイを行っている。

<sup>3)</sup> Amerighi and Peralta (2010)では利益移転のしやすさの論理的な役割について理論的な研究を行っている。

<sup>4)</sup> 移転価格税制の利益移転に与える影響については Jost et al. (2011)および Lohse et al. (2013)らの研究がある。

(2012)では移転価格税制の利益移転に対する影響を分析しているが、2010年のガイドライン改定には言及がない。

本章の構成は以下のとおりである。次では2009年から2012年までの各国の移転価格税制について概観し、Lohse et al. (2012)の展望論文との比較をする。第Ⅱ節では分析方法とデータについての説明を行い、第Ⅲ節では分析結果、最後に結論を述べる。

## I. 各国移転価格税制の状況

まず本節では各国の移転価格税制について概観する<sup>5)</sup>。Lohse et al. (2012)では2001年から2009年までの44か国について、6つの移転価格税制条項（独立企業間価格算定方法、文書化ルール、提出期限、ペナルティ、追徴課税の時効、事前確認制度）をカテゴリーデータ化し、その特徴についてサーベイを行っている。本章では2009年から2012年までのOECD28か国の移転価格税制について6つの条項を検討対象とした<sup>6)</sup>。これはLohse et al. (2012)のデータの延長を行うと同時に、2010年のOECD移転価格ガイドラインの改定前後の各国の対応について考察するためである。また本章では、Lohse et al. (2012)で扱われた提出期限に代わり、シークレット・コンパラブル（非開示取引情報）を取り上げている。

データは主にKPMG、*Global Transfer Pricing Review*を使用し、他の監査法人から同様に発行されている調査文書で補完している<sup>7)</sup>。結果は以下のとおりである。

### (1) 算定方法

1995年のOECD移転価格ガイドラインの発行以降、OECDは次の5つの方法、①独立価格比準（CUP：Comparable Uncontrolled Price）法、②再販売価格基準（RP：Resale Price）法、③原価基準（CP：Cost Plus）法、④取引単位営業利益（TNMM：Transaction Net Margin Method）法、⑤利益分割（PS：Profit Split）法を推奨して

<sup>5)</sup> 調査時点においてより多くの国の移転価格税制についての情報を得ているが、本章では推定対象となるOECD諸国データに留める。データの詳細は別の機会に紹介したい。

<sup>6)</sup> OECD諸国うち、カナダ、メキシコ、アイスランド、韓国、ニュージーランド、スロバキアの6か国については、十分なデータが得られなかつたため、分析対象から除外している。本章における調査とLohse et al. (2012)との比較は補論（表A1）を参照されたい。

<sup>7)</sup> その他、Deloitte、*Global Transfer Pricing Country Guide*; Ernst & Young、*Transfer Pricing Global Reference Guide*; PwC、*International Transfer Pricing*を使用した。

いる。Lohse et al. (2012)によると、アイルランドを除く OECD 諸国が 5 つの算定方法すべてを採用しており、OECD 加盟国以外で④・⑤の方法が採用されていない国がいくつか確認されているが、2012 時点では調査対象国の全てが採用されている状況になっている（表 4-1）。①から③の算定方法は基本三法（traditional transaction methods）と呼ばれ、2010 年のガイドライン改定までは利益法（profit methods）と呼ばれる④・⑤の方法よりも優先的に適用されていた。しかし、企業のボーダーレスな取引が積極化するにつれ、税のループホールの利用が活発化し、結果として 2010 年のガイドラインの改定へと至ることとなった。

2010 年のガイドライン改定の大きな特徴は最適法の適用である。最適法とは上記 5 つの価格算定方法のうち、その時々で最も適した方法を探ることを認めたものである。そもそも移転価格ガイドラインが作成された目的は、移転価格を通じた政府と企業との対立から生じるコストを軽減することにある。しかし 2010 年の改定では、こうした目論見とはかけ離れた方向へと進んだ可能性が考えられる。2010 年改定前における算定基準においては、基本三法が利益法に優先するという明確な規定が存在した。優先順位が明確に存在する場合、企業または政府は妥当な算定基準の選出を容易に行うことが可能であった。無形資産を含むボーダーレスな取引が活発になるにつれてこの優先づけが解消されたことは、コストを増加させる結果を生み出したと考えられる。Luckhaupt et al. (2012) は、優先付けの解消が企業と政府それぞれの価格算定の裁量の幅を広げることとなり、結果として税務執行コスト並びに法令順守コストを増加させ、二重課税リスクをも増加させることになると主張している。

Lohse et al. (2012) では、多くの国が基本三法を優先しており、最適法を有する国は僅かであった。本章では、観測対象とする OECD28 か国の中、最適法を採用する国が 2009 年の 6 か国から 2012 年には 15 か国となっており（表 4-2-(a)），優先順位を設けている国は 2009 年の 16 か国から 2012 年には 9 か国へと減少し（表 4-2-(b)），大きく様相が変化したことが観察できる。

## （2）文書化の義務

取引価格が正当なものであることの立証責任を追及するために、ほとんどの政府は適切な文書の提出を企業に求めている。企業は立証するに十分な文書を政府に提出している限り、他国政府に対する立証責任は提出先の政府へと移るため、移転価格操作に対して適切な文書作成をするインセンティブを有することになる。

課税の実務的側面からすれば、移転価格操作が活発になればなるほど政府は文書化ルールをより厳密に審査する必要が出てくる。実際に Ernst & Young (2013)では、「移転価格文書が不十分な内容であるとして棄却される割合は、2010年以降 25か国中 22か国で上昇している」と報告されている<sup>8)</sup>。この事実は、企業にとって文書化作成における法令順守コストが高まってきていることを示している。

Lohse et al. (2012)では、ブラジル・チリ・アイルランドを除いた国において、文書化の義務が法令化されているか、少なくとも実務レベルで存在しているとしている。しかしながら観測期間中において 4つの国が文書化ルールを法令化し、エストニアが文書化を取りやめており、結果として 2012 年において 28 か国中 21 か国が文書化ルールを法令化していることが分かる（表 4-3-(a)）。

いくつかの政府は移転価格について申告書に添付する形で情報公開を義務付けてい る。Lohse et al. (2012)では 44 か国中 24 か国が情報公開を義務付けているが、ハンガリー、ルクセンブルクの 2 カ国で義務化が開始される一方で、エストニア・日本の 2 カ国で義務化がなくなっている（表 4-3-(b)）。

### （3）事前確認制度（APA）

事前確認制度（APA : advance pricing agreements）は取引される財について独立企業間価格であることを政府と事前に確認をとる制度であり<sup>9)</sup>、一度政府から了承が得られたら一定期間、取引について調査や追徴課税を免れることができる。

Lohse et al. (2012)によれば、APA を制度化している国は増加傾向にあるが、近年ではその傾向は納まりをみせてきており（表 4-4-(a)），2012 年にはチェコやスペインでは制度が廃止されている。28 か国のうち 22 か国で、ユニラテラル APA・バイラテラル APA・マルチラテラル APA のいずれかの制度を採用している。企業とある政府の間での APA をユニラテラル APA と呼び、18 か国で採用されている。企業と投資国および投資受入国政府の三者間で結ばれるバイラテラル APA を採用している国は 18 か国であった。企業と 3 国以上の複数の政府との APA であるマルチラテラル APA は 17 か国で採用されている（表 4-4-(b)～表 4-4-(d)）。

---

<sup>8)</sup> Ernst & Young (2013), p.22.

<sup>9)</sup> OECD (2010), p. 168.

#### (4) 移転価格税制の時効

移転価格調査や課税には時効が存在し、その期間は国によって異なる。また国によつては、企業が故意の移転価格操作を行った場合の時効の延長が制度化されているケースも存在する。時効は長くなればなるほど調査や課税の機会が増加することから、企業にとって課税リスクが増加することになる。

Lohse et al. (2012)によれば、2009年時点においてほとんどの国で5年以内の時効を設けており、その後においても同様な結果が得られている<sup>10)</sup>。故意の移転価格操作でない通常の時効は期間が短縮されている傾向にある一方で、故意の移転価格操作に対する時効の延長を制度化する国が増えている。通常の時効は2009年に平均58.3か月から2012年には55.3か月と短くなっている一方（表4-5-(a)），故意の時効を制度化している国は6か国から14か国に増加している。

#### (5) 移転価格のペナルティ

移転価格操作に対するペナルティは大きく分けて2種類あり、既存の法人所得税制の枠内で対応する国と、移転価格税制固有の特別措置を別途設定する国とが存在する。

Lohse et al. (2012)によれば、不当な価格操作によるペナルティは法人所得税制で対応し、文書化の義務を怠った場合のペナルティは特別措置が適用されるため、特別措置を設定している国においては、企業の法令順守コストが高まることとなる。

特別措置を設置している国は徐々に増えてきていることが確認されており、2009年の6か国から2012年の9か国に増加しているが（表4-6-(a)），Lohse et al. (2012)でも言及されているとおり、特別措置を採用している国は少ない。

#### (6) シークレット・コンパラブル

政府によっては、企業が不十分な文書提出を行った場合にシークレット・コンパラブル（非開示取引情報）により独立企業間価格を算定することを認めている。シークレット・コンパラブルは、政府が独立企業間価格を決定する際に参照する非公開の第三者情報であり、グループ企業間取引価格との比較対照価格を算定する際に使用する。政府がシークレット・コンパラブルを使用する場合、政府は自身の裁量で独立企業価格を算定

---

<sup>10)</sup> Lohse et al. (2012)では、移転価格税制の時効の起算日とそれによる時効の期間の調整を行っているが、本章では省略している。

でき、企業はその価格を拒否することが困難となる。したがってシークレット・コンパラブルの存在は企業における課税リスクを増加させると考えられる。

表 4-6-(b)はシークレット・コンパラブルを制度化している国について調査している。2012 年時点で多くの国（16 か国）はシークレット・コンパラブルを採用していない。

最後に Lohse et al. (2012)では触れられていないエストニア、イスラエル、トルコの 3 か国について言及する。エストニアは最適法を早くに導入した国の一である。移転価格の時効については 2 年と比較的短い期間を有しており、2012 年には時効の延期を制度化している。情報開示については 2012 年に廃止している。イスラエルは価格算定方法に基本三法を優先しており、特に独立価格批准法を最優先としている。優先順位を未だ設けている国はもはや少ない。トルコにおいても価格算定方法に優先順位を設けており、APA は二国間、多国間を含めたすべての APA に対応しており、シークレット・コンパラブルを有している。

表 4-1. 算定方法

(a) 独立価格批准法

	AUS	AUT	BEL	CHE	CHL	CZE	DEU	DNK	ESP	EST	FIN	FRA	GBR	GRC	Total
2009	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	27
2010	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	27
2011	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	28
2012	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	28
HUN	IRL	ISR	ITA	JPN	LUX	NLD	NOR	POL	PRT	SVN	SWE	TUR	USA	Total	
2009	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	27
2010	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	27
2011	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	28
2012	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	28

(b) 再販売価格基準法

	AUS	AUT	BEL	CHE	CHL	CZE	DEU	DNK	ESP	EST	FIN	FRA	GBR	GRC	Total
2009	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	27
2010	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	27
2011	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	28
2012	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	28
HUN	IRL	ISR	ITA	JPN	LUX	NLD	NOR	POL	PRT	SVN	SWE	TUR	USA	Total	
2009	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	27
2010	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	27
2011	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	28
2012	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	28

(c) 原価基準法

	AUS	AUT	BEL	CHE	CHL	CZE	DEU	DNK	ESP	EST	FIN	FRA	GBR	GRC	Total
2009	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	27
2010	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	27
2011	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	28
2012	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	28
HUN	IRL	ISR	ITA	JPN	LUX	NLD	NOR	POL	PRT	SVN	SWE	TUR	USA	Total	
2009	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	27
2010	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	27
2011	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	28
2012	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	28

(d) 利益分割法

	AUS	AUT	BEL	CHE	CHL	CZE	DEU	DNK	ESP	EST	FIN	FRA	GBR	GRC	Total
2009	1	0	1	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	25
2010	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	26
2011	1	1	1	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	27
2012	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	28
HUN	IRL	ISR	ITA	JPN	LUX	NLD	NOR	POL	PRT	SVN	SWE	TUR	USA	Total	
2009	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	25
2010	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	26
2011	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	27
2012	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	28

(e) 取引単位営業利益法

	AUS	AUT	BEL	CHE	CHL	CZE	DEU	DNK	ESP	EST	FIN	FRA	GBR	GRC	Total
2009	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	26
2010	1	0	1	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	26
2011	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	28
2012	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	28
HUN	IRL	ISR	ITA	JPN	LUX	NLD	NOR	POL	PRT	SVN	SWE	TUR	USA	Total	
2009	1	0	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	26
2010	1	0	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	26
2011	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	28
2012	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	28

表 4-2. 算定方法の優先順位付け

(a) 最適法

	AUS	AUT	BEL	CHE	CHL	CZE	DEU	DNK	ESP	EST	FIN	FRA	GBR	GRC	Total
2009	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	
2010	1	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1	1	0	
2011	1	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1	1	0	
2012	1	1	1	1	0	1	0	0	0	1	0	1	1	0	
	HUN	IRL	ISR	ITA	JPN	LUX	NLD	NOR	POL	PRT	SVN	SWE	TUR	USA	
2009	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	6
2010	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0	0	0	1	9
2011	0	1	0	0	0	1	0	1	0	1	0	0	0	1	10
2012	1	1	0	0	1	1	0	1	0	1	0	0	0	1	15

(b) 順位付けが存在

	AUS	AUT	BEL	CHE	CHL	CZE	DEU	DNK	ESP	EST	FIN	FRA	GBR	GRC	Total
2009	0	1	1	0	0	1	1	1	1	0	0	1	0	1	
2010	0	1	1	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	1	
2011	0	1	1	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	1	
2012	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	1	
	HUN	IRL	ISR	ITA	JPN	LUX	NLD	NOR	POL	PRT	SVN	SWE	TUR	USA	
2009	1	0	1	1	1	1	0	0	1	0	1	0	1	0	16
2010	1	0	1	1	1	0	0	0	1	0	1	0	1	0	13
2011	1	0	1	1	1	0	0	0	1	0	1	0	1	0	13
2012	0	0	1	1	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0	9

表 4-3. 文書化の義務

(a) 文書化の義務

	AUS	AUT	BEL	CHE	CHL	CZE	DEU	DNK	ESP	EST	FIN	FRA	GBR	GRC	Total
2009	1	1	0	0	0	1	0	1	1	1	1	0	0	1	
2010	1	1	0	0	0	1	0	1	1	1	1	0	0	1	
2011	1	1	0	0	1	1	0	1	1	0	1	0	0	1	
2012	1	1	1	0	1	1	0	1	1	0	1	0	0	1	
	HUN	IRL	ISR	ITA	JPN	LUX	NLD	NOR	POL	PRT	SVN	SWE	TUR	USA	
2009	1	0	1	1	0	0	1	1	1	1	1	0	1	1	18
2010	1	0	1	1	0	0	1	1	1	1	1	0	1	1	18
2011	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	1	1	20
2012	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	1	1	21

(b) 情報開示義務

	AUS	AUT	BEL	CHE	CHL	CZE	DEU	DNK	ESP	EST	FIN	FRA	GBR	GRC	Total
2009	1	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	0	0	1	
2010	1	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	0	0	1	
2011	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	0	0	1	
2012	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	0	0	1	
	HUN	IRL	ISR	ITA	JPN	LUX	NLD	NOR	POL	PRT	SVN	SWE	TUR	USA	
2009	0	0	1	1	1	0	1	1	1	1	1	0	1	1	16
2010	1	0	1	1	1	0	1	1	1	1	1	0	1	1	17
2011	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	1	1	17
2012	1	0	1	1	0	1	1	1	1	1	1	0	1	1	16

表 4-4. APA (事前確認制度)

(a) APA(ユニラテラル・バイラテラル・マルチラテラルのいずれかを採用)

	AUS	AUT	BEL	CHE	CHL	CZE	DEU	DNK	ESP	EST	FIN	FRA	GBR	GRC	Total
2009	1	1	1	1	0	1	1	1	1	0	1	1	1	0	21
2010	1	1	1	1	0	1	1	1	1	0	1	1	1	0	22
2011	1	1	1	1	0	1	1	1	1	0	1	1	1	0	22
2012	1	1	1	1	1	0	1	1	0	0	1	1	1	0	22
HUN	IRL	ISR	ITA	JPN	LUX	NLD	NOR	POL	PRT	SVN	SWE	TUR	USA	Total	
2009	1	1	1	1	1	0	1	0	1	1	0	0	1	1	21
2010	1	1	1	1	1	0	1	0	1	1	0	1	1	1	22
2011	1	1	1	1	1	0	1	0	1	1	0	1	1	1	22
2012	1	1	1	1	1	1	1	0	1	1	0	1	1	1	22

(b) ユニラテラルAPA

	AUS	AUT	BEL	CHE	CHL	CZE	DEU	DNK	ESP	EST	FIN	FRA	GBR	GRC	Total
2009	1	1	1	1	0	0	0	1	1	0	1	1	1	0	18
2010	1	1	1	1	0	0	0	1	1	0	1	1	1	0	18
2011	1	1	1	1	0	0	0	1	1	0	1	1	1	0	18
2012	1	1	1	1	1	0	0	1	0	0	1	1	1	0	18
HUN	IRL	ISR	ITA	JPN	LUX	NLD	NOR	POL	PRT	SVN	SWE	TUR	USA	Total	
2009	1	0	1	1	1	0	1	0	1	1	0	0	1	1	18
2010	1	0	1	1	1	0	1	0	1	1	0	0	1	1	18
2011	1	0	1	1	1	0	1	0	1	1	0	0	1	1	18
2012	1	0	1	1	1	0	1	0	1	1	0	0	1	1	18

(c) バイラテラルAPA

	AUS	AUT	BEL	CHE	CHL	CZE	DEU	DNK	ESP	EST	FIN	FRA	GBR	GRC	Total
2009	1	0	1	1	0	0	1	1	1	0	1	1	1	0	16
2010	1	0	1	1	0	0	1	1	1	0	1	1	1	0	17
2011	1	0	1	1	0	0	1	1	1	0	1	1	1	0	18
2012	1	0	1	1	1	0	1	1	0	0	1	1	1	0	18
HUN	IRL	ISR	ITA	JPN	LUX	NLD	NOR	POL	PRT	SVN	SWE	TUR	USA	Total	
2009	1	0	0	0	1	0	1	0	1	1	0	0	1	1	16
2010	1	0	0	0	1	0	1	0	1	1	0	1	1	1	17
2011	1	0	0	1	1	0	1	0	1	1	0	1	1	1	18
2012	1	0	0	1	1	0	1	0	1	1	0	1	1	1	18

(d) マルチラテラルAPA

	AUS	AUT	BEL	CHE	CHL	CZE	DEU	DNK	ESP	EST	FIN	FRA	GBR	GRC	Total
2009	1	0	1	1	0	0	1	1	1	0	1	1	0	0	15
2010	1	0	1	1	0	0	1	1	1	0	1	1	0	0	16
2011	1	0	1	1	0	0	1	1	1	0	1	1	0	0	17
2012	1	0	1	1	1	0	1	1	0	0	1	1	0	0	17
HUN	IRL	ISR	ITA	JPN	LUX	NLD	NOR	POL	PRT	SVN	SWE	TUR	USA	Total	
2009	1	0	0	0	1	0	1	0	1	1	0	0	1	1	15
2010	1	0	0	0	1	0	1	0	1	1	0	1	1	1	16
2011	1	0	0	1	1	0	1	0	1	1	0	1	1	1	17
2012	1	0	0	1	1	0	1	0	1	1	0	1	1	1	17

表 4-5. 時効

(a) 時効(月数)

	AUS	AUT	BEL	CHE	CHL	CZE	DEU	DNK	ESP	EST	FIN	FRA	GBR	GRC	
2009 no limit	60	36	120	36	36	48	72	48	36	60	36	72	60		
2010 no limit	60	36	120	36	36	48	72	48	36	60	36	72	60		
2011 no limit	60	36	120	36	36	48	72	48	36	60	36	72	60		
2012 no limit	72	36	120	36	36	48	60	48	36	60	36	48	60		
	HUN	IRL	ISR	ITA	JPN	LUX	NLD	NOR	POL	PRT	SVN	SWE	TUR	USA	Average
2009	60	48	36	48	72	60	60	120	72	48	120	72	60	36	58.29
2010	60	48	36	48	72	60	60	120	72	48	60	72	60	36	56.14
2011	60	48	36	48	72	60	60	120	72	48	60	72	60	36	56.14
2012	60	48	36	48	72	60	60	120	72	48	60	72	60	36	55.29

(b) 時効の延長

	AUS	AUT	BEL	CHE	CHL	CZE	DEU	DNK	ESP	EST	FIN	FRA	GBR	GRC	
2009	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1	
2010	0	0	1	0	1	0	0	1	0	0	0	1	0	1	
2011	0	0	1	0	1	1	0	1	0	0	0	1	0	1	
2012	0	1	1	0	1	1	1	1	0	1	0	1	1	1	
	HUN	IRL	ISR	ITA	JPN	LUX	NLD	NOR	POL	PRT	SVN	SWE	TUR	USA	Total
2009	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	6
2010	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	8
2011	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	9
2012	0	0	1	0	0	1	1	0	0	0	1	0	0	1	14

(c) 無期限の時効

	AUS	AUT	BEL	CHE	CHL	CZE	DEU	DNK	ESP	EST	FIN	FRA	GBR	GRC	
2009	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	
2010	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	
2011	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	
2012	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	
	HUN	IRL	ISR	ITA	JPN	LUX	NLD	NOR	POL	PRT	SVN	SWE	TUR	USA	Total
2009	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
2010	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
2011	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
2012	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3

表 4-6. ペナルティ, シークレット・コンパラブル

(a) ペナルティ

	AUS	AUT	BEL	CHE	CHL	CZE	DEU	DNK	ESP	EST	FIN	FRA	GBR	GRC	Total
2009	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	1	
2010	0	0	0	0	1	0	0	1	1	0	1	0	0	1	
2011	0	0	0	0	1	0	0	1	1	0	1	0	0	1	
2012	0	0	0	0	1	0	0	1	1	0	1	0	0	1	
HUN	IRL	ISR	ITA	JPN	LUX	NLD	NOR	POL	PRT	SVN	SWE	TUR	USA		
2009	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	6
2010	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	8
2011	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	8
2012	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	1	9

(b) シークレット・コンパラブル

	AUS	AUT	BEL	CHE	CHL	CZE	DEU	DNK	ESP	EST	FIN	FRA	GBR	GRC	Total
2009	0	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	0	1	
2010	0	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	0	1	
2011	0	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	0	1	
2012	0	1	0	0	1	1	1	0	0	0	0	1	0	1	
HUN	IRL	ISR	ITA	JPN	LUX	NLD	NOR	POL	PRT	SVN	SWE	TUR	USA		
2009	0	0	0	0	1	0	1	1	1	0	0	1	1	0	11
2010	0	0	0	0	1	0	1	1	1	0	0	1	1	0	11
2011	0	0	0	0	1	0	1	1	1	0	0	1	1	0	11
2012	0	0	0	0	1	0	1	1	1	0	0	1	1	0	12

## II. 実証分析

### 1. 理論モデル

本項では移転価格税制が直接投資に及ぼすインパクトについて、単純な二国一企業一市場モデルで説明する。企業は投資国に存する多国籍企業であり、海外子会社を通じて現地市場において最終財を販売している。現地市場の需要関数は  $P = A - BX$  であり、 $X$  は企業の産出量水準を表す。本国と現地国の政府はそれぞれ自国で  $t$  および  $T$  の税率で税収を得るとすると、多国籍企業の税引後利益は次のとおりとなる。

$$\Pi = (1 - t)(m - c)X + (1 - T)(P - \tau - m)X - \frac{\mu}{2}(m - c)^2, \quad (1)$$

このとき  $m$  はグループ内取引価格（すなわち移転価格）であり、 $c$  は限界費用、 $\tau$  は輸送費用、右辺の最終項は移転価格により生じる費用である。単純化のために  $c = \tau = 0$  とする。移転価格の費用は、移転価格操作の検出率や二重課税やペナルティによる追徴課税を反映した期待費用と考えることができる。これは上述のとおり、移転価格税制は検出率に影響を与える条項と租税負担や課徴金を増加させる条項があると考えられるためである。また移転価格の費用は、企業の使用した移転価格を正当化するために支払う弁護士や会計士への報酬とも考えることができ、移転価格税制にはこうした法令順守コストが影響する条項も存在する。本モデルでは移転価格税制の各条項とは独立にパラメータ  $\mu$  の増加によって厳格な移転価格税制の導入について補足できる。海外子会社は自身の産出量が最大となるように行動し、 $m$  を所与とすると産出量は次のとおりとなる。

$$X = \frac{A - m}{2B}. \quad (2)$$

親会社はグループ企業全体で税引後利潤が最大となるように移転価格を設定する。そのとき最適な移転価格は

$$m = \frac{(T-t)A}{T - 2t + 1 + 2B\mu}. \quad (3)$$

自国あるいは投資先の法人所得税率に関わらず, 政府がより厳格な移転価格税制を導入するとき  $\mu$  は上昇する. 厳格な移転価格の導入の効果は次のとおりとなる.

$$\frac{dm}{d\mu} = -\frac{2B(T-t)A}{(T - 2t + 1 + 2B\mu)^2} = -\frac{2Bm}{T - 2t + 1 + 2B\mu}. \quad (4)$$

親会社本国の法人所得税率が子会社居住国のそれよりも高い時 ( $t > T$ ), 多国籍企業は実質費用よりも低い価格で移転価格を設定する一方で( $m < 0$ ), 厳しい移転価格税制の導入によって移転価格が上昇する. 次に子会社居住国の法人所得税率が本国のそれよりも高い時( $T < t$ ), 多国籍企業は実質費用よりも高い価格で移転価格を設定する一方で( $m > 0$ ), 厳しい移転価格税制の導入によって移転価格が下落する. このように, どちらのケースにおいても厳格な移転価格税制によって移転価格の実質費用との乖離幅は減少する.

均衡において, グループ企業全体の税引後利益は次のとおりである.

$$\Pi = \frac{\{(1-t)^2 + 2B\mu(1-T)\}A^2}{4(T - 2t + 1 + 2B\mu)}. \quad (5)$$

法人所得税率を所与とすると, 政府が厳格な移転価格税制を導入した時, 税引き後利益の効果は

$$\frac{d\Pi}{d\mu} = -\frac{(T-t)^2 A^2}{2(T - 2t + 1 + 2B\mu)^2} < 0. \quad (6)$$

多国籍企業が直接投資を行うかどうかを考える際, 企業は  $\Pi$  と輸出を行う場合に得られる利潤  $\Pi^{EX}$  との比較を行う. 移転価格税制は輸出による利潤には影響を与えないため, 厳格な移転価格税制の導入は直接投資を行うことによる正の追加的利益を得る可能性が減少することになる ( $\Pi - \Pi^{EX} > 0$ ).

## 2. 実証分析アプローチ

移転価格操作および移転価格税制の直接投資への効果を推定するにあたり，2009年から2012年までのOECD28か国を観測対象とした重力モデルを作成する。

$$\begin{aligned} \ln FDI_{hst} = & \alpha + \beta_1 \ln GDP_{st} + \beta_2 \ln GDP_{ht} + \beta_3 \ln GDPCa_{st} + \beta_4 \ln GDPCa_{ht} + \beta_5 XRate_{sht} \\ & + \beta_6 DifTax_{sht} + \sum \gamma TPReg_{s(h)t} + \omega_{sh} + \varepsilon_{sht} \end{aligned} \quad (7)$$

添え字  $s$  ( $h$ ) は投資国（投資受入国）を表し， $t$  は年を表す。 $Diftax$  は二国間の税率差（投資国－投資受入国）， $TPReg$  は移転価格税制の各条項を表す。 $\omega$  は二国間の特殊効果， $\varepsilon$  は攪乱項を表す。

コントロール変数は，投資国と投資受入国の GDP および一人当たり GDP，および為替レート（投資受入国通貨／投資国通貨）である。GDP は経済規模を表し，投資国の経済規模の大きさは企業の海外投資の潜在能力を表す。投資受入国の GDP は投資先の需要の大きさを表し，需要が大きいほど投資インセンティブが増加すると考えられる。一人当たり GDP はその市場に存する財の購入力および稼得能力を表す。投資国で評価された為替レートが高い値を示すと相対的に投資受入国における資本購入を容易に行えることになる。結果として，コントロール変数はすべて正の符号が予想される。ただし，二か国間固有の要因を变量効果で捉えており，重力モデルで使用される二国間距離は推定から除いている。

移転価格による投資決定に対する歪みを捉えるため，移転価格操作インセンティブと移転価格税制を変数に加えた。投資受入国と投資国において法人所得税率に差があることが企業に移転価格操作による利益移転のインセンティブをもたらすため，移転価格操作インセンティブとして二国間の法人所得税率差を変数としている。多国籍企業は移転価格操作を通じて高税率国から低税率国に利益を移転するインセンティブをもつ。法定税率差（ $DifTax$ ，投資国－投資受入国）は推定において正の符号が予想される。

次に本分析では移転価格税制について，移転価格税制の時効（SOL），文書化の義務（DOC），APA，シークレット・コンパラブル（SECCOM）の 4 条項について，投資国・投資受入国両方の効果を推定に加えている。SOL は時効の期間（単位：月）を値とした間隔尺度であり，他の 3 变数については各条項がその国に存する場合に「1」，存在しない場合に「0」が記述されたダミー变数である。これら变数は企業の利益移転行動に異なる影響を与えると考えられることから，海外投資行動についても同様に異なる

表 4-7. 移転価格税制の直接投資に与えうる効果—予想される符号条件

	投資国	投資受入国
移転価格税制の時効 (SOL)	負	負
文書化の義務 (DOC)	負	負
事前確認制度 (APA)	正	正
シークレット・コンパラブル (SECCOM)	負	負

る影響を与える。以上の 4 条項に関して予想される符号条件は、表 4-7 に示されるとおりである。

移転価格税制の時効は長いほど課税リスクにさらされる期間が長くなると考えられるため、投資受入国の企業誘致にとって弊害となると考えられる。一方で投資国が時効を長期に設定している場合、海外進出の弊害となる。移転価格税制の時効は長ければ長いほど、企業の多国籍企業化を阻害することとなり、直接投資に負の影響を与えると考えられる。

政府が企業に移転価格文書の作成を求めるとき、企業はグループ内取引について妥当な取引であると政府に対して書面による証明義務を負うことになり、法令順守コストが増加する。結果として、文書化の義務を有する国は企業誘致および企業の海外進出の阻害要因となる。本推定においては投資国、投資受入国において文書化の義務は負の値をとると考えられる。

あるグループ企業内取引において企業と政府の間で APA について合意が得られた場合、その取引の正当性の説明責任が政府から企業に移り変わる。したがって APA の合意は企業の被る課税リスクを相当程度減らすことが可能となる。APA の存在は投資国・投資受入国にとって直接投資の正の要因となる。

シークレット・コンパラブルはある程度、政府の裁量による価格付けが可能となり、企業は課税リスクを増加させることになる。したがってシークレット・コンパラブルが導入されている政府は投資国・投資受入国ともに直接投資について負の値をとると考えられる。移転価格税制の各条項について、推定で予想される符号は表 4-7 のとおりである。

移転価格は法定税率の差を起因として生じる租税回避スキームであることから、上記の推定に加え移転価格税制と法定税率差の交差項を追加した推定も行う。この項は投資国（投資受入国）が投資受入国（投資国）よりも高い法人所得税率を有している時、移転価格税制の各条項が法人所得税率差に対してどのように反応するかを識別する項であり、次のように定義する。

$$\begin{aligned} \text{Interactions}_{kit} &= \text{DifTax}_{ijt} * \text{TPReg}_{kit}, \quad \text{if } \text{DifTax}_{ijt} > 0, \quad i \neq j \\ \text{Interactions}_{kit} &= 0, \quad \text{otherwise}, \quad (k = 1, 2, \dots) \end{aligned}$$

この時  $i, j$  は国を表し、 $k$  は移転価格税制の各条項、 $t$  は年を表す。移転価格操作によって低税率国へ利益を移転することで、その利益に 2 国間の税率差分を乗じた額だけ課税を免れることができる。企業の利益移転は高税率国にとって税収減となるため、移転価格税制によって税収を取り戻そうとする。その一方で低税率国の移転価格税制は企業の投資行動には無関係なため、直接投資に対する移転価格税制の影響は上記交差項のように影響を与えることが考えられる。

### 3. データ

本推定において被説明変数である二国間の対外直接投資額（フロー）は *OECD Data* (OECD) から取得した。このデータは OECD 加盟 34 か国から 301 地域への直接投資額が入手できる。対数線形化にあたり負の値を 0 としている。

重力モデルの推定に当たり GDP、一人当たり GDP、為替レートをコントロール変数とした。GDP、一人当たり GDP は *World Economic Outlook Database* (IMF) から、為替レートは *OECD data* より入手した。*OECD data* からは 41 か国の US ドル基準の為替レートが入手可能である。

法人所得税率は *Corporate Tax Rate Table* (KPMG) から 2006 年から 2014 年までの 135 カ国のデータが入手可能であり、それらを使用した。

上述のとおり、移転価格税制データは Deloitte, Ernst & Young, KPMG および PwC の各サーベイから入手した。上述のデータにおいて、オーストラリアでは移転価格税制の時効が無期限となっているが、推定において無限大の値は使用できないため、サンプル上で最大の期限である 120 か月を代入した。

以上より理論上は 3024 の観測値が得られるが（投資国 28 カ国×投資受入国 27 カ国 ×4 年間），277 の欠損値があるため、結果として観測値は 2747 である。

### III. 推定結果

(7)式に基づき推定を行う。経済規模が大きく裕福な投資国は対外直接投資を促進し、経済規模が大きく裕福な投資受入国は対内直接投資を促進する。また投資国通貨を基準とした為替レートは、値が増加すると直接投資を促進すると考えられる。総じて本推定のコントロール変数は直接投資フローに対して正の効果をもつと予想される。しかし、本推定においては直接投資に有意な影響が見られなかった。

本推定では 4 つの移転価格税制条項が直接投資に与える影響を識別する。推定については最小二乗法（OLS）に加えて内生性の問題に対応するために二段階最小二乗法（2SLS）の 2 種類を各推定式について分析する。二段階最小二乗法の操作変数については説明変数の 1 期前のラグを使用した。

推定結果は表 4-8 のとおりである。移転価格税制については SOL（移転価格税制の時効）、DOC（文書化の義務）、APA、SECCOM（シークレット・コンパラブル）の 4 条項を投資国、投資受入国の両国の制度について想定した。

SOL が長い時、企業の移転価格操作が発覚した際にペナルティを被るリスクが増大し、期待費用が増加する。SECCOM の存在は移転価格に関するコストについての不確実性を増加させると考えられる。しかし表 4-8 において SOL、SECCOM の直接投資に対する有意な影響は見られなかった。

次に投資国の APA は OLS、2SLS ともに正で有意な影響がみられた。このことから APA は移転価格操作に対するペナルティの不確実性を減少すると考えられる。

投資国における文書化の義務の存在は、多国籍企業の法令遵守コストを増加させ、直接投資インセンティブを減少させると考えられる。投資受入国の APA は投資国との同様に直接投資に正のインセンティブをもたらすと考えられる。投資国の DOC は直接投資に対して OLS において負の影響が見られ、2SLS において有意な結果が得られなかった。投資受入国の APA は OLS において正の影響が見られ、2SLS において有意な結果は得られなかった。それに対して投資受入国の DOC は OLS では有意な結果が得られなかったものの、2SLS において有意に負の影響が見られた。結果として、投資国の APA は移転価格操作に対するペナルティを被るリスクを減少させ、直接投資に

対するインセンティブを増加させると考えられる。また投資受入国における文書化の義務の存在は高い法令遵守コストをもたらし、直接投資に負のインセンティブをもたらすと考えられる。また、法人所得税率差が正で有意であることから、投資国の税率が相対的に高いほど直接投資は増加すると考えられる。

上述のとおり、移転価格操作によって利益は投資先か投資元かに関わらず高税率国から低税率国へと移転すると考えられる。この仮説を検証するために上述の交差項を加えた推定が表 4-9 のとおりである。これをみると投資受入国が投資国に比して高い税率を有している時、投資受入国の DOC は直接投資に対して正の効果を有している。DOC はそれ自体の効果は投資に負の影響をもたらすと考えられるが、税率差を利用した利益移転の効果を相殺するように働いていることを示している。また投資受入国が高税率国の場合 SECCOM が負の影響をもたらしていることが見受けられた。これは SECCOM の存在による課税リスクの上昇が多国籍企業にとって重要な投資決定ファクターであると考えられる。

表 4-8. 推定結果 I

	OLS	2SLS	OLS	2SLS	OLS	2SLS
<b>コントロール変数</b>						
GDP(投資国, 対数)	0.493 *** (6.11)	0.442 *** (5.9)	0.570 *** (8.5)	0.573 *** (9.91)	0.496 *** (6.12)	0.459 *** (5.92)
GDP(投資受入国, 対数)	0.560 *** (8.58)	0.580 *** (10.11)	0.467 *** (5.89)	0.486 *** (6.45)	0.484 *** (6.15)	0.511 *** (6.55)
一人当たりGDP(投資国, 対数)	1.156 *** (7.32)	1.099 *** (6.84)	1.282 *** (9.32)	1.311 *** (9.95)	1.170 *** (7.38)	1.129 *** (6.88)
一人当たりGDP(投資受入国, 対数)	0.462 *** (3.43)	0.423 *** (3.56)	0.494 *** (3.11)	0.377 ** (2.48)	0.519 *** (3.25)	0.410 *** (2.65)
為替レート	0.000 (0.59)	0.000 (0.64)	0.000 (0.72)	0.000 (0.39)	0.000 (0.53)	0.000 (0.55)
<b>移転価格操作の機会</b>						
法定税率差	0.043 *** (3.63)	0.044 *** (3.76)	0.034 *** (2.74)	0.030 ** (2.52)	0.040 *** (3.16)	0.038 *** (2.83)
<b>投資国 の移転価格税制条項</b>						
移転価格税制の時効	0.000 (0.09)	0.002 (0.52)			0.000 (-0.05)	0.001 (0.27)
文書化の義務	-0.350 ** (-2.36)	-0.206 (-1.15)			-0.353 ** (-2.38)	-0.208 (-1.16)
APA	0.412 ** (2.16)	0.903 *** (3.29)			0.418 ** (2.19)	0.892 *** (3.24)
シークレット・コンパラブル	-0.147 (-0.94)	-0.237 (-1.58)			-0.140 (-0.9)	-0.233 (-1.56)
<b>投資受入国の移転価格税制条項</b>						
移転価格税制の時効			-0.003 (-1.07)	-0.002 (-0.49)	-0.004 (-1.23)	-0.002 (-0.67)
文書化の義務			-0.153 (-1.01)	-0.365 ** (-2.04)	-0.146 (-0.97)	-0.347 * (-1.93)
APA			0.341 * (1.67)	0.241 (0.92)	0.340 * (1.67)	0.235 (0.9)
シークレット・コンパラブル			0.118 (0.75)	0.132 (0.89)	0.109 (0.7)	0.121 (0.81)
定数項	-38.95 *** (-12)	-37.45 *** (-11.93)	-41.44 *** (-12.6)	-40.08 *** (-12.81)	-39.19 *** (-11.53)	-36.85 *** (-11.02)
観測数	2747	2038	2747	2038	2747	2038
R2	0.235	0.234	0.233	0.229	0.238	0.237
F検定	F(734,2002)=2.23 P=0.000	F(731,1297)=0.74 P=1.000	F(734,2002)=2.25 P=0.000	F(731,1297)=0.31 P=1.000	F(734, 1998)=2.21 P=0.000	F(731,1294)=0.13 P=1.000
Hausman検定	chi2(10)=15.77 P=0.1063	chi2(9)=1.08 P=0.999	chi2(10)=6.88 P=0.737	chi2(8)=0.42 P=1.000	chi2(14)=17.21 P=0.245	chi2(12)=0.34 P=1.000
Breusch-Pagan LM検定	chibar2(1)=240.22 P=0.000		chibar2(1)=249.18 P=0.000		chibar2(1)=235.54 P=0.000	

(注) カッコ内の値は t 値を示す. \*, \*\*, \*\*\*はそれぞれ 10%, 5%, 1%有意水準を示す.

表 4-9. 推定結果 II

	OLS	2SLS	OLS	2SLS	OLS	2SLS
<b>コントロール変数</b>						
GDP(投資国, 対数)	0.491 *** (6.15)	0.348 *** (4.15)	0.625 *** (9.46)	0.637 *** (10.76)	0.522 *** (6.48)	0.401 *** (4.58)
GDP(投資受入国, 対数)	0.610 *** (9.1)	0.632 *** (10.79)	0.432 *** (5.03)	0.439 *** (5.17)	0.471 *** (5.44)	0.517 *** (5.82)
一人当たりGDP(投資国, 対数)	1.097 *** (6.92)	0.976 *** (6.01)	1.293 *** (9.42)	1.335 *** (10.13)	1.132 *** (7.09)	1.050 *** (6.24)
一人当たりGDP(投資受入国, 対数)	0.465 *** (3.47)	0.454 *** (3.81)	0.396 ** (2.5)	0.245 (1.57)	0.450 *** (2.79)	0.289 * (1.76)
為替レート	0.001 (1.13)	0.001 (1.23)	0.000 (0.76)	0.000 (0.43)	0.000 (0.74)	0.000 (0.68)
<b>移転価格操作の機会</b>						
法定税率差	0.087 *** (5.21)	0.078 *** (4.62)	-0.012 (-0.7)	-0.018 (-1.08)	0.026 (0.54)	-0.125 (-1.62)
<b>投資国 の移転価格税制条項</b>						
移転価格税制の時効	0.003 (0.71)	0.007 (1.49)			0.001 (0.27)	0.004 (0.75)
文書化の義務	-0.581 *** (-3.12)	-0.812 *** (-3.53)			0.035 (1.52)	-0.870 *** (-3.72)
APA	0.522 *** (2.64)	1.123 *** (3.95)			0.466 ** (2.36)	0.935 *** (3.24)
シークレット・コンパラブル	0.016 (0.09)	0.135 (0.71)			-0.030 (-0.95)	0.127 (0.67)
<b>条項 × 税率差 × 高税率ダミー</b>						
移転価格税制の時効	-0.001 (-1.44)	-0.001 * (-1.87)			0.000 (-0.73)	-0.001 (-0.75)
文書化の義務	0.032 (1.37)	0.117 *** (2.86)			-0.606 *** (-3.27)	0.131 *** (3.12)
APA	-0.045 (-1.35)	-0.034 (-0.77)			0.001 (0.18)	0.102 (1.39)
シークレット・コンパラブル	-0.031 (-0.98)	-0.035 (-1.06)			0.008 (0.04)	-0.037 (-1.11)
<b>投資受入国 の移転価格税制条項</b>						
移転価格税制の時効		0.002 (0.54)	0.001 ** (2.37)	-0.001 ** (-2.39)	0.005 (1.18)	
文書化の義務		-0.493 ** (-2.43)	-0.070 * (-1.71)	-0.044 * (-1.81)	-0.665 *** (-2.78)	
APA		0.393 * (1.79)	0.028 (0.74)	0.339 (1.48)	0.370 (1.29)	
シークレット・コンパラブル		0.444 ** (2.22)	0.047 (1.52)	0.060 ** (2.25)	0.381 ** (1.98)	
<b>条項 × 税率差 × 高税率ダミー</b>						
移転価格税制の時効		-0.001 *** (-2.76)	0.004 (1)	-0.017 (-0.41)	-0.002 *** (-3)	
文書化の義務		0.043 * (1.79)	0.820 *** (3.51)	0.481 ** (2.34)	0.040 (0.94)	
APA		-0.007 (-0.21)	-0.350 (-1.28)	0.008 (0.2)	-0.102 (-1.62)	
シークレット・コンパラブル		-0.063 ** (-2.33)	-0.437 ** (-2.27)	-0.419 ** (-2.08)	-0.046 (-1.47)	
<b>定数項</b>	-38.47 *** (-11.91)	-35.35 *** (-11.01)	-40.18 *** (-12.43)	-38.41 *** (-11.99)	-37.33 *** (-11.18)	-32.77 *** (-9.45)
<b>観測数</b>	2747	2038	2747	2038	2747	2038
<b>R2</b>	0.242	0.239	0.244	0.237	0.253	0.244

(注) カッコ内の値は t 値を示す. \*, \*\*, \*\*\* はそれぞれ 10%, 5%, 1% 有意水準を示す.

## おわりに

本章では移転価格税制が直接投資に与える影響について考察してきた. そのなかで, APA および文書化の義務が直接投資に対して有意な影響をもたらしていることが示された. APA の存在は直接投資インセンティブを上げ, 文書化の義務の存在は直接投資インセンティブを下げると考えられる. 次に交差項を用いた推定において投資受入国が

高税率国であるときに文書化の義務が直接投資に正の効果およびシークレット・コンパラブルが直接投資に負の効果をもつことが分かった。この結果は、移転価格税制が企業の立地選択に重要な役割を有していることを示す。また、2010年の移転価格ガイドライン改定の直接投資への効果について議論したが、改定は立地選択に影響を与えていないことが分かった。

第II節で28か国、4年間の移転価格税制について調査したが、本章では直接投資への影響に焦点を当てたため、このサーベイについて詳細な説明は省き、詳細な議論はしてこなかった。先行研究である Lohse et al. (2012)とのデータの接続を含めて、詳細な検討を行っていくことが望ましい。

また、本分析はマクロデータを利用したが、ミクロデータを利用して、本推定の頑健性の検証や、産業毎や財の種別毎の効果についても検証する必要がある。

**補表 A. 調査データ：観測対象国**

対象国	Lohse et al. (2012)	本分析	対象国	Lohse et al. (2012)	本分析
アルゼンチン (ARG)	○	×	ルクセンブルク (LUX)	○	○
オーストラリア (AUS)	○	○	マレーシア (MYS)	○	×
オーストリア (AUT)	○	○	メキシコ (MEX)	○	×
ベルギー (BEL)	○	○	オランダ (NLD)	○	○
ブラジル (BRA)	○	×	ノルウェー (NOR)	○	○
カナダ (CAN)	○	×	ペルー (PER)	○	×
チリ (CHL)	○	○	フィリピン (PHL)	○	×
中国 (CHN)	○	×	ポーランド (POL)	○	○
コロンビア (COL)	○	×	ポルトガル (PRT)	○	○
チェコ (CZE)	○	○	ルーマニア (ROU)	○	×
デンマーク (DNK)	○	○	ロシア (RUS)	○	×
エクアドル (ECU)	○	×	スロバキア (SVK)	○	×
エストニア (EST)	×	○	スロベニア (SVN)	○	○
フィンランド (FIN)	○	○	スペイン (ESP)	○	○
フランス (FRA)	○	○	スウェーデン (SWE)	○	○
ドイツ (DEU)	○	○	スイス (CHE)	○	○
ギリシャ (GRC)	○	○	タイ (THA)	○	×
ハンガリー (HUN)	○	○	トルコ (TUR)	×	○
インド (IND)	○	×	ウクライナ (UKR)	○	×
インドネシア (IDN)	○	×	イギリス (GBR)	○	○
アイルランド (IRL)	○	○	アメリカ (USA)	○	○
イスラエル (ISR)	×	○	ベネズエラ (VEN)	○	×
イタリア (ITA)	○	○	ベトナム (VNM)	○	×
日本 (JPN)	○	○			

## 終章 分析結果と残された課題

本論文では、企業の海外進出に対して法人所得税制のどのような仕組みがどのようなインセンティブを持つかについて研究してきた。グローバル化に伴い企業のボーダーレスな取引が活発になっていくにつれ、各国政府の課税権からいかに逃れるかという企業の租税回避行動が多様化・複雑化してきている。こうした状況において重要なのは各国政府が協調した上で租税回避を最小限に留めるように法人所得税制の制度設計を行うことである。本論文は、企業の国際的租税回避スキームがどのようなインパクトをもつかを明らかにすることを通じて、政府の税制改革をいかに行っていくべきかについての指針を作ることを目的としている。以下、各章の内容を要約し、本論文の分析から得られる政策的インプリケーションおよび残された課題について述べ、結びに代えたい。

### 第1章 法人所得税制の非対称性が法人所得課税負担に与える影響

第1章では日本において法人所得税制の非対称性が企業の潜在的税負担を増加させていることに着目し、法人所得税制の非対称性を含めた実効的な負担を計測するために平均税率の推計を行った。先行研究では、企業の国際的立地選択や直接投資と法人所得税の関係について、法人所得税制の非対称性が語られることはなかった。

Auerbach and Poterba (1987)や Auerbach (2007)が指摘するとおり、法人所得税制の非対称性の存在は、名目的な法人所得税率を超えて税負担を増加させる大きな要因となっている。したがって企業の税負担は、法人所得税制の非対称性を考慮に入れることによって、各国の実効税負担率の差異の様相が大きく変化することが考えられる。そこで第1章では日本企業の海外進出の決定要因としての国内法人所得税負担について、法人所得税制の非対称性を考慮した場合において日本の平均法人所得税負担がどれほど大きさを持つのかについて検討した。

国内の平均税率の計測については田近・油井(1990, 1996, 2000)等の研究が挙げられるが、法人所得税制の非対称性を考慮した推計は行われてこなかった。そこで本論文では田近・油井(1990, 1996, 2000)の計測の観察期間を更新するとともに法人所得税制の

非対称性を加え、平均法人所得税率の推計を行った。その結果、平均税率はしばしば法定税率を大幅に上回る結果となり、税率を大幅に上昇させる要因として法人所得税制の非対称性が最も大きな要因であることを示した。

## 第2章 繰越控除制度が企業の海外展開に与える影響

第2章では、法人所得税制の非対称性が企業の海外立地選択にどの程度インパクトをもたらすかについて検討した。第1章で示したように、法人所得税制の非対称性を考慮して企業の実効的な税負担を計測すると、法人所得税率とはその負担の度合いが大きく乖離することが分かった。そこで第2章では、法人所得税制の非対称性を考慮した際の企業の税負担が企業の立地選択にどのようなインパクトをもたらすかについて分析を行った。欠損金税制が企業の立地選択に与える影響については Drebler and Overesch (2013)等の先行研究があるが、非対称性の原因である欠損金の繰越控除制度の影響に関するインパクトについては解明されていない。

推定を行う際に採用する法人所得税率として、第2章では Shevlin (1990)型の限界実効税率の推計を行った。第1章で推計した平均税率は、あくまで日本に存する企業の平均的な税負担を示す指標であり、赤字体質の企業は第1章の平均税率よりも高い負担を潜在的に被っている可能性があり、黒字体質の企業にとっては平均税率ほど高い税負担を被ってはいない。こうした企業固有の税負担を平均税率は考慮しないため、繰越控除制度を加味した個別企業ごとの実効税負担が推計されるよう、Shevlin 型の限界実効税率を採用している。Shevlin 型の実効税率に関しては、他にも Graham (1996)等の推計があるが、本論文では企業の利潤最大化行動は期間を通じて断続的に意思決定が行われると仮定して、Shevlin 型を改良した國枝・高畠・矢田(2009)および國枝(2010)の推計方法を採用した。限界実効税率は進出元の日本企業の財務データより推計されるため、進出先国の限界実効税率を推計する際には、日本企業が海外進出をしたとしても個別企業は企業行動を変化させないと仮定して、日本企業の財務データに進出先の税率、繰越欠損金および割引率を適用して推計した。こうすることにより税制のみの変化を考慮して海外諸国の実効税率を推計可能となる。推計については日経 NEEDS Financial Quest から個別企業の課税所得を計算し、過去の所得の流列から所得の増加率の平均とホワイトノイズを求め、各社各年について 10,000 回のモンテカルロ・シミュレーションを行い、限界実効税率の平均値を求めた。

企業の海外立地選択に関して Shevlin 型の限界実効税率を推定した。推定方法はプロビット推定を行い、限界効果を示すことによってインパクトの大きさを観察した。その結果、法定税率による推定結果と比較して限界実効税率の方が海外立地選択に与えるインパクトが大きいことが示された。限界実効税率は法人所得税制の非対称性を考慮に入れた法人所得税率であることから、非対称性の要素が立地選択へのインパクトを大きくさせている要因と考えることができる。繰越期間と限度額が大きいほど法人所得税制の非対称における立地選択へのインパクトが小さくなると考えられるため、繰越期限と限度額は寛大な措置をとるほど企業の立地に対して正のインセンティブを持つと言える。復興特別税制以降、日本の繰越欠損金制度における繰越限度額が縮小される傾向にある。こうした昨今の税制改正の傾向は外資系企業からの日本への企業誘致を阻害する要因となる可能性がある。

### 第3章 国際的二重課税の調整が企業の海外展開に与える影響

第3章では、わが国における2009年度の税制改革により国際的二重課税の調整方式が間接的税額控除制度から海外子会社配当益金不算入制度へと変更されたことによる、日本企業の対外直接投資への影響について考察した。税制改革当時の日本の税率は各国の中でも高い税率を有していた。こうした状況のなかで二重課税の調整方式を居住地主義から源泉地主義に変更することは、国際租税小委員会(2008)によれば、制度変更によって海外子会社から本国親会社への利益還流を促し、その還流資金を国内投資に向けさせる意図を有しているものであった。しかし、2009年度税制改革の結果として国内投資の促進が行われることについては確たる証拠はなく、資本の海外流出を促す可能性も十分考えられる。そこで第3章では2009年度税制改革によって企業の対外直接投資がどのように変化したかについて検討した。

2009年度前後の法人所得税率の進出先との差が直接投資に与える影響に関して、自国と投資先国との税率差と2009年ダミーを乗じた係数ダミーによりトービット推定を行ったところ、税制改革後の法人所得税率差は直接投資に有意に負の影響を与えていたことが示された。このことから、税制改革以降で法人所得税率の在り方および捉え方が変化し、法人所得税率差の企業の海外投資行動に対するインセンティブが増大したことを表している。また、2009年度税制改革以降、国内投資および海外投資のどちらに企業の投資が向かったかについても推定を行ったところ、2009年度税制改革以降、進出

先の税率が相対的に低くなるほど国内投資よりも対外投資に向かうことが示された。このことから、国内投資の促進を理由として行われた 2009 年度税制改革は企業の資本流出を促すという、国際租税小委員会（2008）の議論とは反対の結果が得られた。

## 第 4 章 移転価格税制が企業の海外展開に与える影響

第 4 章では、移転価格税制が企業の直接投資に与える影響について考察した。多国籍企業は 2 国間の法定税率の差を利用した移転価格操作による低税率国への利益移転インセンティブを持つ。そのため企業は、利益移転を目的とした低税率国への立地インセンティブをもつと考えられるが、政府は利益移転による課税の侵食を食い止めるために移転価格税制を設置している。移転価格税制はどの国においても複数の条項にわたって規定されており、それぞれの条項が企業のコンプライアンス・コストや課税リスクを上昇させるか、あるいは政府の徴税執行コストを減少させることになり、結果として立地インセンティブに影響を与えると考えられるものの、これについて先行研究は存在しない。そこで第 4 章では、各国における移転価格税制の設置状況を調査し、それぞれの移転価格税制が直接投資にどのような影響を与えるかについて検討を行った。

まず、Lohse, et al. (2012) の調査方法を参考に、Ernst & Young 等の監査法人による移転価格税制の調査報告書に基づき 2009 年から 2012 年までの 4 年間における各国の移転価格税制に関して、価格算定方法、算定方法の順位づけ、文書化の義務、APA、移転価格税制の時効、ペナルティ、シークレット・コンパラブルの 7 項目の執行状況を調査した。また、これらのうち文書化の義務、APA、移転価格税制の時効、シークレット・コンパラブルおよび移転価格操作の誘因である税率差について OLS および 2SLS 推定を行った。その結果、文書化の義務は直接投資に対して負に有意な影響を及ぼしており、APA は正に有意な影響を及ぼしていることが示された。企業は政府にグループ企業内取引における中間財取引の算定価格方法が正当であることを文書によって証明するため、文書化の義務付けはコンプライアンス・コストを上昇させると考えられる。したがって文書化の義務が制度化されている国への立地は企業のコンプライアンス・コストの上昇を伴うため、直接投資に負の影響を与えていると想われる。APA によりグループ企業内取引について企業と政府との間で合意が結ばれている場合、一定期間、企業の課税リスクが大幅に減少されると想われる。したがって APA が制度的に導入されている国は企業の海外進出が促進されると想われる。

以上のように、移転価格税制の一部の条項が企業の直接投資に影響を与えることが明らかにされた。これは企業が移転価格操作に係るコンプライアンス・コストおよび課税リスクの減少に反応して立地選択を行っていることを示していると考えられる。

## 政策的インプリケーションと今後の課題

以上、本論文では法人所得税制の非対称性、国際的二重課税の調整方式、移転価格税制の3つの法人所得税制の諸制度を中心に、それらが企業の海外進出に与える効果を観察してきた。法人所得税制の非対称性が企業の法人所得税負担に与える影響は第1章で観察されたとおり、非常に大きなものであり、この大きな潜在的負担の存在を企業行動の決定要因と無視することは得策ではない。そこで第2章では、立地選択の決定要因としての法人所得税制の非対称性のインパクトの大きさを測ったところ、法人所得税制の非対称性は立地選択に対して有意に影響を与えることが明らかとなった。第3章では、2009年度の税制改革を題材として国際的二重課税の調整方式の変更が企業の直接投資に影響を与えるか否かについて検討したところ、居住地主義から源泉地主義の変更によって日本企業の海外投資は国内投資に比して増大したことが観察された。最後に第4章において、移転価格税制の各条項が企業の直接投資にどのような影響を与えていているかを観察したところ、移転価格税制の条項の一部に直接投資インセンティブを変化させる効果があることが示された。

2000年代中ごろまで、企業の海外進出に法人所得税制が及ぼす効果については、法定税率あるいはDevereux-Griffith型<sup>4)</sup>の実効税率が与える効果に関する研究が主であった。本論文では、従来研究の手薄であった制度に焦点を当てて分析を行ってきた。ここから明らかにされることは、1990年代中頃から問題が重要視され始めてきた国際的租税競争という事象<sup>1)</sup>は、単純な税率引き下げ競争の枠組みでは議論できるものではないということである。もちろん租税競争の根源的な原因は他国との法人所得税率と本国のそれに差異が存在することは間違いない。しかし、法人所得税率が世界的に統合され单一の法人所得税率がすべての国で適用されるという可能性が現実的でない限り、法人所得税制の諸制度を利用した租税回避スキームを企業が生み出すことができる。それは本論文の議論の範疇でいえば、繰越欠損金制度の繰越期間を延長し、限度額を100%に近づける、あるいは国際的な二重課税の調整方式を居住地主義に設定する、または移

<sup>1)</sup> 租税競争の議論についてはOECD(1998)がある。

転価格税制を企業のコンプライアンス・コストを軽減するような制度設計を行うことによって、資本流出を食い止め、資本流入を呼び込む可能性があるといえる。したがって、わが国税制改革にとって重要なことは法人所得税率を他の先進国の水準に近づけて法人所得税制による資本流出インセンティブを極力最小限に抑えると同時に、法人所得税制の諸制度を見直し、企業の租税回避スキームを極力減らすことである。

最後に本論文の残された課題について言及したい。租税競争の実態について2000年代以降実証分析が行われてきているが、名目税率やDevereux-Griffith型の実効税率の引下げが企業のボーダーレスな活動に影響を与えていたか否かに焦点が当たっている。本論文で挙げたような諸制度が企業のグローバルな活動に影響を与えていたと政府が強く認識している場合、国際的租税競争は様々な形態で行われていることとなり、租税競争の様相はより複雑なものとなる。そこで残された課題として租税競争がどのような形態で行われているのか、その実態を掴むこととした。

また、移転価格税制のような複雑な制度の実施は、企業の法令順守コストおよび政府の税務執行コストを大きく引き上げる要因となる。そこで2点目の課題として企業の租税回避スキームを利用することによる徴税コストの大きさを推計することを挙げたい。

3点目は、各分析の精緻化が必要である。第3章、第4章ではマクロデータを使用した推定を行っているが、企業の個別的特殊性や産業特性、企業の投資目的など、推定において本論文でコントロールしきれなかった要因が多い。そういった点からより頑健性の高い推定を行う余地はまだ残されている。

## 参考文献

- 跡田直澄 (2000), 『企業税制改革—実証分析と政策提言—』 日本評論社.
- 伊藤潤平 (2013), 「国際課税制度と法人税率における対外直接投資への効果」 『国際公共経済研究』, 第 24 号, 9-18 頁.
- 伊藤潤平 (2015), 「法人所得税制の非対称性と経済的利益」 『中央大学経済研究所年報』, 第 47 号, 229-240 頁.
- 伊藤潤平 (2016), 「法人税収の変動要因としての法人税制の非対称性—平均税率の計測と要因分解—」, 『経済学論纂』 中央大学経済学研究会, 第 56 卷第 3・4 号, 497-509 頁.
- 上田淳二・石川大輔・筒井忠 (2010), 「法人税の税収変動要因と構造的な税収調達能力の分析」, 京都大学経済研究所, *KIER Discussion Paper Series*, No. 0906.
- 大野太郎(2009), 「租税条約と海外直接投資の実証分析」, 『フィナンシャル・レビュー』, 第 94 号, 172—190 頁.
- 大野太郎・布袋正樹・佐藤栄一郎・梅崎知恵 (2011), 「法人税における税収変動の要因分解～法人税パラドックスの考察を踏まえて～」, *PRI Discussion Paper Series*, No. 11A-09.
- 金子宏(2015), 『租税法 [第 20 版]』, 弘文堂.
- 國枝繁樹 (2010), 「日本企業の負債政策と税制：パネル分析」, 『FSA リサーチ・センター』 第 6 号.
- 國枝繁樹・高畠純一郎・矢田晴那 (2009), 「日本企業の負債政策と税制」, *PRI Discussion Paper Series*, No.09A-06.
- 国際租税小委員会(2008), 『我が国企業の海外利益の資金還流について～海外子会社からの配当についての益金不算入制度の導入に向けて～』.
- 田代昌孝(2010), 「ホスト国の法人税制が日本の海外直接投資に与える影響」, 片桐正俊他編著『グローバル化と税財政』, 113-135 頁.
- 田近栄治 (2010), 「日本の法人税改革—課税の実態と改革の道筋—」, 『税経通信』, 第 65 卷第 9 号, 17-34 頁.

- 田近栄治・布袋正樹・柴田啓子 (2014), 「税制と海外子会社の利益送金一本社資金需要からみた「2009 年度改正」の分析—」, 『経済分析』, 188 号, 68-92 頁.
- 田近栄治・油井雄二 (1990), 「税制と設備投資：平均税率, 資本収益率, 投資行動の日米比較」, 『フィナンシャル・レビュー』, 第 18 号, 1-41 頁.
- 田近栄治・油井雄二 (1996), 「日米製造業の税負担—経済的所得による分析」, 『税経通信』, 第 51 卷第 9 号, 32-43 頁.
- 田近栄治・油井雄二 (2000), 『日本の企業課税—中立性の視点による分析』.
- 内閣府政策統括官 (2008), 「対内・対外直接投資の要因分析 —なぜ対日直接投資は少ないのか—」『政策課題分析シリーズ』, 1.
- 増井良啓・宮崎裕子(2011), 『国際租税法』第 2 版, 東京大学出版会.
- Amerighi, Oscar and Susana Peralta (2010), "The proximity-concentration trade-off with profit shifting?" *Journal of Urban Economics*, 68, 90-101.
- Auerbach, A. J. (2007), "Why Have Corporate Tax Revenues Declined? Another Look," *CESifo Economic Studies*, vol. 53(2), pp. 153-171.
- Auerbach, A. J. and J. M. Poterba (1987), "Why Have Corporate Tax Revenues Declined?", In L. Summers (ed.), *Tax Policy and the Economy*, vol. 1, pp. 1-28.
- Belderbos, R. (1997), "Antidumping and Tariff Jumping: Japanese Firms' FDI in the European Union and United States," *Weltwirtschaftliches Archiv*, vol. 133, pp. 419-457.
- Bénassy-Quéré, A., L. Fontagné and A. Lahrèche-Révil (2005), "How Does FDI React to Corporate Taxation?", *International Tax and Public Finance*, vol. 12 (5), pp. 583-603.
- Blonigen, B. A. (1997), "Firm-Specific Assets and the Link between Exchange Rates and Foreign Direct Investment," *American Economic Review*, vol. 87 (3), pp. 447-465.
- Blonigen, B. A. (2001), "In Search of Substitution between Foreign Production and Exports," *Journal of International Economics*, vol. 53 (1), pp. 81-104.
- Blonigen, B. A. (2002), "Tariff-Jumping Antidumping Duties," *Journal of International Economics*, vol. 57 (1), pp. 31-50.

- Blonigen, B. A. (2005), "A Review of the Empirical Literature on FDI Determinants," *Atlantic Economic Journal*, vol. 33, pp. 383-403.
- Boskin, M. J. and W. G. Gale. (1987), "New Results on the Effects of Tax Policy on the International Location of Investment," In M. Feldstein (ed.), *The Effects of Taxation on Capital Accumulation*, pp. 201-222.
- Buettner, T. and M. Ruf (2007), "Tax Incentives and the Location of FDI: Evidence from a Panel of German Multinationals," *International Tax and Public Finance*, vol. 14, pp. 151-164.
- Campa, J. (1993), "Entry by Foreign Firms in the United States under Exchange Rate Uncertainty," *The Review of Economics and Statistics*, vol. 75 (4), pp. 614-622.
- Carr, D.L., J. R. Markusen and K. E. Maskus (2001), "Estimating the Knowledge-Capital Model of the Multinational Enterprise," *American Economic Review*, vol. 91, pp. 693-708.
- de Mooij, R. A. and S. Ederveen (2003), "Taxation and Foreign Direct Investment," *CPB Discussion Paper*, No. 003.
- de Mooij, R. A. and S. Ederveen (2005), "Explaining the Variation in Empirical Estimates of Tax Elasticities of Foreign Direct Investment," *Tinbergen Institute Discussion Papers* 05-108/3.
- de Mooij, R. A. and G. Nicodème (2007), "Corporate Tax Policy, Entrepreneurship and Incorporation in the EU," *Economic Papers*, No. 269, European Commission.
- Devereux, M. P. (2007), "The Impact of Taxation on the Location of Capital, Firms and Profit: a Survey of Empirical Evidence," *Working Papers* 0702, Oxford University Centre for Business Taxation.
- Devereux, M. P., M. Keen and F. Schiantarelli (1994), "Corporation Tax Asymmetries and Investment: Evidence from U.K. Panel Data," *Journal of Public Economics*, vol. 53 (3), pp. 395-418.
- Devereux, M. P., B. Lockwood and M. Redoano (2008), "Do Countries Compete Over Corporate Tax Rates?," *Journal of Public Economics*, vol. 92 (5-6), pp. 1210-1235.

- Devereux, M. P. and R. Griffith (1998), "Taxes and the location of production: evidence from a panel of US multinationals," *Journal of Public Economics*, vol. 68, pp. 335–367.
- Devereux, M. P. and R. Griffith (1998), "Taxes and the location of production: evidence from a panel of US multinationals," *Journal of Public Finance*, vol. 68 (3), pp. 335-367.
- Dreßler, D. and M. Overesch (2013), "Investment Impact of Tax Loss Treatment – Empirical Insight from a Panel of Multinationals," *International Tax and Public Finance*, vol. 20, pp. 513-543.
- Dunning, J. (1977), "Trade, Location of Economic Activity and the MNE: A Search for an Eclectic Approach," In B. Ohlin (Ed.), *The International Allocation of Economic Activity*, pp. 395–418.
- Edgerton, J. (2010), "Investment Incentives and Corporate Tax Asymmetries," *Journal of Public Economics*, vol. 94 (11), pp. 936-952.
- Egger, P., S. Loretz, M. Pfaffermayr and H. Winner (2009), "Bilateral Effective Tax Rates and Foreign Direct Investment," *International Tax and Public Finance*, vol. 16 (6), pp.822-849.
- Ernst & Young (2013), *Navigating the choppy waters of international tax: 2013 Global Transfer Pricing Survey*.
- Feldstein, M., L. Dicks-Mireaux and J. M. Poterba (1983), "The Effective Tax Rate and the Pretax Rate of Return," *Journal of Public Economics*, vol. 21, No. 2, pp. 129-158.
- Feldstein, M. and L. Summers (1979), "Inflation and the Taxation of Capital Income in the Corporate Sector," *National Tax Journal*, vol. 32, No. 4, pp. 445-471.
- Froot, K. A. and J. C. Stein (1991), "Exchange Rates and Foreign Direct Investment: An Imperfect Capital Markets Approach," *Quarterly Journal of Economics*, vol. 106, pp. 1191-1217.
- Goldberg, L. and C. Kolstad (1995), "Foreign Direct Investment, Exchange Rate Variability and Demand Uncertainty," *International Economic Review*, vol. 36 (4), pp. 855-73.

- Graham, J. R. (1996), "Debt and the Marginal Tax Rate," *Journal of Financial Economics*, vol. 41, pp. 41-74.
- Grubert, H. (2004), "The Tax burden on Cross-border Investment: Company Strategies and Country Responses," In Sørensen, P. B., (ed.), *Measuring the Tax Burden on Capital and Labor*, MIT Press, pp.129-170.
- Grubert, H. and J. Mutti. (1991), "Taxes, Tariffs and Transfer Pricing in Multinational Corporation Decision Making," *Review of Economics and Statistics*, vol. 73, pp. 285–293.
- Hajkova, D., G. Nicoletti, L. Vartia and K.-Y. Yoo, (2006), "Taxation, Business Environment and FDI Location in OECD Countries," *OECD Economics Department Working Papers* 502.
- Hartman, D. G. (1984), "Tax Policy and Foreign Direct Investment in the United States." *National Tax Journal*, vol.37 (4), pp. 475-87.
- Hasegawa, M. and K. Kiyota (2015), "The Effect of Moving to a Territorial Tax System on Profit Repatriation: Evidence from Japan," *GRIPS Discussion Papers* 15-09.
- Head, K. and J. Ries (2001), "Overseas Investment and Firm Exports," *Review of International Economics*, vol. 9 (1), pp. 108-122.
- Helpman, E. (1984), "A Simple Theory of Trade with Multinational Corporations," *Journal of Political Economy*, vol. 92 (3), pp. 451–71.
- Hines, J. R., Jr. and E. M. Rice. (1994), "Fiscal Paradise: Foreign Tax Havens and American Business," *Quarterly Journal of Economics*, vol. 109, pp. 149–182.
- Huizinga, H. and L. Laeven (2008), "International Profit Shifting within Multinationals: A Multi-country Perspective," *Journal of Public Economics*, vol. 92 (5-6), pp. 1164-1182.
- Hulten, C. R. and F. C. Wykoff (1981), "The Measurement of Economic Depreciation," In C. R. Hulten (ed.), *Depreciation, Inflation, and the Taxation of Income from Capital.*, pp. 81-132.

- Ito, J. and Y. Komoriya (2015), “The Impact of Transfer Pricing Regulations on the Location Decisions of MNEs,” In T. Ishikawa (ed.), *Firms' Location Selections and Regional Policy in the Global Economy*, pp. 81-106.
- Jorgenson, D. W. and M. A. Sullivan (1981), “Inflation and Corporate Capital Recovery,” In C. R. Hulten (ed.), *Depreciation, Inflation, and the Taxation of Income from Capital*, Washington, D.C., Urban Institute Press, pp. 171-237.
- Jost, Sven P., Michael Pfaffermayr, Matthias Stoeckl and Hannes Winner (2011), “Profit shifting within multinational firms: The role of entity characterization profiles”, *Working Paper*.
- Klein, M. W. and E. S. Rosengren (1994), “The Real Exchange Rate and Foreign Direct Investment in the United States: Relative Wealth vs. Relative Wage Effects,” *Journal of International Economics*, vol. 36 (3-4), pp. 379-389.
- Lohse, Theresa and Nadine Riedel (2013), “Do transfer pricing laws limit international income shifting? Evidence from European multinationals”, *CESifo Working Paper*, No. 4404.
- Lohse, Theresa, Nadine Riedel and Christoph Spengel (2012), “The increasing importance of transfer pricing regulations – A worldwide overview”, *Oxford University Centre for Business Taxation Working Paper* 12/27.
- Luckhaupt, Hagen, Michael Overesch and Ulrich Schreiber (2012), “The OECD approach to transfer pricing: A critical assessment and proposal”, In Wolfgang Schön and Kai A. Konrad (eds.), *Fundamentals of International Transfer Pricing in Law and Economics*, pp. 91–121.
- Markusen, J. R. (1984), “Multinationals, Multi-Plant Economies, and the Gains from Trade,” *Journal of International Economics*, vol. 16 (3–4), pp. 205–26.
- Nielsen, Søren Bo and Pascalis Raimondos-Møller (2012), “Multiple roles of transfer prices: One vs. two books” In W. Schön and K. A. Konrad (eds.), *Fundamentals of International Transfer Pricing in Law and Economics*, pp. 25–46.

- OECD (1998), *Harmful Tax Competition: An Emerging Global Issue*, OECD Publishing.
- OECD (2007), *Fundamental Reform of Corporate Income Tax*, OECD Publishing.
- OECD (2010), *Transfer Pricing Guidelines for Multinational Enterprises and Tax Administrations*, OECD Publishing.
- OECD (2011), *Corporate Loss Utilisation through Aggressive Tax Planning*, OECD publishing.
- Piotrowska, J. and W. Vanborren (2008), "The Corporation Income Tax Rate-Revenue Paradox: Evidence in the EU," *Taxation Papers*, No. 12, European Commission.
- Shevlin, T. (1990), "Estimating Corporate Marginal Tax Rates with Asymmetric Tax Treatment of Gains and Losses," *The Journal of the American Taxation Association*, vol. 12, pp. 51-67.
- Slemrod, J. (1990), "Tax Effects on Foreign Direct Investment in the US: Evidence from a Cross-Country Comparison," In A. Razin and J. Slemrod (eds.), *Taxation in the Global Economy*, pp. 79-122.
- Sørensen, P. B. (2007), "Can Capital Income Taxes Survive? And Should They?," *CESifo Economic Studies*, vol. 53, pp. 172-228.
- Swenson, Deborah L. (2004), "Foreign Investment and Mediation of Trade Flows," *Review of International Economics*, vol. 12 (4), pp. 609-629.
- Wei, S.-J. (2000), "How Taxing is Corruption on International Investors?," *Review of Economics and Statistics*, vol. 82 (1), pp. 1-11.
- Young, K. H. (1988), "The Effects of Taxes and Rates of Return on Foreign Direct Investment in the United States," *National Tax Journal*, vol. 41, pp. 109-121.

## 参考資料

国税庁, 『会社標本調査』 ,

<<https://www.nta.go.jp/kohyo/tokei/kokuzeicho/kaishahyohon/top.htm>>.

財務省, 『法人企業統計』 ,

<<http://www.mof.go.jp/pri/reference/ssc/>>.

財務総合政策研究所, 『財政金融統計月報』 ,

<[http://www.mof.go.jp/pri/publication/zaikin\\_geppo/](http://www.mof.go.jp/pri/publication/zaikin_geppo/)>.

内閣府, 『国富調査』 ,

<[http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/data\\_list/kokufu/kokufu\\_top.html](http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/data/data_list/kokufu/kokufu_top.html)>.

内閣府, 『国民経済計算』 ,

<<http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/menu.html>>.

日本銀行, 『金融統計月報』 ,

<<http://finquest.nikkeidb.or.jp/ver2/online/>>.

日本経済新聞社, NEEDS-Financial QUEST2.0,

<<http://finquest.nikkeidb.or.jp/ver2/online/>>

Deloitte, *Global Transfer Pricing Country Guide*, 各年版.

Ernst & Young, *Worldwide Corporate Tax Guide*, 各年版.

Ernst & Young, *Transfer Pricing Global Reference Guide*, 各年版.

Groningen Growth and Development Centre, *Penn World Table*,

<<http://www.rug.nl/ggdc/productivity/pwt/>>.

IMF, *World Economic Outlook Database*,

<<https://www.imf.org/external/pubs/ft/weo/2016/02/weodata/index.aspx>>.

KPMG, *Corporate Tax Rates Table*,

<<https://home.kpmg.com/xx/en/home/services/tax/tax-tools-and-resources/tax-rates-online/corporate-tax-rates-table.html>>.

KPMG, *Global Transfer Pricing Review*, 各年版.

OECD, *OECD Data*,

<<https://data.oecd.org/>>.

OECD, *OECD Stat*,

<<https://stats.oecd.org/>>.

OECD, *OECD Tax Database*,

<<http://www.oecd.org/tax/tax-policy/tax-database.htm>>.

Oxford University Centre for Business Taxation, *CBT Tax Database*,

<<http://www.sbs.ox.ac.uk/faculty-research/tax/publications/data>>.

PwC, *International Transfer Pricing*, 各年版.

World Bank, *World Development Indicators*,

<<http://data.worldbank.org/data-catalog/world-development-indicators/>>.